番号	制度名						
農林水道							
農水01	特定農産加工品生産設備等の特別償却(米穀の新用途への利用の促進に関する法律)						
農水02	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例						
農水03	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)						
農水04	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長						
農水05	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長						
農水06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長						
農水07	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長(奄美群島)						
農水08	技術研究組合の所得計算の特例						
農水09	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除						
農水10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置						
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置						
農水13	商業・サービス中小企業活性化税制						
農水14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置						
農水15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水17	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除						
農水18	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)						
農水19	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水20	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水21	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水22	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水23	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
農水24	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						

番号	制度名
農水25	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(林地保有の合理化)
農水26	転廃業助成金等に係る課税の特例
農水27	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例
農水28	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水29	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水30	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水31	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
農水32	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(漁業信用基金協会)
農水33	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (ジェイエフマリンバンク支援協会)
農水34	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
農水35	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
農水36	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

【農水01】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定農産加工品生産設 用の促進に関する法律		(米穀の新用途への利	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税				
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されて	こいない	□達成る	されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	□定量化		■定量化	ヒ(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策引	三段はない	■説明a	あり	□説明なし	

【課題の説明】	
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。	
なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示る	きれた
補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。	

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来推計(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

前回要望時の想定件数は年間25件としていたが、実績については、東日本大震災の影響により、特に23年度は11件と減少したところ。今後、本租税特別措置の適用により増加に転じるとみられるが、引き続き震災の影響も残ると考えられることから、将来推計では24年度以降、年間13件としているところ。

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 - 1. 平成 24 年度の減収額の見込みについては、認定した生産製造連携事業計画及び事業者からの聞き取りを基に試算しているところ。

具体的には、24 年度に本租税特例措置の対象となる機械等を整備することとしている認定 事業者に加え、同年度中に生産製造連携事業計画を作成し、機械等を整備することについて 具体的な相談のあった事業者の数 (適用見込み件数) に、1 事業者あたりの投資額を乗じて、 企業規模別 (大手、中小) に特例適用対象額を算出。これに特別償却率及び法人税率を乗じ て試算。

(単位:百万円)

〈特例適用対象額〉

(大企業 (交付金なし) ・1事業者あたり投資額) (事業者数) 大企業 $102 \times$ = 102(中小企業(交付金あり) ・1事業者あたり投資額) 1事業者あたり投資額) 中小企業 : 35 X 70 10 770 〈見込額〉 (特例適用対象額(大企業)) (特別償却率) (大企業法人税率) × 30% 102 \times 25, 5% (特例適用対象額(中小企業)) (特別償却率) (中小企業法人税率) × 30% 770 X 15% = 42

- 2. また、平成25年度、26年度の適用件数及び減収額の将来推計については、上記により算出した24年度の水準で推移するものと推計し、記載しているところ。
- ① 税収減是認効果(評価書中83) 《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明)
 - 1. 本租税特例措置の税収減を是認するような効果を検証するにあたり、以下の数値を用いて試算を行ったところ。(補足説明の例示として23年度の額を記載)
 - (1) 企業負担分の投資効果
 - ① 本租税特例措置対象設備への投資額(企業負担分)・・・ [I]【415百万円】
 - 「(I)'食品安定供給施設整備資金〔日本政策金融公庫〕:512百万円
 - ※ 建屋等の本和税措特例置対象外の設備に対するものを含む。

【農水01】

② 本租税特例措置対象設備への投資額(企業負担分)の経済波及効果・・・ [II] 【1.079 百万円】

([I]企業負担投資)

(指数)

415 百万円 × 2.60 = 1,079 百万円

- ※ 2.60は、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」より試算した波及効果の指数。
- ③ 本租税特例措置対象の設備に係る企業負担分の減税見込額・・・ [Ⅲ] 【26 百万円】

([I]企業負担投資) (特別償却率) (法人税率)

415 百万円 × 30% × 18% (又は30%) = 26 百万円

* 中小企業は法人税率 18%、大企業は法人税率 30%で算出。

- (2) 国の交付金
- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(本租税措置対象設備)・・・ [IV] 【403 百万円】
- 2. このうち、政策的な支援として措置されている [I] '(企業負担分に係る公的融資額)、 [IV] (交付金の額)、 [III] (減税見込額)のトータルで、減税見込額を除すことにより、減税見込額がどのくらい政策的支援に占めているかを推計(寄与率: 2.8%)。

([Ⅲ]減収見込) ([I], 低利融資) ([IV]交付金) ([Ⅲ]減収見込)

26 百万円 ÷ (512 百万円 + 403 百万円 + 26 百万円) = 2.8%

また、企業負担(投資全体)の経済波及効果である [Ⅱ] に、寄与率を乗ずることで、本租税特例措置により企業の投資が行われた場合の経済波及効果を算出している。

([Ⅱ]経済波及効果) (寄与率)

1,079 百万円 × 2.80% = 30 百万円

3. 以上の手法により、政策的支援のうち本租税特例措置がどの程度社会的に経済波及効果生んでいるかを算出し、本税制特例措置の減税見込額(26百万円)に対して社会的メリット(経済波及効果:30百万円)が上回っていることから、本租税特例措置の税収減を是認するような効果があるとしているところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

_		位がおからしているの人のようなに回し					
	1		iの対象とした 措置等の名称	特定農産加工品生産設備等の特別償却(米穀の新用途への利用の促進に 関する法律)(国税5)(所得税:外、法人税:義)			
	2	要望の内容		米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人又は法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる制度の2年延長。			
	3	担当部局	b	生産局農産部穀物課			
	4	評価実施	時期	平成 24 年 4 月 ~ 8 月			
	5		措置等の創設 さな正経緯	平成 21 年度: 創設 平成 23 年度: 2 年間の延長 [米穀粉製造施設について、ひきうす式及び 媒体式の粉砕装置を除外]			
Ī	6	適用又は	延長期間	平成 25 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日 (2 年延長)			
	7	必等	① ひん	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》・ 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。・ 平成 32 年度生産数量目標:米粉用米50万トン、飼料用米70万トン(政策目的の根拠》 〇 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年 4 月 24 日法律第 25 号) 米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資する。 〇 新たな食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)現在浸透しているパン食、麺食についての米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組む必要がある。 [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 26 年度までに、生産製造連携事業計画を 100 件認定(平成 23 年度末現在:累積 52 件)(総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》生産製造連携事業計画認定件数			
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 米粉用米など、新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図ると ともに、国産農畜産物の利用拡大等を通じ、農業と国民の結び付きを強			

			化する。							
8	有効性等	① 適用数等		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
							(見込)	(見込)	(見込)	
			適用件数	19 件	15 件	11 件	13 件	13 件	13 件	
	:		うち 新規参入者	9件	9件	4 件	-	_	_	
				対象設備を被	复数取得し、特	音等からの聞き き例措置を受け 受けた者!	た場合には、			一及 4.
			でおり、ま 見られるな	た、既存 ど、特定	の米加工の者に偏	業者のみた	ならず、業 ことはなし	が規参入者 ハ。	皆の利用	も多く
			にあったたれ、適用件	め、これ	に伴い加	工施設の塾	整備も見る	送られたも	のが見	受けら
			僅少とまて 米の需要拡							
				措置することによって、適用件数は増加していくものと見込まれる。 想定適用件数 25 件 (前回要望時に想定した件数 (2年平均))						る。
		② 減収額				F personal	W X 2 10 A 7 20 CO 20 CO	War Bern Dear	same Forms	200000000000000000000000000000000000000
				21 年度 6 百万円	22 年度	23 年度 26 百万円	24 年度見 42 百万			年度見込 百万円
				拠:別添	120000000000000000000000000000000000000					
		③ 効果・達成						and the same		
		目標の実				面積は、平				
		現状況	ンから平成本特例措置							
		i i	は達成され		the same of the sa					
		Ė	効な利用の							
			業と国民の	結び付き	を引き続	き強化する	る必要。			
			《租税特别			・達成目	票の実現物	犬況》(分	析対象期	間:平
			成 21 年度			数は、平原	世 23 年度	までで思	計 52 件	となっ
			ており、平							
	•		促進する必							
			なお、東	日本大震	災の影響	により、き	米粉・飼料	料用米の割	需要が鈍	化傾向
			にあったた							
			ら、生産製						Sales Comments	
	1	i	ところ。し							
		:	拡大への取			IN THE PARTY				旦9つ
	1		《租税特別							》(分析
			対象期間:				~ ~ 10.67	- / 20		" (\\\)
						の状況を見	見ると、き	长粉製粉 放	施設等の	整備を
	1		行うことで							
	-	1	上げている	ものと認	識。従っ	て、設備技	没資を促進	進させる行	设割を果	たして

			いる税制を延長しない場合は、米粉用米・飼料用米の生産・需要拡大に 支障が生ずる。						
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~26年度) 新用途米穀加工品等製造設備に対する投資の経済波及効果を試算する と以下の表のとおり。						
				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
			投資額	1, 393	1,501	415	(見込)	(見込)	(見込) 872
		0	経済波及効果	3, 621	3, 902	1, 079	2, 267	2, 267	2, 267
			※ 経済波及効	果について	は、認定な	生産製造連	携事業計画	画の事業者	等からの聞き
			取りによるデ			Alle No. 1 series			業及び関連産
			業を中心とし ※ 消費転換係			部門)」を何	使用して算	出。	
			※ 消貨転換係 ※ 経済波及効			н.			
			※ 経済波及効				は別添2	参照。	
		į	また、当該記制措置の寄与						
			制指導の哲子をとなり、						THE STATE OF THE S
			ため、本税制技		San Francisco				
									(単位:百万円)
				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
			寄与率	2. 7%	3. 7%	2. 8%	(見込)	(見込)	(見込)
			減税見込額	76	84	26	42	42	42
		÷	本税制措置の	99	144	30	70	70	70
			経済波及効果	33	144	30	70	70	70
			算定根拠:						
9	相当性	① 租税特別	交付金による			The state of the state of			
		措置等によるべき	モデル性の高い 税制による支持						
		妥当性等	備の取得の負担						
			り組み拡大を図	図る上で、	適切な措	昔置である	0		
		@ #L 0 + H	マケーの世界	th . I . Vz 4	上で 地 ルー	2 - ** L	1 + 127 +		
		② 他の支援 措置や義	予算上の措置					20000	
		務付け等	(平成 24 年度予算: 4,075 百万円の内数) 金融上の措置:食品安定供給施設整備資金						
		との役割	(平成 24 年度予算: 4,000 百万円の内数)						
		分担	〇 予算上の措置						
			生産・流通・加工・販売の一連の工程について、必要な機械・施設等の整件等を表す。						
			の整備等を支援。 本交付金は、市町村等の地方自治体と企業等が連携して取り組む、水						
			田地域の活物						
			o.					200	
			***************************************				一般を対象	はとして耶	双組全体の拡
			大を図る本科	説制措置と	は目的が	く異なる。			

	21 21	
		○ 金融上の措置 一連の工程について必要となる機械・施設及びこれに付帯する立ち上がりの経費に係る低利融資。 米粉・飼料用米の市場が比較的小さいことを背景に、民間金融機関からの資金調達が円滑になされにくいことから、資金調達の円滑化を図るため、日本政策金融公庫による制度資金を措置したもの。 設備投資時の税負担を軽減することにより、その時点でのキャッシュフローの改善を狙いとする本税制措置とはその役割を異にする。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	-
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

別添1

1. 減税見込額積算

・法人税(平成23年度)

単位:百万円

見込額 = $_{(特例適用対象額) \times 1}$ (特別億和率) (大企業法人税率) \times 30% \times 30%

> (特例適用対象額)※2 (特別價却率) (中小企業法人根率) + 313 × 30% × 18% = 26

※1については、平成23年度における大企業の対象設備投資実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。 ※2については、平成23年度における中小企業の対象設備投資実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については平成23年度の活用状況を踏まえて試算。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
適用件数	19	15	11	13	13	13
減税見込額 (単位:百万円)	76	84	26	42	42	42

注) 1:適用件数は、認定生産製造連携事業計画の事業者等からの聞き取りによる。

2:1法人で対象施設を2つ取得し特例措置を受けた場合は、1件でカウント。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

			十四.日771.
	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度	食品機械·同装置 (1, 393)		
22年度	食品機械·同装置 (1, 501)		
23年度	食品機械·同装置 (415)		
24年度	食品機械·同装置 (872)		
25年度	食品機械·同装置 (872)		
26年度	食品機械・同装置 (872)		
27年度			
28年度			

1. 本税制の寄与率積算

•本税制寄与率(平成23年度)

単位:百万円

 (減稅見込額)
 (減稅見込額)
 (交付金)※1
 (低利融資)※2

 寄与率
 26
 ÷
 (26
 +
 403
 +
 512
)
 =
 2.8%

※1については、平成23年度における農林漁村プロジェクト支援交付金の交付実績(認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる)。 ※2については、平成23年度における日本政策金融公庫の低利融資の融資実績(公庫からの聞き取りによる)。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)
減税見込額	76	84	26
交付金総額	1,393	1,573	403
低利融資総額	1,319	620	512
本税制寄与率	2.7%	3.7%	2.8%

2. 本税制による経済波及効果積算

•本税制経済波及効果(平成23年度)

単位:百万円

 (全体の経済波及効果)※3
 (寄与率)

 経済波及効果 = 1,079 × 2.8% = 30

※3については、平成23年度における対象設備投資全体による経済波及効果。

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については平成21~23年度の平均寄与率を用いて試算。

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
経済波及効果 (投資全体)	3,621	3,902	1,079	2,267	2,267	2,267
寄与率	2.7%	3.7%	2.8%	3.1%	3.1%	3.1%
本税制の 経済波及効果	99	144	30	70	70	70

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取 得した場合の課税の特例			府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			1
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない ■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり	□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり	□予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「②」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額)は、制度の対象となる交付金の予算額の影響を受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ① 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(農業用固定資産を取得した実績の計画に対する達成率)の実現状況について、「23 年度においては目標を達成している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにして、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ② 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための次の点検項目に ついて、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切 に分析し、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「24 年度 以降も23 年度実績と同程度で推移」と説明しているが、本租税特別措置等が目標 の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いている ため、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにして、本租税特別措置等に よる効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来推計(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

本措置は、交付された交付金を原資として準備金を積み立て、農業用固定資産を取得するものであることから、その適用は、対象交付金の予算額の範囲内で行われるものである(適用法人数が増えても、対象交付金の予算額を超えて措置が適用されることはない。)。

このため、その減収額は、前年の適用実績額(準備金の積立額及び準備金又は交付金をそのまま活用して農業用固定資産を取得した額)に、対象交付金の予算額の増減率と税率を乗じる方法により推計しており、この結果、23年度から24年度及び25年度にかけては、適用法人数が増加しているにも関わらず、減税額は減少又は横ばいとなっている。

これらのことから、予算額が見通せない 26 年度については、直近の傾向を踏まえて、25 年度推計値と同等とすることが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1		農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合						
	租税特別措置等の名称	の課税の特例(国税1)(法人税:義、所得税:外)						
2	要望の内容	〔制度の概要(現行)〕						
		① 水田・畑作経営所得安定対策、農業者戸別所得補償制度及び環境保						
		全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者(青色申告を行う						
		認定農業者等)が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業						
		用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得等するために農業経営						
		盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することが						
		できる。						
		(計算例) 農業収入金額 900						
		農業経営費等 530						
		農業経営基盤強化準備金繰入額 250						
		課税対象所得= (収入) - (損金)						
		=900-(530+250)=120						
		※準備金は損金算入						
		② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合						
		には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、						
		損金に算入することができる。						
		(計算例) 積み立てた準備金取崩額 1000 と当該年の受領交付金 250						
		を用いて価額 1500 の農業用固定資産を取得した場合						
		固定資産の帳簿価額=1500- (1000+250) =250						
		※取得に充てた準備金取崩額 1000 と交付金の額 250 を						
		圧縮記帳し、損金に算入						
		[要望内容]						
		適用期限(H25.3.31)の2年延長						
		なお、農業者戸別所得補償制度の法制化の検討状況を踏まえて、要件						
		の見直し等を要望する場合がある。						
3	担当部局	経営局経営政策課						
4	評価実施時期	平成 24 年 4 月~8 月						
5	租税特別措置等の創設	平成19年度 創設						
	年度及び改正経緯	平成21年度 2年延長・拡充						
		① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税)						
		② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継						
		ぎ措置の創設(所得税)						
		平成22年度 拡充・縮減						
		① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加						
		② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外						
		平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し						
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日						

【農水02】

	1 .	
7 必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等	及びその	農業者戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本
	根拠	特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固
	,	定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。
		《政策目的の根拠》
		〇食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定)
		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
		2 農業の持続的発展に関する施策
		(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
		① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保
i	② 政策体系	《大目標》
	における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の
	政策目的	多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適
	の位置付	切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展
	け	を図る。
		《中目標》
		2 農業の持続的な発展
		《政策分野》
		⑤ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及び測定	本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、
	指標	農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、
		農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。
		(総務省ガイドライン等の要請により、目標の趣旨を変更せずに定量的
		な目標設定を行った。)
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		本措置の適用実績
		法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産へ
		の投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力の
		ある経営体の育成・確保に寄与する。
8 有効性	① 適用数等	平成 21 年度 1.945 法人
8 有効性	1 週用数寺	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
寺		22 年度 2, 172 法人
		23 年度 2, 865 法人
		24 年度(見込み) 3,068 法人
		25 年度(見込み) 3, 286 法人
		26 年度(見込み) 3,519 法人
		算定根拠は別添参照。
		22 年度の適用数 2.172 法人は、適用対象者数 (農業生産法人等の数:
		12, 279) の約 18%であり、黒字割合(25.5%: 22 年度国税庁統計による
		農林水産業)を勘案すれば、想定される適用件数に対し想定外に僅少と
		はなっていない(本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可)。
		また、本制度は、対象者を、認定農業者であること、対象交付金を受
		領していることといった要件により明確にしていることから、適用者が
		想定外に特定の者に偏ってない。

	②減収額	平成 21 年度		2, 951	百万円			
		22 年度		3, 55	4 百万円			
		23 年度		4, 20	4 百万円			
	1	24 年度(見	見込み)	3, 93	5 百万円			
		25 年度(見	見込み)	3, 93	7 百万円			
		26 年度(見	見込み)	3, 93	7 百万円			
		• 算定根	処は別添き	参照。				
	③ 効果・達成	《政策目的の実現	現状況》	(分析対象	象期間:H	121~F	126年度	ξ)
	目標の実	競争力のある	経営体の	育成・確保	呆を図る た	こめには、	農業経営	の基盤を
	現状況	強化するための	農業用固定	定資産への	の投資を促	足進する必	必要がある	0 0
		本制度は、農業	業者戸別院	听得補償制	制度等の3	と付金を受	受領した農	{業者が、
		積み立てた準備会	金や受領	した交付会	金を用いて	て農業用ಡ	固定資産を	取得する
		ことを支援する	ものであ	り、上記』	対策の実現	見に寄与し	している。	
		《租税特別措置等	等による	効果・達成	成目標の3	ķ現状況》	(分析対	†象期間:
:		H21~H264						
		測定指標である						
		び取得金額」を用						
		本措置を活用し、						
		資産を取得した実						
		機械等で 89.5%と				用固定資產	重への投資	資を促進す
		る支援措置として						7 (8 47
		このように、23:						
		営改善計画は、そ						
		ものであり、計画に						
		き本制度を措置し	、計画的	は農業経過	3.改善の月	X組を文張	していく火	一般である。
		(4) 田中次在の国	동생리 교육 /	m 44. 60 24.	r. 羊 曰 (本)	1.00/18 由	/ = /00 左 =	- \
:		(1) 固定資産の耳	X待計凹(辰未在呂	以晋計画,	C以行夫	根(23 平)	支)
		① 農用地	上面去往	769 h	- ^			
		取得実		634 h				
			=ne ☑(B/A)	82. 49				
:		② 農業用機		02. 4	/0			
				1, 833	台 A			
		取得実		1, 641				
			≅(B/A)	89. 59				
		(2) 準備金による						
		(=)			120-12-12	24 年度	25 年度	26 年度
			21 年度	22 年度	23 年度	(推計)	(推計)	(推計)
						(1胜百1)	(1胜百1)	(1注前1)
		農地面積	594ha	537ha	634ha	634ha	634ha	634ha
		(取得価格)	17 億円	13 億円	16 億円	16 億円	16 億円	16 億円
		農業用機械等	793 台	1,096 台	1,641 台	1,641 台	1,641 台	1,641 台
		(取得価格)	32 億円	43 億円	63 億円	63 億円	63 億円	63 億円
		(注) (1)及び(2)の	」 D取得実績	。 青は、農政	局等を通	して毎年度	そ 行ってい	る税制特例
:		適用実績調				1/2		- 156 (6.5) 3 (5.3
		本措置は19年				まは準備金	の積立が	中心であ
		ったが、21年度以						
				2				

度実績と同程度で推移していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:H25~H26年度)

本措置の今後の活用計画(平成23年度末ベース)は、以下のとおり。

農地の取得計画

3.683ha 119億円

農業用機械等の取得計画 5,611台 320億円

計 439億円

準備金積立残高

294億円

今後の積立等必要額

145億円

(注) 1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。

2 「本措置の今後の活用計画(平成23年度末ベース)」とは、23年度 に本措置を活用した者の農業経営改善計画の残りの計画期間におけ

る農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成 が困難となり、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資 の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるもの と推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H19~26 年度)

<経済波及効果の試算>

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合 の損金算入及び農用地等を取得等した場合の圧縮記帳が認められる場

合、農地への投資が 1,600 百万円、農業用機械等への投資が 6,300 百万

円、減収額 4,204 百万円となる(いずれも23 年度)。

農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果 は、生産誘発額として 18,803 百万円となる。

(生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 7,900 百万円
- ・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で 7.183 百万円

第2次波及効果

・商業等で 3,720 百万円

(単位:百万円)

年度	19	20	21	22	23	24
減収額	844	2,297	2,951	3,554	4,204	3,935
波及効果 (総額)	1,328	6,787	10,763	13,118	18,803	18,803

年度	25	26
減収額	3,937	3,937
波及効果 (総額)	18,803	18,803

減収額が 4,204 百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及 効果は 18,803 百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備 金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年 度の税収」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費

10 有識者の	D見解 	-
	③ 地方公共 団体が協力する相当性	-
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	農業者戸別所得補償対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の 農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を 図ることを目的としている。一方、本措置は、これらの交付金を農業経 営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充て るため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
9 相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本措置は、農業者戸別所得補償制度等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。 租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。
		用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税収が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等が考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。) ※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。 措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、適用可能な者の約7割が本措置を活用していることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つとなっているとして計算している。 ・適用対象者数(22年度) 12,279法人(農業生産法人等の数) A・うち黒字法人数(A×25.5%) 3,131法人 B (黒字割合(25.5%)は22年度国税庁統計による農林水産業)・本措置の適用者数(22年度) 2,172法人 C・C/B 69% ※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は 0.73で算出

別 添

1. 減税見込額等の積算

① 交付金増減率: (752,394百万円−736,927百万円) ÷736,927百万円≒2.1 % 対象交付金 (予算) 総額の23→24 年度の増減率 (752,668百万円−752,394百万円) ÷752,394百万円≒0.04 % 対象交付金 (予算) 総額の24→25 年度の増減率

② 農業経営改善計画認定数 3 ヵ年増加率平均(法人):約7.1%

平成 19 年度末 12, 251 (13, 329-12, 251)/12, 251= 8.8% 平成 20 年度末 13, 329 (14, 273-13, 329)/13, 329= 7.1% 平成 21 年度末 14, 273 (15, 048-14, 273)/14, 273= 5.4% 平成 22 年度末 15, 048 (8.8%+7.1%+5.4%)/3=7.1%

③ ①の数値を基に、24年度~26年度の減税見込額を算出

(94 年度

23,358 百万円 (平成 23 年度適用実績額) × (100+2.1%) (①の交付金増加率 23→24 年度) = 23,849 百万円 (平成 24 年度適用見込額)

23,849 百万円×15%×1.1=3,935 百万円

(25 年度)

23,849 百万円(平成 24 年度適用見込額)×(100+0.04%)(①の交付金増加率 $24\rightarrow25$ 年度) = 23,859 百万円(平成 25 年度適用見込額)

23,859 百万円×15%×1.1=3,937 百万円

(26 年度)

25 年度推計値と同等と推計

(減税見込額算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計(全数調査)。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
				()[(2)	()[(2)	()[(2)
対象者数	17, 754	12, 279	13, 204	14, 198	15, 267	16, 417
適用法人等数	1, 945	2, 172	2, 865	3, 068	3, 286	3, 519
減税額 (百万円)	2, 951	3, 554	4, 204	3, 935	3, 937	3, 937

- 注1) 対象者数は、農業生産法人数 (ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める 集落営農組織数を含む。)
- 注2) 平成24年度の適用法人等数は、平成23年度実績2,865法人等数に、1の②で算出した農業経営改善計画認定数3ヵ年増加率平均(法人)約7.1%を乗じて算出し、平成25年度以降についても同様の方法で算出。

【農水03】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定地域における工業 指定された地区)	用機械等の特別償却(振興山村として	府省名	農林水産省
税目	法人税				
区分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			,
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	*
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり	□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり	□予測なし	⊗
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
(2) 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
(3) 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。 「過去の実績

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、過去における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが(<点検結果表の別紙>⑩参照)、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、過去における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある(<点検結果表の別紙>⑪参照)。なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「基準値である平成 18 年度末~平成 20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は 1.10%である。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

[将来の見込み]

② 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標(振興山村における本特例を活用した 民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保)の実現状況の将来予測に言及せずに、 本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果 を適切に説明する必要がある。

また、将来における税収減を是認する効果について、「アンケートにおいて、回答者の 25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つとなった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、・・・投資額の 25%を用いて経済波及効果を算出した。」と説明しているが (<点検結果表の別紙>⑩参照)、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。

なお、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「アンケート調査等から、平成25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出が期待されるところ」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、適切に本租税特別措置等による効果を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

[「]〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

^{「※」:}点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「⑩」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定(評価書中 7 ③《租税特別措置等により達成しようとする目標》/ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明)

達成目標及び測定指標については、前回の評価を踏まえて改善できるよう検討し、

- (1) 進出企業等に対して行う設備投資等に関する調査において、所要のデータ収集が毎年可能であること
- (2) 租特を活用した事業者の企業活動の一面として把握でき、前回の達成目標や測定指標よりも他の外部要因の影響の程度が小さいと考えられる「雇用」に着目したこと
- (3) 当該企業の進出により、相当の新規雇用者数の確保が見込まれること

から、「達成目標」を「振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者 数の確保を目標とする」とともに、測定指標は「振興山村における本特例を活用した民間事業者の 進出等に伴う新規雇用者数」としたものである。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8① 「適用数等」欄への補足説明)
 - ・ 厳しい経済情勢や本特例の周知浸透の状況等から、適用数の想定については小さく5件程度と 見込んでいたところであるが、実際の実績値はその前後に振れることは当初よりやむを得ないも のと思料。

近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、また、本特例は平成21年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられることなど、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、適用数の想定5件をある程度下回っていることをもって想定外に僅少といえるものではないと考えている。

- ・ 適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであること、また、過去の実績においても、特定の者に偏って適用されているものではないこと等から、想定外に特定の者に偏っているものではないと考えている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)③及び⑪のとおり。
- ① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③「効果・達成目標の実現状況」《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明)

「投資額の25%」については、本特例適用者へのアンケート調査を基に算出している。 アンケートにおいて、本特例適用者に対し、山村税制の存在が設備投資等の決定に影響したかど うかについて聞いたところ、回答者の25%が、「本特例が設備投資を決定する際の判断材料の一つ となった」と本特例の存在がその決定に影響した旨回答していることから、設備投資額についても、 その回答者の割合(25%)を適用し、設備投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

-1	政策評価の対象とした	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地							
	租税特別措置等の名称	区)(国税 12)(法人税:義)							
2	要望の内容	山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)に基づき指定された振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置10/100(旅館業を除公)、建物及びその附属設備6/100)について、対象業種に農林水産物等販売業を追加した上で、適用期間を2年延長する。							
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課							
4	評価実施時期	平成 24 年8月							
5	租税特別措置等の創設	平成 21 年度 創設							
	年度及び改正経緯	平成 23 年度 適用期限の2年延長							
		対象業種からソフトウェア業を除外							
6	適用又は延長期間	平成 25 年4月~平成 27 年3月							
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるな ど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全 等に重要な役割を担っている。 しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、 人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失わ れつつある。 このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促 し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。 なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないこ とから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地 域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに 減少率の5%を抑制)を測定指標としている。							
		○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」 ○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号「(前略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(中略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」 ○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、(中略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を請ずるよう配慮する」							

【農水03】

	〇新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果
	(4)観光立国・地域活性化戦略 ~地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大
	都市の再生~
	「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を
	着実に進める」
	〜農林水産分野の成長産業化〜 「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商
	工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘
	し、新たな産業を創出していく」
	〇日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)
	IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組
	(1)更なる成長力強化のための取組 ②食と農林漁業の再生
	「(前略)「「食」に関する将来ビジョン」に基づき、(中略)観光等の
	様々な領域で「食」を活用していく取組を加速化する」
	[農林漁業再生戦略] 「(前略) 6次産業化・成長産業化の推進や(中略)観光等の様々
	な領域での「食」の活用、(中略) 木材利用の推進(中略)等の ための施策を展開し、我が国の食と農林漁業を再生する」
	(別表)日本再生に向けた改革工程表 (2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ~国土・地域活力戦略~
	「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主 権戦略の一環として課題の整理と解決」
	○「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定) II 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将
	来ビジョン プロジェクト4 「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化
	「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画に
	よる農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」
	Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向
	プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化
	(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新
	商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」
② 政策(にお)	
政策	
の位置	
け	[中目標] 3. 農村の振興(産業、農村機能)
	[政策分野]
	① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化等に資することから、振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする。										
		測定指標:	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標:振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う 新規雇用者数。 目標値:本特例の適用期間中(平成 25~26 年度)の各年度新規雇用者数 80 人 ①平成 21~23 年度の設備投資1件当たりの新規雇用実績:約1.8 人 ②平成 25、26 年度の適用見込み:各年度 43 件 ① × ② ≒ 80 人									
		本特例の れ、基幹産 を通じ、地域	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。									
8 有効性	① 適用数等											
等			0.1 左座	00 左曲	00 左座	0.4 左连	0.5 左连	(単位:件)				
			21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)				
		適用数	6	3	1	26	43	43				
			拠は別添1	参照。								
		適用数 6 3 1 26 43 ※算定根拠は別添1参照。										

(2	減収額						(単作	位:百万円)				
	1		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度				
			(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)				
		減収額	17	4	1	53	57	57				
	1	※算定根拠は別添1参照。										

月標の実 現状況

③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度~平成26年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地 農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。

> 平成 23 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△ 0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標 を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、 若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高 齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目 的達成に向け引き続き本特例は必要である。

〇 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.19	△0.19	△0.31

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

〇 中山間農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、 機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。一 例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、エ 場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社 の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げて いると考えられる。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や 設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得 が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、 コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成27年3月)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減 少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である平成 18 年度末~平 成 20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~ 23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。

この要因として、条件不利地域である振興山村における顕著な高齢化、乏 しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

また、今後実現される効果については、先のアンケート調査等から、平成 25、26年度には、各年度における適用件数43件、新規雇用者数80人の創出 が期待されるところである。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や
設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得
が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、
コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。
なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を
設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
象期間:平成 25 年4月~平成 27 年3月)
本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失わ
れ、それに伴う雇用機会の喪失・人口減少等に拍車をかけることにつなが
るおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 21 年度~平成

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、 いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例には 税収減を是認できる効果がある。

設備投資	一体ス	調収額	乃71条	8洛波7	多効耳

(単位:百万円)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
減収額	17	4	1	53	57	57
投資額	822	162	58	4,056	4,392	4,392
経済波及効果	544	108	37	2,673	2,893	2,893

- ※ 経済波及効果については、都道府県に対し「振興山村における設備投資 等に関する調査」から得られた投資額を用い、「平成17年農林水産業及び 関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。
- ※ 先のアンケート調査において、本特例を適用した事業者のうち、25%の事 業者が「本特例が設備投資の決定に影響した」と回答しているため、本特例 適用者の25%において、本特例が設備投資のインセンティブになっていると して、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出した。
- ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。
- ※ 消費転換係数は0.73で算出。
- ※ 経済波及効果は2次効果まで算定。

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山 村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べ であり、振興山村における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇 用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、

- (1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流 のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであ り、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには 馴染まないこと、
- (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。

【農水03】

	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。 他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

別添1

1. 減税見込額積算

- (1)平成24年度(製造業及び旅館業の事業者)
- 対象資産を取得した事業者のうち、30%が本特例を適用すると仮定し(※1)、減収見込額を算出。

	(特例適用対象額)※2		(適用率)※1		(特別償却率)		(法人税率)		
機械等 =	9,409百万円	×	0.3	×	0.10	×	0.15	≒	42百万円
建物等	4,110百万円	×	0.3	×	0.06	×	0.15	≒	11百万円
合 計									53百万円

- (2)平成25、26年度(製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者)
- 製造業及び旅館業については上記(1)と同額(53百万円)。 … ①
- 振興山村内に所在する農林水産物等販売業の事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定及び本特例の適用見込みを把握。

対象資産を取得した事業者のうち、35%が本特例を適用すると仮定し(※4)、減収見込額を算出。

	(1件当たり投資額)		(件数)※3		(適用率)※4		(特別償却率)		(法人税率)		
機械等 =	20百万円	×	22	×	0.35	×	0.10	×	0.15	≒	2百万円
建物等_=_	20百万円	×	26	×	0.35	×	0.06	×	0.15	÷	2百万円
合 計											4百万円

- 〇 ①+② 53百万円+4百万円=57百万円
- ※1 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、60%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の30%)が本特例を適用すると仮定した。
- ※2 振興山村において、平成21~23年度に本特例の対象となる資産を取得した実績を基に、平成24年度以降 も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額の見込みを算出(実績は、都道府県に対し「振興山村に おける設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握)。

								(+	- D. D. D. 1/
	(平成21年度)		(平成22年度)		(平成23年度)		(平均)		
建物等 =	(7,748	+	10,198	+	10,281)	÷	3	≒	9,409
機械等 =	(3,802	+	4,940	+	3,589)	÷	3	≒	4,110

- ※3 アンケートにおいて、農林水産物等販売業の事業者の平成25年度における設備投資予定について、全回答者の1.7%が機械、2.0%が建物を取得する予定と回答していることから、振興山村に所在する農林水産物等販売業の事業者(1,288事業者)のうち、1.7%(22事業者)が機械、2.0%(26事業者)が建物を取得すると仮定。
- ※4 アンケートにおいて、「平成25年度に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した農林水産物等販売業の事業者のうち、70%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の35%)が本特例を適用すると仮定した。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
対象者数(社(者))	82	76	103	87	135	135
適用件数(件)	6	3	1	26	43	43
減税見込額(百万円)	17	4	1	53	57	57

注)1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(21~23年度)

振興山村において2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

(24年度)

振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値($21\sim23$ 年度実績の平均値)。 【計算式】 $(82+76+103)\div3=87$ (社(者))

25 26年度)

振興山村において2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の事業者数の推計値。 製造業及び旅館業については、24年度と同数(87社(者))。

農林水産物等販売業については、該当事業者(1,288事業者)のうち、1.7%が機械、2.0%が建物の取得すると仮定。

【計算式】農林水産物等販売業の推計 1,288 × (1.7+2.0) ÷ 100 ≒ 48(社(者))

製造業、旅館業(87)+農林水産物等販売業(48)=135(社(者))

【農水03】

別添2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

			单位 日刀口
	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械·同装置 (6.5)
22年度	電気機械 (40.5)		
23年度	建築 (14.5)		
24年度	電気機械 (705.8)	建築 (308.3)	
25年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
26年度	電気機械 (744.3)	建築 (353.8)	
27年度			
28年度			

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(21~23年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

平成24年度以降に比べ適用件数が低位であることについては、近年の厳しい経済情勢に加え、本特例が、関係事業者にあまり普及して いないと(アンケートにおいて、2千万以上の設備投資をした事業者のうち75%が本特例を知らなかったと回答している)に起因しているも のと考えられる。

(24年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(87事業者)の30%(本特例の活用の検討者(60%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】87×0.3≒26(件)

(25、26年度)

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の特別償却の適用事業者数の推計値。

製造業及び旅館業については、24年度と同数(26件)。

農林水産物等販売業については、対象者数(48事業者)の35%(本特例の活用の検討者(70%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

【計算式】農林水産物等販売業の推計 48×0.35 ≒ 17(件)

製造業、旅館業(26)+農林水産物等販売業(17)=43(件)

【農水04】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	過疎地域における事業	府省名	農林水産省		
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成し ていない状況	■達成されていない □達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり	□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり	□予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし	

「〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑩」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」)は、過疎対策事業債の発行、政府系金融機関等からの低利貸付け等、他の政策手段の効果の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑩ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ること)の実現状況について、前回要望時の測定指標を用いて「前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である平成 18 年度末~20 年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明するとともに、今回の測定指標(「工場立地件数」及び「雇用増加人員」)に係る平成21年度から23年度までの実績からも、「過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。」と説明しているが、いずれも、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について「民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

Vi alder is a self of A entry of the self for the self fo		E leave of	1
注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段	と比した	「相当性」	15
ついては、説明・分析に不十分な点は認められない。			

【農水04】

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等により達成しようとする目標≫欄への補足説明)
- 達成目標の目標値、達成時期に係る補足説明 達成目標の目標値、達成時期については、平成26年度に、直近3か年平均(平成21年度から 23年度までの平均)の状況より向上することを目的とし、記載していたところである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であることに加え、所 期に想定していた適用者数は、平成22年度が62件、23年度が57件であり、22年度の実績66件、 23年度の実績47件と比較し、想定外に僅少なものではない。

また、適用者の内訳を見ると、平成22年度の実績のあった適用者数66件のうち、適用市町村は45団体、23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村数は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	対策評価の対象とした	
租		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長(国税 24)(法人
	且税特別措置等の名称	税:義)
2 要	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)の事業に使用する機械や建物等(取得価額 2,000 万円超)を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100、建物及びその附属設備 6/100)について、適用期間を2年延長する。
3 担	旦当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4 評	平価実施時期	平成 24 年8月
5 : 租	且税特別措置等の創設	昭和 45 年創設
年	F度及び改正経緯	平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 (直近 12 年) 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行
		適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加
		平成 17 年度: 適用期限の 2 年延長
		平成 19 年度: 適用期限の 2 年延長
		平成 21 年度:適用期限の 1 年延長
		平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長
		適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外
		し、情報通信技術利用事業を追加
- :		平成 23 年度: 適用期限の 2 年延長
6 遁	箇用又は延長期間	平成 25 年4月~平成 27 年3月
	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
: 等		昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎地域自立促進
	根拠	特別措置法(以下、過疎法)に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図
		り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある
		国土の形成に寄与することを目的としている。
		過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有してお
		は雇用を増入させるだめ、国は必要な施東を総合的に講りる員務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。
		過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者
		の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水
		準の向上と、雇用の増大を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維
		持・再生に資する。
		なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないこ
		とから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。
		《政策目的の根拠》
		〇食料·農業·農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)
		3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全
1		(4)未冷陂能切桩付С地域貝源 環境切休主
	:	①農村コミュニティの維持・再生
		①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下
		①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下 し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間

略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」

〇過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならな」

1 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」

〇同法第30条

「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」

〇新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

- (4)観光立国·地域活性化戦略
- ~地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生~

「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を 着実に進める」

〇「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)

「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体 的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、 生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」

〇「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)

「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として 課題の整理と解決」

- 〇「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定)
- II 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン
- プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」
- Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向

プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化

(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進

「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新

				商品の	開発・販	烙開拓、	必要な施設整	備等を支持	爰」	
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	面的機能の発 保存・管理等を [中目標] 3. 農村の振 [政策分野]	揮、森林 通じ、国 興(産業	の保続は 民生活の 、農村機	音養と森林生)安定向上と 能)	産力の増設 国民経済 <i>の</i>	生、水産1	
	:						地域資源·環			
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置 過疎法の目 用の増大、地域 あり、過疎地切 が対策目標の を促進し、過疎	的は、過 或格差の i自立促i 一つとな	疎地域の 是正及び 進のため。 っているこ)自立促進を(美しく風格あ、産業を振興 ことから、過疎	図り、もって る国土の し安定的な 地域への:	が成に寄る 雇用を増 企業や旅	与することで 曾大させること
				《租税特別措置						
				* *** *** ***			件数」及び「雇		員」	
					を講ずる	ことにより	J、過疎地域 <i>/</i>	への企業や	旅館等0	" D立地が促進
				され、所得水準 持・再生に資す				ることかで	ぎ、コミュ	ニティの維
	1									
8	有効性	1	適用数等			適用者数	(件)	特別僅	却実績額	i(百万円)
8	有効性等	1	適用数等		製造業	適用者数	コールセンター	特別優製造業	拉夫積額 旅館業	(百万円)
8		1	適用数等	H21						
8		1	適用数等	H21 H22	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター
8		1	適用数等		製造業 42 63 47	旅館業 2 3 0	コールセンター	製造業 1,836	旅館業 34 26 0	コールセンター
8		1	適用数等	H22 H23 H24(見込み)	製造業 42 63 47 50	於館業 2 3 0 2	コールセンター 0	製造業 1,836 5,112 1,022 2,657	旅館業 34 26 0 20	コールセンター
8		0	適用数等	H22 H23 H24(見込み) H25(見込み)	製造業 42 63 47 50 53	旅館業 2 3 0 2	コールセンター 0	製造業 1,836 5,112 1,022 2,657 2,930	旅館業 34 26 0 20 16	コールセンター
8		10	適用数等	H22 H23 H24(見込み)	製造業 42 63 47 50	於館業 2 3 0 2	コールセンター 0	製造業 1,836 5,112 1,022 2,657	旅館業 34 26 0 20	コールセンター
8		0	適用数等	H22 H23 H24(見込み) H25(見込み) H26(見込み) ※ソフトウェア ※H24 (見込み) H25 (見込み) H26 (見込み) 出26 (見込み)	製造業 42 63 47 50 53 50 業は H211 についい についい についい についい についい についい についい についい についい についい についい についい についい についい にっしい にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ	旅館業 2 3 0 2 2 1 まで。H2 ては H21~ ては H22~ ては H23~ Jな状況・ 3者数が続	コールセンター 0 0 0 0 - - - - - - - - - - - - -	製造業 1,836 5,112 1,022 2,657 2,930 2,203 センター。 の3年平均 業立地ので なもので	旅館業 34 26 0 20 16 12 おで算出。 ポテンシ よない。	コールセンター 0 0

ALL A						()	単位:億円
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
	減収額	5.6	15.4	3.1	6.8	7.5	5.7

③ 効果・達成 目標の実 現状況

② 減収額

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度~平成 26 年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地 農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。

平成 23 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標を達成。

○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.19	△0.19	△0.31

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

また、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。

平成 23 年度の政策目標は達成しているが、過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるなか、平成 32 年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成 27 年3月)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である H18 年度末~H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。

この要因として、条件不利地域である過疎地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

一方、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度(調査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。

過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、

【農水04】

9	相当性	① 租税特別 措置等に よる当性等	過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月~平成27年3月)本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度56億円、平成22年度154億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成26年度)過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、税収減を是認するような効果があると言える。本特例は、民間事業者の類段資の負担を軽減し、民間事業者に過疎地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、過疎地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。また、他の手段と比較した場合、(1)補助金は、地方公共団体等が定住等の促進のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、
		N = 4-19	(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置が講じられている。
		分担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住等の促進のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例は、個々の民間事業者の過疎地域への進出や設備投資を促
			すインセンティブを与える優遇措置である。
		③ 地方公共 団体が協	該当なし
		力する相 当性	
10	有識者の		_
11		事前評価又は事)実施時期	平成 23 年度税制改正要望時
	,		

減収額積算根拠

(平成21年度) 561百万円 (平成22年度) 1,541百万円 (平成23年度) 307百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額
1,869,658 × 0.300 = 560,897 (千円)
(特別償却実績額) (法人税率)

・平成22年度減収額
5,138,310 × 0.300 = 1,541,493 (千円)

(特別償却実績額)○平成23年度減収額1,022,398× 0.300 = 306,719

(千円)

(特別償却実績額) (法人稅率)

減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)683百万円(平成25年度見込み)751百万円(平成26年度見込み)565百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度~23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度~24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度~24年度平均	478	2,215,006

•平成24年度減収見込額

2,676,789 × 0.255 = 682,581 (千円)

(特別償却実績額平均) (法人税率)

•平成25年度減収見込額

2,945,832 × 0.255 = 751,187 (千円)

(特別償却実績額平均) (法人税率)

•平成26年度減収見込額

 $2,215,006 \times 0.255 = 564,827$

(特別償却実績額平均) (法人税率) (千円)

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度 の延長				農林水産省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

1	1		
点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			,
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	□説明あり	■説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり	□予測なし	⊗
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり	□説明なし	

「〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「⑩」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(これまでの指標:過疎化、高齢化等が進行している地域における年平均人口減少率、今後の指標:半島地域における製造業の製品出荷額の変化率及び観光入込客数の変化率)は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足してい

る。 [過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「基準値であるH18年度末~H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末~23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標(半島地域における製造業の製品出荷額の増加及び交流人口の増加)の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「半島地域における各指標の変化率(対前年比)を全国における各指標の変化率(対前年比)で除した値が、各年において 1.0 以上となる(全国値がマイナスの場合は、1.0 未満となる)ことを目標としている。」と説明しているが(<点検結果表の別紙>⑩参照)、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注	背景にあ	らる政策	の今日的な	「合理性」	及び補助金等他の	の政策手段と	ヒ比した	「相当性」	に
_	ハフル	説田.	分析に不十年	シた占け 额	かられない				

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

前回延長要望時においては、平成19年度57件、20年度69件、21年度53件、22年度64件、23年度72件と想定していたところであり、適用数は想定外に僅少ではない(5カ年平均では想定数と適用数はほぼ一致している。)。

また、本租税特別措置を適用した事業者の業種について、聞き取りにより確認したところ、食品製造業、電子部品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されていない。

- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 算定根拠については、次のとおりである。
 - ・ 平成21年度~23年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
 - ・ 平成24年度(見込み)については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成19年度~23年度の5年平均で算出。
 - 平成25年度(見込み)については、平成20年度~24年度(見込み)の5年平均で算出。
 - ・ 平成 26 年度(見込み)については、平成 21 年度~25 年度(見込み)の 5 年平均で算出。 また、算定に用いた数値は、次の通りである。

(製造業)

平成 19 年度 56 件

平成 20 年度 68 件

平成 21 年度 55 件

平成 22 年度 86 件

平成 23 年度 47 件

(農林水産物等販売業)

平成24~26年度(見込み)各年2件

- (7) 減収額の実績把握(評価書中82)「減収額」欄への補足説明)
- 〇 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を1:1で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している(すなわち、設備投資額がAであれば、法人税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ 、所得税を適用した者の設備投資額が $1/2 \times A$ となる)。
- また、平成21年度~平成23年度は、特別償却制度の対象業種が、製造業及び旅館業であったため、制度全体の減収額は上記2業種の減収額を合計したものとなる。

平成 21 年度

設備投資額(機械・装置): 32,484 百万円

設備投資額(建物・附属設備): 7,018 百万円(製造業 6.816 百万円、旅館業 202 百万円)

平成 22 年度

設備投資額(機械・装置): 12,155 百万円

設備投資額(建物・附属設備): 5.845 百万円(製造業 5.647 百万円、旅館業 198 百万円)

平成23年度

設備投資額(機械・装置): 9,063 百万円

設備投資額(建物・附属設備): 3,037 百万円(製造業 3,037 百万円)

○ その他の条件は以下のとおりである。

特別償却率は、機械・装置=10%、建物・附属設備=6%とする。

法人税率は30%、所得税率は33%とする。

○ これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

<法人税> · · · A

設備投資額(機械・装置)×1/2×10%×30%+設備投資額(建物・附属設備)×1/2×6%×30%

<所得税> ・・・B

設備投資額(機械・装置)×1/2×10%×33%+設備投資額(建物・附属設備)×1/2×6%×33%

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
- 算定根拠については、次の通りである。
 - ・ 平成21年度~23年度については、道府県から聞き取った結果を記載。
- ・ 平成24年度(見込み)については、道府県から聞き取った結果に基づき、平成21年度~23年度の3年平均で算出。
- ・ 平成25年度(見込み)については、平成22年度~24年度(見込み)の3年平均で算出。
- ・ 平成26年度(見込み)については、平成23年度~25年度(見込み)の3年平均で算出。
- また、算定に用いた数値については、次のとおりである(単位:千円)。 (製造業)
 - 平成21年度39,300,685(機械・装置32,484,376+建物・付属設備6,816,309)
 - 平成22年度17,801,565(機械・装置12,154,797+建物・付属設備5,646,768)
 - 平成23年度12,100,318(機械・装置9,063,153+建物・付属設備3,037,165)
 (農林水産物等販売業)
 - ・ 平成24年度(見込み)463,477(機械・装置139,043+建物・付属設備324,435)
 - ・ 平成25年度(見込み)318,331(機械・装置95,499+建物・付属設備222,832)
 - 平成26年度(見込み)350,447(機械・装置105,134+建物・付属設備245,313)
- なお、算定式は、事前評価書の記載したとおりであるが、法人税と所得税の適用割合を1:1 と仮定し、所得税率0.33、法人税率0.255としている。
- 「設備投資額」は、法人税適用者分と所得税適用者分が合計されているため、減収額の計算に際しては、設備投資額を1:1で按分して、法人税及び所得税の減収額を算定している(すなわち、設備投資額がAであれば、法人税を適用した者の設備投資額が1/2×A、所得税を適用した者の設備投資額が1/2×Aとなる)。

○ 平成24年度~26年度の設備投資額については、以下の通り算定した。 (製造業)

設備投資額については、次のとおり算出。

- ・ 平成24年度(見込み)については、平成21年度~23年度の3年平均で算出。
- ・ 平成25年度(見込み)については、平成22年度~24年度(見込み)の3年平均で算出。
- ・ 平成26年度(見込み)については、平成23年度~25年度(見込み)の3年平均で算出。

(農林水産物等販売業)

設備投資額については、道府県からの聞き取りにより、過去5年の立地実績をもとに製造業と 同程度の適用があると仮定(立地件数の3割が適用されると仮定)して算出。

- ・ 平成24年度(見込み)については、平成19年度~23年度の5年平均で算出。
- ・ 平成25年度(見込み)については、平成20年度~24年度(見込み)の5年平均で算出。
- ・ 平成26年度(見込み)については、平成21年度~25年度(見込み)の5年平均で算出。
- 上記を踏まえて算出した設備投資額は以下のとおりとなる。・

(製造業)

平成24年度(見込み)

設備投資額(機械・装置):17,901 百万円 設備投資額(建物・附属設備):5,167 百万円

平成25年度(見込み)

設備投資額(機械・装置):13,040百万円 設備投資額(建物・附属設備):4,617百万円

平成26年度(見込み)

設備投資額 (機械・装置): 13,335 百万円 設備投資額 (建物・附属設備): 4,274 百万円

(農林水産物等販売業)

平成24年度(見込み)

設備投資額(機械・装置): 139 百万円 設備投資額(建物・附属設備): 324 百万円

平成25年度(見込み)

設備投資額(機械・装置):95 百万円 設備投資額(建物・附属設備):223 百万円

平成26年度(見込み)

設備投資額(機械・装置):105 百万円 設備投資額(建物・附属設備):245 百万円

- その他の条件は以下のとおりである。
 - ・ 特別償却率は、機械・装置=10%、建物・附属設備=6%とする。
 - ・ 法人税率は25.5%、所得税率は33%とする。
- これを踏まえた算定式は以下のとおりである。

<法人税> · · · A '

設備投資額 (機械・装置) × 1 / 2 × 10% × 25.5% + 設備投資額 (建物・附属設備) × 1 / 2 × 6 % × 25.5%

<所得税> ・・・B '

設備投資額(機械・装置)×1/2×10%×33%+設備投資額(建物・附属設備)×1/2×6%×33%

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

今回の要望における効果・達成目標は、製造業の製品出荷額等及び交流人口について、全国と半島地域の変化率(対前年比)を比較することとしている。半島地域における各指標の変化率(対前年比)を全国における各指標の変化率(対前年比)で除した値が、各年において1.0以上となる(全国値がマイナスの場合は、1.0未満となる)ことを目標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

特別措置等の名称	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(国税 25)(法人税:義、所得税:外)
D内容	半島振興対策実施地域における製造の事業、農林水産物等販売業の 事業の用に供する設備の新設又は増設(取得価格の合計額2,000万円 超)した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械・装置:10/100、建物・付属施設:6/100) について、適用期間を2年延長する。
祁局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
 	平成 24 年8月
	(製造業)昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2,4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21,23年度:適用期間の2年延長 (農林水産物等販売業) 平成23年度:追加
スは延長期間	平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月
1 ① 政策その 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島振興対策実施地域(以下「半島地域」という。)は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることから、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島地域において、半島振興法に基づき、半島循環道路、上水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、若年層の人口流出を抑制するための雇用の場の創出や地域経済の活性化を図り、半島地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の59%を抑制)を測定指標としている。 《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)3.農村の振興に関する施策4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」 〇半島振興法(昭和60年法律第63号)・第13条の2(農林水産業の振興)「国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開
	及びその

:		業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。」
		・第 15 条の 2 (地域間交流の促進)
		「国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半
		島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存する
		こと等の特性があることにかんがみ、半島振興対策実施地域の活
		性化に資するため、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及
		び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとす
		3.J
		・第 16 条(税制措置) 「国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定める
	i i	「国は、忸怩特別指直法(昭和二十二年法律第二十八号)の定める ところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。」
		こころにより、十四地域の派兵に必安は相直を構りるものとする。]
		〇新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定)
		第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果
		(4)観光立国·地域活性化戦略
		~地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大
		都市の再生〜 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を
		着実に進める」
		1,000
		~農林水産分野の成長産業化~
		「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商
		工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘 し、新たな産業を創出していく」
		し、材だな性果を創出してい、」
		〇「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定)
		Ⅱ 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将
	Ē	来ビジョン プロジェクト4 「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化
		「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画に
		よる農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の
		取組による地域活性化を図る」
		Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向
		プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化
		(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進
		「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新
1	② 政策体系	商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」 「大目標」
	②: 収束体系	L入日保 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
	政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
	の位置付	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
	け	[中目標]
		3. 農村の振興(産業、農村機能)
		[政策分野]
		① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	③ 達成目標 及び測定	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	お標	・半島地域における製造業の製品出荷額等の増加
	JE 15K	・半島地域における交流人口の増加

				・半島地塚 続的に全 ・半島地塚	ばにおける :国の変化 ² ばにおける	製造業の 率(対前年 観光入込零	比)を上回	等の変化率 引ること。 率(対前年		北)が、継 継続的に全
				地域タ	小から訪れ	た人の数を	指す。		ベントの参加 による寄与	加を目的に
				本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。						
				これらを	通じて、					生に資する
8	有効性	1	適用数等		01 左左	00 左座	00 左座	04 5 5		単位:件)
	等				21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (見込)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)

				適用数	55	86	47	64	65	64
				※道府県か	の困ら知っ)に桁来によ	る。兄込み	IC JUY CIA	川 で 取り 桁	未より推訂
		1	減収額						(単位	: 百万円)
					21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
					(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
				減収額	1, 156	493	343	624	469	472
				【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特 法人税率 ※道府県から聞き取った結果による。見込みについて					聞き取り結	果より推計
		2	効果・達成 目標の実 現状況 現状況 現状況 現状況 である である である である である である である である である である					票を、「平地 。 に対し△		
				〇 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕						
							(単位	:%)		
				区分	21 年月	22年月	度 23 年	度		
				減少率	△0.					
				(是	農村振興局	中山間地	域振興課調	べ)		

○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額等の増大が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。

これらを通じて、地域において労働需要が生じ雇用が創出されるなど、半島地域の経済が活性化する。

過去の実績によれば、食品製造業者が、本特例を活用し、新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られており、本特例は半島地域の経済活性化に繋がっていると考えられる。

平成23年度の政策目標は達成しているが、製造業に係る製品出荷額の変化率(対前年比)については、全国値が-20.9%であった一方、半島地域では-22.0%となっている。近年では、このように半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が続いている。

また、観光入込客数の対前年度比率(平成22年)については、全国値が97.1%であった一方、半島地域では90.8%となっており、半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況となっている(平成22年から統計の調査手法が変更となったため、平成21年度との比較ができないため参考値)。このような状況がみられるなか、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の半島地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度~平成 26 年度)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である H18 年度末~H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。

この要因として、条件不利地域である半島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。 一方で、本特例の活用による設備導入により、売上高の増加や雇用の創出が見られるなど、達成目標に資する効果が見られる事例も見られる。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の半島地域への進出や 設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得 が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、 コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。

なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記7の③に記載した達成目標及び測定指標に変更する。

		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
		象期間: 平成 25 年度~平成 26 年度)
		本特例措置が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退する
		ことで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念さ
		れる。これにより、若年層の流出に拍車が掛かり、人口減少・高齢化が加速す
		るおそれがある。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度~平成
		26 年度)
		直接的効果としては、本特例が措置されることによる企業の新規立地等によ
		り、当該企業からの税収が発生する。また、間接的効果として、地場産品の高
		付加価値化等による売上の増加や雇用創出(新規立地事業者について1事
		業者当たり30名程度(平成19~23年の5カ年平均))に伴う所得増による税
		収増が見込まれる。さらに、所得増がもたらす消費増大等の波及効果も期待
		される。これらを総合的に勘案すれば、税収減を是認するような効果はあるものします。
to state	D TM 4+ D.1	のと考えられる。
	Ⅱ税特別 #需答に	本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べ
1 1 1	措置等に こるべき	であり、半島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇
	そのべる 日本	用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。
	X = 11 + 7	また、他の手段と比較した場合、
		(1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流
		のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであ
		り、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには 馴染まないこと、
		(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること
		から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。
		本特例は、民間事業者の投資を喚起するのみならず、商品販売額の増大
		や雇用創出効果等も期待され、的確性の高い施策と考えられる。
		また、本特例は、特定分野の事業者を対象とするものではなく、半島地域全
		体の製造業、農林水産物等販売業を営む事業者を対象としている。一方で、
		実際の特例が適用される対象は、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投
		資し事業を充実させた法人又は個人に限定されることから、必要最小限な措
		置と考えられる。
② [:] ft	也の支援	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を
	昔置や義	図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当
	条付け等	初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支
ع	の役割	援措置が講じられている。
5.	}担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行
		現他設や地域间交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を11 うために支援するものである。
		一方、本特例は、個々の民間事業者の半島地域への進出や設備投資を促
		すインセンティブを与える優遇措置である。
	也方公共	該当無し
	団体が協	
	りする相	
10 有識者の見解	当性	_
11 前回の事前評		平成 23 年度税制改正要望時
後評価の実施		T/X 23 十溴πη以正安主时
以口間の天肥	H-1 797]	

【農水06】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却 制度の延長				農林水産省
税目	法人税、所得税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			1
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない	□説明あり	■説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(離島振興対策 実施地域の人口)は、他の離島振興政策や同地域人口の自然減等、他の政策手段の効 果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達 成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、 租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、 あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「当該償却を適用した企業のこれまでの実績によると、…1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与している」と説明しているが、租税特別措置等が雇用創出にどの程度寄与し、ひいては離島振興地域の人口減少の改善にどの程度寄与するのかについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善)の実現状況について、「前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況について…直近(平成21年度末~23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「本特例の周知浸透等により、…雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注	背景には	ある政策	の今日的な	「合理性」	及び補助金等他の政策手段と比した	「相当性」	に
-	ついては	説明 • 4	分析に不十分	からけい			

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 前回の延長要望時には平成22年度、23年度にそれぞれ5件程度の適用を見込んでいたが、経済 の低迷状況や燃油高等の影響もあり結果として適用実績はなかった。
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 平成21年度の減収額の算出根拠は以下のとおり。

(設備投資額) (特別償却率)

(法人・所得税率)

法人税 649 百万円 \times 10/100 \times 1/2 \times 25.5% = 8.3 百万円 所得税 649 百万円 × 10/100 × 1/2 × 33.0% = 10.7 百万円

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 減収見込額の算出根拠は以下のとおり。
 - ■法人税
 - ○製造業・旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製浩業)

792,047 千円 ÷ 5年 = 158,409 千円

(旅館業)

90,325 千円 ÷ 5年 = 18,065 千円

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償 却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

158 百万円 × 10/100 × 1/2 × 25.5% = 2.0 百万円 (償却率) (法人税率)

(旅館業)

18 百万円 × 6/100 × 1/2 × 25.5% = 0.1 百万円 (償却率) (法人税率)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用 に供されたとすると、特別償却額は、

建物 95 百万円 × 6 / 100 = 5.7 百万円

機械 20 百万円 × 10/100 = 2.0 百万円

※単価は離島における取得実績平均(過去5ヶ年)

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、法人税の減収見込額は

7.7 百万円 × 1/2 × 25.5% = 1.0 百万円

(法人税率)

【農水06】

■所得税

○製造業·旅館業

過去5年間の平均設備投資額は以下のとおり。

5ヶ年平均

(製造業)

792,047 千円 ÷ 5年 = 158,409 千円

(旅館業)

90,325 千円 ÷ 5年 = 18,065 千円

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、平成25年度以降も同様のペースで特別償却が行われるとして、平均所得税減収見込額は

(製造業)

(旅館業)

○情報サービス業等

1件につき、建物が取得価額95百万円で、機械が取得価額20百万円で取得され、事業の用に供されたとすると、特別償却額は、

建物 95 百万円
$$\times$$
 6 $/$ 100 = 5.7 百万円 機械 20 百万円 \times 10 $/$ 100 = 2.0 百万円

※単価は離島における取得実績平均(過去5ヶ年)

所得税と法人税の適用割合を同等と仮定すると、所得税の減収見込額は

7.7 百万円 ×
$$1/2$$
 × 33% = 1.3 百万円

(所得税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	まなき ほのせんしょ	ᇸᅌᄹᅃᄮᄷᇦᆉᆘᅷᇆᄾᆡᆛ구ᄬᇚᄥᄰᄷᇆᄹᄀᄔᄜᄦᆉᄜᆔᇠᇰ			
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の 延長(国税26)(法人税:義、所得税:外)			
2	要望の内容	離島振興対策実施地域における製造業、情報サービス業等及び旅館業(過疎に類する地区)の用に供する設備(取得価格の合計額2,000万円超)を取得、建設した場合に、その事業初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械・装置10/100、建物・付属設備6/100)について、適用期限を2年延長する。			
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課			
4	評価実施時期	平成24年8月			
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇) 適用期限の2 年延長 施介 13 年度 適用期限の2 年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 適用期限の2 年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 適用期限の2 年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) では15 年度 適用期限の2 年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 適用期限の2 年延長 拡充 19 年度 適用期限の2 年延長 拡充 (取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に 引下げ) 可成 21 年度 再期限の2 年延長 拡充 (情報サービス業を追加) 除外 (農林水産物販売業を追加) 除外 (農林水産物販売業を除外)			
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月			
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。 このような状況を踏まえ、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。 なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。 《政策目的の根拠》			

-:	1	3. 農村の振興に関する施策
		(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全
		①農村コミュニティの維持・再生
:	-	
		「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下
	1	し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間
		地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中
	-	略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生
		を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」
		〇離島振興法
		· 第 14 条
		「国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した
		農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開
		発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進につ
		いて適切な配慮をするものとする。
:	-	2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、
		離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場におい
	-	て、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育
	1	環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。」
	1	·第19条
		「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域
		の振興に必要な措置を講ずるものとする」
:		
		〇新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定)
	-	第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果
		(4)観光立国·地域活性化戦略
	E	〜地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大
	1	都市の再生~
		「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を
:		着実に進める」
		~農林水産分野の成長産業化~
		「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商
		工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘
		し、新たな産業を創出していく」
	-	○「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定)
		Ⅱ 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将
		来ビジョン
		プロジェクト4 「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化
:		「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画に
		よる農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の
	i i	取組による地域活性化を図る」
	1	
	1	Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向
		プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化
		(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進
		「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新
	1	
		商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」
	②政策体系	[大目標]
1	における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
	政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
	の位置付	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
	(†	[中目標]
	17	ET HOW

		_									_	
				[政策分野]	-							
					① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全							
		3	達成目標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》							
			及び測定	離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。								
			指標	離島振興対策実施地域の人口								
				П10.4	H16:452 千人→ H26 目標値:382 千人 **P							
				×()+	(H23 目標値:402 千人) ※()は、H23 目標値と同様の考え方でH26 目標値を推定した場合の値。							
									を推定した	物ロの胆。	-	
				《租税特別:離島振興対			一派の測力	E拍保//				
				 《政策目的I	こ対する租	 税特別措置	等の達成	目標実現に	よる寄与》			
				本特例指	情置は、離島	振興に必	要な離島振	興対策実施	地域の製	告業、旅館		
				業及び情報	サービス業	等を対象と	している。					
				特別償却	制度の実施	布により、多	くの雇用倉	出や産業の	の育成を図	ることが可		
				能となり、割								
				離島振興対								
				寄与するも								
8	有効性	1	適用数等							(単位:件)	_	
	等				21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
					(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)		
				適用数	2	0	0	0	3	3		
				22/11/22						· ·		
				※ ⋅ H21 ~	~ H 23 は通	囿用実績に	ついて関係	系都道県よ	り聞き取	った結果		
				• H24~	∼H26 は関	係都道県	に聞き取・	った結果を	もとにし	た見込値		
		2	減収額						(単作	立:百万円)		
					21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
					(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	ĺ	
				減収額	19	0	0	0	7	7		
				₩H21~H								
				算式で計算	拿した値。	H24∼H2	6 は関係者	『道県から	聞き取った	≿見込をも		
				とに以下の	り計算式で	推算した	直					
				計算式:發	建物・附属	設備及び	機械・装置	置の設備投	資額×特別	削償却率×		
				所得税率:	·法人税率							
		3	効果·達成	《政策目的	の実現状況	!》(分析対象	象期間:平原	戊21 年度~	~平成 26 年	度)	Ī	
			目標の実						「る測定指権			
			現状況	農業地域及								
									直△0.32%			
				0.31%、中に	山間農業地	域において	目標値△0).55%に対し	∠△0.45%て	きあり、目標		
				を達成。								
				と生成。								
					****		は「中体)					
				〇 平地農	業地域の人	、口の社会		.0()				
				〇 平地農			(単位	_				
					業地域の人 21 年度 △0.1	22年月	(単位	度				

【農水06】

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

〇 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。

平成23年度の政策目標は達成しているが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

- ·人口 452 千人 (H16) → 417 人 (H21)
- ・財政力指数* 0.25 (H20) → 0.20 (H22)
- · 高齢者比率* 31.0% (H17) → 33.5 (H22)
- ·一人当たり平均課税所得* 2,715 千円 (H19) → 2,611 (H22)

※全ての地域が離島である市町村について算出

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の離島地域への進出や 設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得 が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、 コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成 27 年3月)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である H18 年度末~H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は 1.10%である。

この要因として、条件不利地域である離島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に 当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出 されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与してい ると考えられる。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の離島地域への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16~H26)

当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H16~H26) 当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資 に当たって、1 件あたり製造業 50 名程度、旅館業 10 名程度の雇用が
			創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与
			していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において
			不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた
	1=		有効かつ妥当な手段である。
9	相当性	① 租税特別	本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に離島地は、の次川は高温性の経典など、これは、日本の一般の経典などのできた。
		措置等に	域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べ
		よるべき	であり、離島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられる。
		妥当性等	用の場合で図る工で的権がプル妥取が限め相談であると考えられる。また、他の手段と比較した場合、
		1	はた、他の子校と比較した場合、
			のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであ
		i i	り、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには
			馴染まないこと、
			(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること
			から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。
		i i	当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資
			に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が
			創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与
			していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において 不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた
			有効かつ妥当な手段である。
			なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今
	:	Ė	日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るベースで高齢化
			の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。
		②他の支援	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図る
		措置や義	ため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国
		務付け等	費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援措置
		との役割	が講じられている。
		分担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環 境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行
			現施設や地域间文派のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を1] うために支援するものである。
			一方、本特例は、個々の民間事業者の離島地域への進出や設備投資を促し
			すインセンティブを与える優遇措置である。
		③ 地方公共	該当なし
		団体が協	IX = '60
		力する相	
		当性	
10	有識者σ		_
11	前回の事	前評価又は事	平成 23 年度税制改正要望時
		実施時期	

【農水07】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	奄美群島における工業 (奄美群島)	府省名	農林水産省		
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			1
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない □達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない	□説明あり	■説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(奄美群島の総人口)は、他の離島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、「本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、 平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島 における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している」と説明しているが、租 税特別措置等が雇用の創出にどの程度寄与し、ひいては奄美群島の総人口の減少傾向 の改善にどの程度寄与するのかについての説明も明らかではない。

なお、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

② 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「前回要望時の目標(過 疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況 について…直近(平成21年度末~23年度末)の年平均人口減少率は1.10%であ る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか が明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特 別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み」

② 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注	背景にあ	らる政策	の今日的な	「合理性」	及び補助金等他の政策手段と比した	「相当性」	に
-	かては、	説明・	分析に不十分	分な点は認	Rめられない。		

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中 8 ① 「適用数等」欄への補足説明) 前回の延長要望時には、平成23年度に2件程度の適用を見込んでいた。 平成16年度から20年度までの適用状況を見ると、年間1件程度で、適用業種は、製造業と農林 水産物販売業となっており、適用数は想定外に僅少ではなく、特定の業種に偏って適用されてはい ない。

⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 減収額の算出根拠は以下のとおり。

		(設備投資額)		(特別償却率)			(法人	 所得税 	率)	
H21	法人税	83 百万円	×	10/100	\times	1/2	\times	25.5%	=	1.06 百万円
H21	所得税	83 百万円	×	10/100	×	1/2	\times	33.0%	=	1.37 百万円
H22	法人税	51 百万円	×	10/100	×	1/2	×	25.5%	=	0.65 百万円
H22	所得税	51 百万円	×	10/100	×	1/2	×	33.0%	=	0.84 百万円
H23	法人税	185 百万円	×	10/100	×	1/2	×	25.5%	=	2.36 百万円
H23	所得税	185 百万円	×	10/100	×	1/2	×	33.0%	=	3.05 百万円

⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)減収見込額の算出根拠は以下のとおり。

<法人税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間(平成19年度~23年度)の平均設備投資額 824,881千円 ÷ 5年 = 164,976千円 (建物)71,349千円 (機械)93,627千円

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われる と仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

 (設備投資額)
 (特別償却率)
 (法人税率)

 (建物)
 71 百万円
 ×
 6 / 100
 ×
 1 / 2
 ×
 25.5%
 =
 0.5 百万円

 (機械)
 94 百万円
 ×
 10 / 100
 ×
 1 / 2
 ×
 25.5%
 =
 1.2 百万円

1.7 百万円

【農水07】

<所得税>

○製造業、農林水産物等販売業、情報通信サービス業

過去5年間(平成19年度~23年度)の平均設備投資額

824,881 千円 ÷ 5年 = 164,976 千円 (建物)71,349 千円

(機械) 93,627 千円

所得税と法人税の適用割合を同等とし、平成25年以降も同様のペースで特別償却が行われる と仮定すると、法人税の平均減収見込額は次のとおり。

(設備投資額) (特別償却率)

(所得税率)

(建物) 71 百万円 × 6/100 × 1/2 × 33.0% = 0.7 百万円

(機械) 94 百万円 × 10/100 × 1/2 × 33.0% = 1.5 百万円

2.2 百万円

計 法人税 1.7百万円 + 所得税 2.2百万円 = 3.9百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長(奄美群島)						
	租税特別措置等の名称	(国税 27)(法人税:義、所得税:外)						
2	要望の内容	離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造						
		業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特						
		別償却制度(取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100)						
		の適用期間を1年間延長する。						
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課						
4	評価実施時期	平成24年8月						
5	租税特別措置等の創設	平成 10 年度 創設 (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)						
	年度及び改正経緯	平成 11 年度 適用期間の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)						
		平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)						
		平成 13 年度 適用期間の 3 年延長						
		(機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超)						
		平成 16 年度 適用期間の 2 年延長						
		"拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における						
		農林水産物を小売する事業を追加)						
		"除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外)						
		平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の						
		引下げ (機械等 10/100 建物等 6/100)						
		平成 18 年度 適用期間の 1 年延長						
		平成 19 年度 適用期間の 2 年延長						
		" 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超)						
		平成 21 年度 適用期間の 2 年延長						
		離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産						
		業等を追加(機械等 10/100 建物等 6/100)						
		平成 23 年度 適用期間の 2 年延長						
		" 除外 (過疎に類する地区における旅館業を除外)						
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月						
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	:等 : 及びその : 根拠	昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備 等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実						
	- 作成化	等のにめの前他東が、国、関係地方公共団体及び地域住民の労力により看美 に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か						
		ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳						
		しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、						
		本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている。高齢化の						
		進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の 抱える多くの課題に対応するため、民間事業者の奄美群島における設備投						
		後等を促し、地域における雇用の増大等を通じて、奄美群島におけるコ						
		ミュニティの維持・再生を図る必要がある。						

なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会滅の抑制」を目標としており、平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会滅の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。

《政策目的の根拠》

- 〇食料·農業·農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)
- 3. 農村の振興に関する施策
 - (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全
 - ①農村コミュニティの維持・再生

「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」

〇奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)

•第1条(目的)

この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を請ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第6条の5(農林水産業の振興)

国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を 図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増 進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

〇新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

- (4)観光立国・地域活性化戦略
- ~地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生~

「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を 着実に進める」

~農林水産分野の成長産業化~

「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商 工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘 し、新たな産業を創出していく」

- 〇「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定)
- II 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン

プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」

Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化

				(2)	3次産業化	に向けた研	究開発およ	び事業化の	D推進		
					「6次産業化	化に取り組 ^さ	む農林漁業	者等に対し	て事業化に	こ向けた新	
				商品	ぬ開発・販	路開拓、必	要な施設	を備等を支持	援」		
		2	政策体系	[大目標]							
			における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多							
			政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。							
			の位置付		等を通じ、国	国民生活の	安定同上と	国民経済の)健全な発	展を凶る。	
			け	[中目標]	の作用/卒者	# db +++# 4	≱ ⊦. \				
				3. 辰村の	の振興(産業 1	未、辰州(版)	E)				
					-	の維持と地	也域資源∙環	境の保全			
		3	達成目標	《租税特別							
			及び測定	奄美群島	内の総人口	1における3	平成 16 年月	きから平成	20 年度ま	での実績値	
			指標	より算出し	た平均減	少率を基に	推計した	25 年度末の)人口を目	標値とす	
				る。							
				《租税特別	措置等によ	る達成目標	票に係る測算	E指標》			
				目標値	奄美群島	の総人口	平成 25	年度末 1	14 千人以.	上	
				(平成 20	年度末現	在 122 千	人)				
				《政策目的							
							の支援によ				
				出・安定的							
				れることに							
				れ、地域に再生、奄美						イの維持・	
				丹工、电天	中国のロン	といえた成に	可サッのこれ	ちんりいる。			
8	有効性	①	適用数等							(単位:件)	
8	有効性等	1	適用数等		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	(単位:件)	
8		1	適用数等		21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度(見込)	25 年度 (見込)	(単位:件)	
8		1	適用数等	適用数						(単位:件)	
8		1	適用数等		(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(単位:件) H 24~H25	
8		1	適用数等		(実績) 1 H 23 は適用	(実績) 1 目実績につ	(実績) 3 いて県よ	(見込) 1 り聞き取っ	(見込)		
8				 ₩ H21~ H	(実績) 1 H 23 は適用	(実績) 1 目実績につ	(実績) 3 いて県よ	(見込) 1 り聞き取っ	(見込)		
8			適用数等	 ₩ H21~ H	(実績) 1 H23は適月 き取った結	(実績) 1 用実績につ ま果をもと	(実績) 3 いて県よ にした見ど	(見込) 1 り聞き取っ 3値	(見込) 1 た結果、 (単		
8				 ₩ H21~ H	(実績) 1 H 23 は適月 き取った結 21 年度	(実績) 1 用実績につ に果をもと 22 年度	(実績) 3 いて県よ にした見込 23 年度	(見込) 1 り聞き取っ (値)	(見込) 1 た結果、 (単 25 年度	H 24~H25	
8				 ₩ H21~ H	(実績) 1 H23は適月 き取った結	(実績) 1 用実績につ ま果をもと	(実績) 3 いて県よ にした見ど	(見込) 1 り聞き取っ 3値	(見込) 1 た結果、 (単	H 24~H25	
8				※H21~F は県に聞き	(実績) 1 123 は適月 き取った結 21 年度 (実績)	(実績) 1 用実績につ に果をもと 22 年度 (実績)	(実績) 3 いて県よ にした見ジ 23 年度 (実績) 6	(見込) 1 リ聞き取っ A値 24年度 (見込)	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4	仕:百万円)	
8				※H21~F は県に聞き 減収額 ※県からB	(実績) 1 H23 は適月 き取った結 21 年度 (実績) 3 引き取った	(実績) 1 用実績につ 記果をもと 22 年度 (実績) 2 :見込をも	(実績) 3 いて県よりにした見ど 23年度 (実績) 6 とに以下の	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4)計算式で	(見込) 1 た結果、 (単 25 年度 (見込) 4 推算した	H24~H25 位:百万円)	
8				※H21~F は県に聞き 減収額 ※県から 計算式: §	(実績) 1 1 123 は適用 き取った結 21 年度 (実績) 3 引き取った属	(実績) 1 用実績につ に果をもと 22 年度 (実績) 2 ・見込備及び	(実績) 3 いて県よりにした見ど 23年度 (実績) 6 とに以下の	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4)計算式で	(見込) 1 た結果、 (単 25 年度 (見込) 4 推算した	仕:百万円)	
8		2	減収額	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県から 計算式: 新得税率	(実績) 1 1 23 は適用 21 年度 (実績) 3 引き取・ が属率 ・法人税率	(実績) 1 用実績につ 1 22 年度 (実績) 2 2 見込 をもび	(実績) 3 いて県よ にした見え 23 年度 (実績) 6 とに以来	(見込) 1 り聞き取っ 位 24年度 (見込) 4 の計算式で 社の設備投	(見込) 1 た結果、 (単 25 年度 (見込) 4 推算した 資額×特別	位:百万円) d:百万円) d:面万円) di di di di di	
8		2	減収額 効果・達成	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県から長 計算税率 《政策目的	(実績) 1 1 23 はかた 21 年績) 3 た属率 計量物、人現状がの の大規状がの の大規状がある。	(実績) 1 用実績につと 22 年度 (実績) 2 年 2 発 2 発 2 をもび 2 記 2 別 2 の 2 の 2 の 3 の 3 の 4 の 4 の 4 の 5 の 6 の 6 の 7 の 7 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8	(実績) 3 いてた見え 23 年積) 6 とに、場で、 後機械・装置 象期間:平局	(見込) 1 り間き取っ 1 1 1 24 年度 (見込) 4 2計算備投 成立 21 年度	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算した 資額×特)	位:百万円) 値 別償却率× F度)	
8		2	減収額 効果・達成 目標の実	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県から長 計算税率 《政策目的	(実績) 1 1 1 23 はた 1 3 はた 21 実 取・人現よ 3 た属き 3 た属き のにおける。	(実績) 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	(実績) 3 いてた見え にした見え 23 年度 (実績) 6 とにいいません。 と機械・転信の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	(見込) 1 り聞き取っ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算似本特 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	H24~H25 位:百万円) 値 削償却率× 	
8		2	減収額 効果・達成	※H21~F は 場に聞る 減収額 ※計算得策計 が で 機大変 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(実績) 1 1 1 23 はた 1 1 適	(実績) 1 用実績にと 22 年度 (実 及 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(実績) 3 いてた見え にした見え 23 年度 (実績) 6 とにいいません。 と機械・転している。 を機械・事がある。 を関われる。 をし。 をしる。 をしる。 をし。 をしる。 をしる。 をし。	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4で投 大型標に抑制 き減の抑制	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算 x 特 平成 25年 で 別定している	H24~H25 位:百万円) 値 間間償却率× 手度) 標を、「平地	
8		2	減収額 効果・達成 目標の実	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県算税率 が可得税を ので、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	(実績) 1 123 はあった は 1 23 は 1 23 は 21 生 21 生 3 で 1 21 生 3 で 1 2 21 生 3 で 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(実績) 1 用実績につき 22年績) 2 に見強備をひが 2 に見機体をひが 2 に見のが対対が 2 にの変しのでは、 2 にの変している。 2 にの変している。 2 にの変している。 2 にの変している。 3 にののでは、 3 にののでは、 3 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでものでは、 4 にのでものでものでものでものでは、 4 にのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	(実績) 3 いてた見る (実績) 3 いてた見る (実績) 6 のの (と機械・間・制力の (大人) 大人 (大人) 大人 (大人) (大人) (大人) (大人) (大人	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4 ごはの がは、 21年に押程 で対制標 がは、 21標の目標	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算したは 資額×特; -平成25指 13としている 直△0.32%	H24~H25 位:百万円) 値 間間償却率× 手度) 標を、「平地	
8		2	減収額 効果・達成 目標の実	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県に聞き ※県第年 ※ が、 ので 機地域が で 機力がする が で 機力がする で の で の の の の の の の の の の の の の の の の	(実績) 1 123 はあった は 1 23 は 1 23 は 21 生 21 生 3 で 1 21 生 3 で 1 2 21 生 3 で 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(実績) 1 用実績につき 22年績) 2 に見強備をひが 2 に見機体をひが 2 に見のが対対が 2 にの変しのでは、 2 にの変している。 2 にの変している。 2 にの変している。 2 にの変している。 3 にののでは、 3 にののでは、 3 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでは、 4 にのでものでものでは、 4 にのでものでものでものでものでは、 4 にのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	(実績) 3 いてた見る (実績) 3 いてた見る (実績) 6 のの (と機械・間・制力の (大人) 大人 (大人) 大人 (大人) (大人) (大人) (大人) (大人	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4 ごはの がは、 21年に押程 で対制標 がは、 21標の目標	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算したは 資額×特; -平成25指 13としている 直△0.32%	位:百万円) 値 間 間 間 間 間 で で で で で で で で で で	
8		2	減収額 効果・達成 目標の実	※H21~Fは果に聞き 減収額 ※県に聞き ※県第二年 ※明神のでは、 ※明神のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 ※単のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	(実績) 1 1 23 は 1 23 は 1 21 実	(実績) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(実績) 3 いてたた 23 実 に械 のでは、 を機 のでは、 を機 のでは、 の	(見込) 1 り聞き取っ 24年度 (見込) 4 ごはの がは、 21年に押程 で対制標 がは、 21標の目標	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算したは 資額×特; -平成25指 13としている 直△0.32%	位:百万円) 値 間 間 間 間 間 で で で で で で で で で で	
8		2	減収額 効果・達成 目標の実	※H21~F は県に聞き 減収額 ※県算税率 が可得税を ので、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	(実績) 1 1 23 は 1 23 は 21 実 3 は 21 実 3 21 実 取・人現ける山実 21 実 で 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(実績) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(実績) 3 いてたた 23 実 に械 のでは、 を機 のでは、 を機 のでは、 の	(見込) 1 り間き取っ 24年度 (見込) 4で見 が成れ、 4で投 で投 で対した。 はいい日に対し、 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	(見込) 1 た結果、 (単 25年度 (見込) 4 推算したは 資額×特; -平成25指 13としている 直△0.32%	位:百万円) 値 間 間 間 間 間 で で で で で で で で で で	

【農水07】

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.19	△0.19	△0.31

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕

(単位:%)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
減少率	△0.38	△0.38	△0.45

(農村振興局 中山間地域振興課調べ)

平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。

一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18 年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進し、地域における定住化、集落機能の維持等を図り、コミュニティの維持・再生に資する必要がある。

平成23年度の政策目標は達成しているが、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。このような状況のなか、平成32年度の政策目標達成に向け引き続き本特例は必要である。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の奄美群島における設備投資等が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成 26 年3月)

前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である H18 年度末~H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末~23 年度末)の年平均人口減少率は 1.10%である。

この要因として、条件不利地域である奄美群島における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。

奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。

一方、平成17年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口2千人の村において8名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。

引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の奄美群島における設備投資等が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられ、本特例の意義は大きい。

	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
	象期間:H19~24)
	奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H20年度)、有
	効求人倍率も全国平均 1.02 に対して 0.39(H19 年度)と厳しい状況にあり、本
	特例措置が延長・拡充されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や
	人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への
	転換を阻害することとなる。
1 1	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17~24)
	的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一
	人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄
	美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。
	こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の
	際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出に
	つながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢
	献している。
9 相当性 ① 租税特別	本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に奄美群
措置等に	島における設備投資等を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べで
よるべき	あり、奄美群島における民間事業者の設備投資等や地域の産業振興を促進 し、雇用の増大等を図る上で的確かつ必要最小限の措置であると考えられ
妥当性等	し、雇用の項人等を図る工で的確かつ必要取小阪の指揮であると考えられる。
	る。 また、他の手段と比較した場合、
	(1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流
	のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであ
	り、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには
	馴染まないこと、
	(2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること
	から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。
② 他の支援	定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を
措置や義	図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当
務付け等	初、国費))により、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支
との役割	援措置が講じられている。
分担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環
7,12	境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行
	うために支援するものである。
	一方、本特例は、個々の民間事業者の奄美群島における設備投資等を促
	すインセンティブを与える優遇措置である。
③ 地方公共	該当なし
団体が協	
カする相	
当性	
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事	平成 23 年度税制改正要望時
後評価の実施時期	

【農水08】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	技術研究組合の所得	府省名	農林水産省		
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目		評価の領	実施状況		課題		
租税特別措置等の合理性					I.		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されてい	■達成されていない □達成されている □説明なし					
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	0		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 [□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし			
⑤ 僅少・偏りのない	□説明あり			■説明なし	⊗		
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 [□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	*		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化	ヒ(根拠なし)	□把握なし			
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	■定量化	ヒ(根拠なし)	□予測なし	*		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	0		
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0		
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり			■説明なし	0		
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0		
租税特別措置等の相当性							
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし			
他の政策手段との役割分担	□他の政策手具	毀はない ■説明ま	あり	□説明なし			

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(1組合当たりの研究開発費)は、経済情勢や本租税特別措置等の適用対象外の組合における事業費等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発の拡大)の実現状況について、「1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み」

- ② 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「技術研究 組合の設備投資の押し上げ効果…減税額の約1.12 倍」、「10 年間累計で約31 億円 のGDP押し上げ効果が見込まれる」と説明しているが、押し上げ効果の算定に 用いた数値、計算式及びその根拠を示して、本租税特別措置等の効果・達成目標 の実現状況の将来予測について適切に説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられ ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明 分析に不十分な点は認められない。	

【農水08】

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

平成21年の技術研究組合法(昭和36年法律第81号)改正前から存在する技術研究組合の一部の大型プロジェクトの金額が22年度及び23年度に減少するという特殊要因があり、目標未達成となったが、当該特殊要因を除けば、1組合当たりの事業費である研究開発費は、順調に増加している。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 本租税特別措置等の適用組合の組合員数は、各年度で100社から200社程度あり、規模や業種も多様な企業が参加している。
- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 別紙参照。

【農水08】 (別 紙)

技術研究組合の所得計算の特例利用実績並びに利用見込及び積算根拠

1. 過去5年分の利用実績

<u> </u>						
区 分		H19'	H20'	H21'	H22'	H23'
①適用件数	組合数	13	12	9	15	13
	組合員数	192	182	105	167	159
②適用額(百万	河)	5,178	5,649	12,170	6,536	1,007
③減収額(②×30%)		1,553	1,695	3,651	1,961	302

2. 平成24年度利用見込

120-11/211/			
2	H24'		
①適用件数	組合数	16	
	組合員数	211	
②適用額(百)	②適用額(百万円)		
③減収額(②:	× 25. 5%)	532	

経産省・農水省・総務省から、現在の57組合にアンケート調査した本税制の適用件数・額の平成24年度見込に加え、平成24年度中に「新設かつ適用が見込まれる数・額(以下「新設適用数等」)」を、平成21~23年度の新設適用数等の平均から試算する等により算出。

3. 今後3年間の利用見込

	区 分	H25'	H26'	H27'
①適用件数	組合数	20	24	28
①週用什数	組合員数	253	296	339
②適用額(百:	万円)	2,542	2,998	3,456
③減収額(2)	× 25. 5%)	648	764	881

平成24年度の適用件数・額(上記2.)を基に、平成21年法改正前に設立した組合については、毎年度1割(これまでの組合の平均存続年数が約10年である事に基づく)づつ減少すると試算し、同法改正後に設立した組合については、「H21'〜H22'、H22'〜H23'、H23'〜H24'の平均増加数・額」が毎年増加すると試算する等により算出。

※ アンケート調査結果は、公表を前提に各組合から収集した情報ではないため、算出に用いた具体的数値 等については記載していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例 (国税21)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳を
		した場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	農林水産省技術会議事務局 研究推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 適用期限設定 (昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限設定 (昭和60年1日) 平成 3年度 適用期限延長 (2年間) 平成 3年度 適用期限延長 (2年間) 平成 3年度 適用期限延長 (2年間) 平成 7年度 適用期限延長 (2年間) 平成 7年度 適用期限延長 (2年間) 平成 13年度 適用期限延長 (2年間) 平成 13年度 適用期限延長 (2年間) 平成 13年度 適用期限延長 (2年間) 平成 13年度 適用期限延長 (2年間) 平成 17年度 適用期限延長 (2年間) 平成 17年度 適用期限延長 (2年間) 平成 19年度 適用期限延長 (2年間) 平成 19年度 適用期限延長 (2年間) 平成 21年6月、鉱工業技術研究組合法へ改正] 平成 23年度 適用期限延長 (2年間)
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日~平成27年3月31日(2年間)
7	必要性 ① 政策目的 及拠 ② 政策体系 における の位け け	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 〇第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		《中目標》 横断的に関係する施策 《政策分野》 農林水産分野の研究開発

		3	達成目標	《租税特別措	置等によ	り達成しよ	うとする	る目標》				
			及び測定	技術研究	技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。 租税特別措置等による達成日標に係る測定指標》							
	}		指標	《租税特別措	租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。							
				1組合当7	とり、当面	2年間で	事業費	である研	究開発	豊を増	加させる	こと。
				《政策目的に	対する租	税特別措施	置等の	達成目標	実現によ	る寄	与》	
	}			技術研究	組合制度	の活用を	通じて	、研究開	発投資(り促進	差を図る。	
8	有効性	1	適用数等									
	等			区分	FY19	FY2 •	FY2	1 FY2	2 FY	′23	FY24	
											(見込)	
				組合数	13	12		9 -	15	13	16	
	1			組合員数	192	182	10	5 16	37	159	211	
	1			※平成24年	8月まで	に設立され	れた全	組合に対	する調査	をおよ	び平成24	4年
	į.			度新設組合の見込みを基に算出。								
		2	減収額	(単位:百万円)					万円)			
				FY19	FY20	FY21	F'	Y22	FY23	F	Y24	
										(見込)	
				1, 553	1, 695	3, 65	1 1.	961	302	_	532	
						_======================================		60 A 1-+1	_L 7 = 0 =	- 4- 1		
				※平成24年				組合に対	する調査	まおよ	ひ半成24	4年
	ļ			度新設組						 \		
		3	効果·達成	《政策目的の							ロガカの	/D ' #
	į		目標の実	技術研究				投資の位	進により	ル、共	回研究の	1疋進
			現状況	及び持続的								
				《租税特別指	置等によ	る達成目	票の実	現状況》(分析対象	以期間	:平成21	~24
				年度)		· = ~ /- ·	×+					
				「租合当) 度△30.59							6、平成23 1年度他21	
				十11. 2%			示不进	火ではめ	თ <i>ო</i> , ∓	10人24	十段押り	<u>,</u> ⊕19
					平成:		ξ 22	平成 23	H24 4	王度		
				区分	年度		度	年度	(見)			
				事業費(百	04.5	07 44	04.4	00.500	0.5	000		
				万円)	31,5	6/ 41	,614	30,562	35	,208		
				組合数		36	52	55	i	57		
				1組合当た	: ,	77	800	556		618		
				り事業費	0	//	800	330	'	010		
				対前年度		_	8.8%	△30.5%	1	1.2%		
				伸び率							<u>-</u>	
				※平成24年					—		合に対する	5調
				査および								
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21								
				~24年度)								
				租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、ちょいは、技術研究組合の新設体数が減少し、研究関係状态								
				が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の保護に支障が生ずる恐れがある。								
				の促進に支障が生ずる恐れがある。 《科内域を早認するような効果の有無》(公析対象期間・平成25~34年度)								
					《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度) 〇所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試							
									#投資の	押し_	にけ効果を	と試
				算した場合、					Salarit I	7 4m i		
				※経済産業省フ		至(H24 年度	ルこおける	o、 合組合 <i>0</i> .)減税によ	る押し」	L げ 半を 加重	半均
				するなどして		但計学へ	杜加ィ) CDD t =	l Fire	5 t	カロエギッ	ı <i>ı</i> –
				〇技術研究	組合の所	付計昇の	††1例ℓ	J GDP 押	し上げ剤	きとく	クロセナル	ハーよ

_		T-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-
		り試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間
		累計で約31億円の GDP 押し上げ効果が見込まれる。
		※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究
		開発税制のGDP押上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。
9	相当性 ① 租税特別 指るべき 妥当性等	「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる 共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発 の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研 究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例 を講ずる必要がある。 なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促 進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、 共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は 高まっている。 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面 の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置とし て適正なものといえる。 なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフッティングとなっている。 また、出資制の法人は、「構成員の拠出金(資本金)が損益と無関係で あるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の 法人は、「構成員の拠出金が発生しない」が、非出資制の 法人は、「構成員の拠出金が発生しない」が、非出資制の 法人は、「構成員の拠出金が発生しない」が、非出資制の 法人は、「構成員の拠出金が発生しない」が、非出資制の 法人は、「構成員の拠出金が発生しない」が、本特例措置がある事により、イ
	② 他の支援	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研
	措置や義	アテエの指直は、それぞれ国の政策に参うさ助成等の対象有及が研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階にお
	務付け等	
	との役割	ける成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開
	分担	発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異な
		ర ం
	③ 地方公共	
	団体が協	_
	力する相	
10	当性 有識者の見解	
10	有職者の兄脌	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成22年8月

【農水09】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	試験研究を行った場合	府省名	農林水産省		
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	■拡充	□延長		□事後

点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されて	ていない	□達成る	されている	□説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	*
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(框	艮拠なし)	□定性的記述	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	
税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	*
② 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性						
⑬ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	:
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	■説明る	あり	□説明なし	

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」 については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る 控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加 割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げすることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)【別紙①】参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。 ただし、今回の「控除上限 20%-30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、 本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。 <本税度全体の適用数>

昨年度要望時の見込み → 今回要望時の実績及び見込み

平成 22 年度 8,727 事業年度 8,508 事業年度 平成 23 年度 6,485 事業年度 8,769 事業年度 平成 24 年度 6,660 事業年度 8,196 事業年度

また、「20%-30%」に係る適用数に偏りがないことについては、事前評価書「8. 有効性」の「①適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)【別紙①】参照。
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)【別紙②】参照。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%-30%」活用企業(下記(A))は、非活用企業(同(B))と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①(A+B) 08 年度→11 年度試験研究費増減率 控除上限 20% −30%活用企業 (A) +9.1% 控除上限 20% −30%非活用企業 (B) +4.0% 研究開発税制非活用企業② ▲8.6%

全体 (①+②) ▲1.9%

20%-30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199 億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を 確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

平成 20 年度試験研究費 2 兆 3500 億円 × 5.1% = 1,199 億円 (2 兆 3500 億円 = 上記 (A) に該当する企業の試験研究費の合計) 対GDP民間研究開発投資比率押上効果

1,199 億円/470 兆円 (平成 23 年度GDP 実績) =0.03%

② 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)

押上げ倍率及びGDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)については、【別紙③】参照。 また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、 単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

879 億円 / 470 兆円 (平成 23 年度GDP 実績) = 0.02%

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの5年間全ての試験研究費、税額控除実績(ゼロ含む)の 記載がある企業とした。

- 1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠
- ① 会社標本調査(国税庁)における適用数実績に対する平成24年度経済 産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率(アンダーライン)

大企業総額型 21 年度 6. 4%、 22 年度 6. 3% → <u>平均 6. 3%</u> 大企業上乗せ措置 21 年度 5. 5%、 22 年度 7. 7% → <u>平均 6. 6%</u> 中小企業総額型 21 年度 1. 1%、 22 年度 0. 9% → <u>平均 1. 0%</u> 中小企業上乗せ措置 21 年度 0. 7%、 22 年度 0. 3% → 平均 0. 5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

-	4	
- [大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、 24 年度 2,992 事業年度
į		25 年度 3, 135 事業年度
- 1	大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、 24 年度 620 事業年度
į		25 年度 695 事業年度
-	中小企業総額型	23 年度 3, 783 事業年度、 24 年度 3, 783 事業年度
-		25 年度 3, 584 事業年度
į	中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、 24 年度 801 事業年度
- 1		25 年度 801 事業年度
į	【総額型合計】	23 年度 6, 475 事業年度、 24 年度 6, 775 事業年度
-		25 年度 6, 719 事業年度

2. 「控除上限 20%-30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

- ① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果における20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。
 - ・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合 15% (アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案)
- ② 全体の 20%-30%適用数推計
 - ①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

- ③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合 18% (②の適用数が、全体の 18%であるため)
- ④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出24 年度 538 事業年度、 25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乗じて算出 21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、23 年度 1,110 事業年度
- ② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合 29% (平成 23 年度の割合を準用)
- ③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出24 年度 1,110 事年度、 25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠 (試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査 (国税庁) の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別(大企業、中小企業)、類型別(総額型、上乗せ措置)に実施し、平成24年度及び25年度については、注釈のない限り、法人基本税率25.5%、総額型控除上限20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績(ゼロ含む)の記載がある企業とした。

① 会社標本調査(国税庁)における適用金額実績に対する平成24年度経済 産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率(アンダーライン)

大企業総額型 21 年度 13.5%、 22 年度 14.5% → <u>平均 14.0%</u> 大企業上乗せ措置 21 年度 7.2%、 22 年度 26.2% → <u>平均 16.7%</u> 中小企業総額型 21 年度 1.5%、 22 年度 1.3% → <u>平均 1.4%</u> 中小企業上乗せ措置 21 年度 0.8%、 22 年度 0.1% → 平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

	供で昇山		
	大企業総額型	23 年度 360, 370 百万円、	24 年度 363, 920 百万円
i		25 年度 405, 227 百万円	
1	大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17, 211 百万円
į		25 年度 19,013 百万円	
1	中小企業総額型	23 年度 13, 112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
i		25 年度 12, 594 百万円	
111	中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
i		25 年度 467 百万円	
i	【合計】	23 年度 385, 740 百万円、	24 年度 393, 778 百万円
1		25 年度 437, 301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果
 - ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合

21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・ (A)

- ・法人税額に対する総額型控除実績の割合 21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型(推計)の割合 21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計 6% (未回答企業における法人税額に対する総額型の割合(C)が、回答 企業(B)の1/3~1/4のため)
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額(推計)に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出

21 年度 33,218 百万円、22 年度 44,805 百万円

総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合 総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円 21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)

(5) 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合 (E) の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから 平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

【農水09】

⑥ 平成 24 年度及び 25 年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で 求めた総額型減収見込額に(F)を加味して算出

● 24 年度 総額型減収見込額

控除上限 30%時の見込額

363.920 百万円/ (1-12.5%) = 415.909 百万円

「20%→30%」部分

415,909百万円 - 363,920百万円 = 51,989百万円

● 25 年度 総額型減収見込額

控除上限30%時の見込額

405.227 百万円/ (1-12.5%) = 463.117 百万円

「20%→30%」部分

463, 117 百万円 - 405, 227 百万円 = 57, 890 百万円

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する 「20%→30%」の割合を算出。

> 21 年度 7.5%、22 年度 7.5%、23 年度 8.4%・・ (A) 3年間平均 7.7% · · · (B)

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21 年度 12,501 百万円、22 年度 16,456 百万円 23 年度 13.112 百万円 (推計) • • • (C)

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計(アンケート未回答企業含む)

 $(C) \times (A)$ 21 年度 941 百万円、 22 年度 1, 240 百万円 23 年度 1,096 百万円 (推計)

④ 平成 24 年度及び 25 年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算 「1」で求めた総額型減収見込額に(B)を加味して算出

● 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額

12,032 百万円 / (1-7.7%) = 13,038 百万円

「20%→30%」部分

13,038 百万円 - 12,032 百万円 = 1,006 百万円

● 25 年度 総額型減収見込額

控除上限30%時の見込額

12.594 百万円 / (1-7.7%) = 13.647 百万円

「20%→30%」部分

13,647 百万円 - 12,594 百万円 = 1,053 百万円

【別紙③】

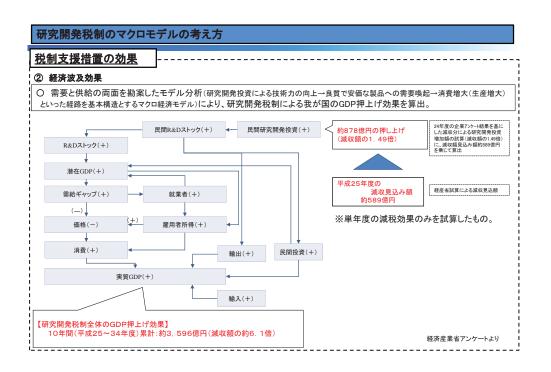
研究開発税制の押し上げ効果の考え方(大企業分及び中小企業分)

税制支援措置の効果

- ① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果(直接的効果)
- → 研究開発税制による民間研究開発投資の押上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税 額の約1.41倍となる。
- <押上げ効果の試算方法>
- 〇平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。
- ①研究開発費の押し上げ額:

{アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押上げ率}の合計

- ②税額控除額:23年度控除額(総額型)
- ③減税による投資押上げ率 = ① ÷ ② = 大企業: 1.49(149%)、中小企業: 1.41(141%)
- 〇以上から、研究開発税制による研究開発投資の押上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41 倍と推計。



GDP押上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

		平成25年度					
	減収見込額	×	押上げ倍率	=	試験研究費 増加額		10年 (25~34年)
大企業	579		1. 49倍		863		3, 532
中小企業	11		1. 41倍		15. 5		64
合計	589		1. 49倍		878		3, 596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある 出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

和税特別措置等に係る政策の事前評価書

		在	税特別措置等に係る政策の事前評価書
		面の対象とした	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税18)(所得税、法人
	租税特別	川措置等の名称	税:義)
2	要望の内	內容	総額型の控除上限の再引上げ (法人税額の20%→30%)
;	担当部周	3	農林水産技術会議事務局研究推進課/食料産業局新事業創出課
4	評価実施	拖時期	平成24年9月
Ę	租税特別	削措置等の創設	·增加型:昭和42年度創設
	年度及び	「改正経緯	·中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設
			・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設
			・総額型:平成15年度創設
			・高水準型:平成20年度創設
			・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2 年延長
(適用又は	は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制
			度含む):期限なし
			・増加型・高水準型:平成25年度末まで
		① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。
		根拠	《政策目的の根拠》
			「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」
			(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)
		②政策体系	《大目標》
		における 政策目的	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業 の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源
		の位置付	の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全
		け	な発展を図る。
			《中目標》
			食料の安定供給の確保
			農業の持続的な発展
			《政策分野》 食品産業の持続的な発展
			農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1
		指標	位)とする。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大
			していることにより、国主体の明光研光投資の外GDF比率を高めることに入った。 さく寄与することが可能。
-			

8	有効性	① 適用数等	・利用実績(うち、税法上の中小企業分)								
	等		〈総額型〉								
			平成21年度 5,6	28事業年度(3, 3	92事業年度)						
			平成22年度 6,6	40事業年度(4, 0	29事業年度)						
			(出典:国税庁 会社	標本調査結果「稅務	務統計から見た法人企業	(の実態」)					
			〈総額型控除上限20	総額型控除上限20%→30%を活用する企業>							
			平成21年度 1, 1	² 成21年度 1, 127事業年度(733事業年度)							
			平成22年度 1,7	·成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)							
			(平成24年度「経済	産業省企業アンケー	ト調査」より推計)						
				va + 14 = 1							
			将来推計								
				総額型〉							
				² 成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)							
				2 成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)							
				平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)							
			(十)及24十段: 柱/月月	(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)							
			〈総額型控除上限20	〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉							
			平成25年度見込み								
			(平成24年度「経済	産業省企業アンケー	ト調査」より推計)						
			•利用業種								
			下記の通り、幅広い	業種で利用されて	いる。						
			【総額型控除上限	20%→30%適用	月企業 業種別内訳】						
			業種名	適用企業数	(うち中小企業)						
			総計	158	22						
			化学	56	7						
			電気機器	25	3						
			精密機器	14	2						
			輸送用機器	12	0						
			機械	9	0						
			食料品	8	1						
			コ゛ム製品	7	2						
			情報·通信業	4	1						
			金属製品	3	1						

20

平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より

その他

② 減収額

・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

〈総額型〉

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 460億円(12億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

•将来推計

〈総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)〉

平成23年度見込み 3,735億円(131億円)

平成24年度見込み 3,760億円(120億円)

平成25年度見込み 4.178億円(126億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉

平成25年度見込み 589億円(11億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、 4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

					(平1
	2005 年	2006 年	2007年	2008 年	2009 年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 17年~平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005 年	2006 年	2007年	2008年	2009 年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、 最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)

平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度~平成34年度までの10年間とした。(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)

〈控除上限型〉

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

・減収額:589億円程度

↓ (マクロモデルによる計算)

·GDP 押下げ影響: 約3, 596億円

【農水09】

				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)経済波及効果の試算(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算) 〈今回要望:控除上限20%→30%〉 ・平成25年度減収額(大企業579億円、中小企業11億円) 」 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(579億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) 」 GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3、532億円 中小企業:64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度 ~平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3、596億円
9	相当性	よる	兑特別 置等に らべ性等	 ・ 我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		務付	置や義 付け等)役割	・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者 及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階 における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を 幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積 極的な支援が行われている。
			本が協 ける相	・ 法人税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。

10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成23年9月

【農水10】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	中小企業者等の試験研	府省名	農林水産省		
税目	法人住民税				
区分	□新設	■拡充	□延長		□事後

		点検項目	評価の実施状況					
7	且税	特別措置等の合理性						
	1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	2	所期の目標が達成し ていない状況	■達成されて	ていない	□達成る	されている	□説明なし	*
7	且税	特別措置等の有効性						
	3	達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	
	4	適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
		⑤ 僅少・偏りのない ⑤ 状況	■説明あり				□説明なし	
	6	適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
	7	減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
	8	減収額の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	
	9	租特の効果・達成目標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
	10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	
	(1)	税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり				■説明なし	*
	12	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	*
1	且税	特別措置等の相当性						
	(13)	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	14)	他の政策手段との役 割分担	□他の政策	手段はない	■説明る	<u></u> あり	□説明なし	

【課題の説明】
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」
については、点検過程で新たに示された補足説明の内容 (<点検結果表の別紙>参照) も踏
まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準(第1位) とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合いが高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げすることが有効であると考えている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。(アンケート調査より試算。) 研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5.198億円と推計される。

「大企業]

3,552 億円(平成 22 年度減収額)×1.38 倍(平成 22 年度研究開発投資押上げ効果) = 4,901.76 億円・・・(A)

[中小企業]

174 億円(平成 22 年度減収額)×1. 70 倍(平成 22 年度研究開発投資押上げ効果)=295.8 億円・・・(B)

(A) + (B) =5,197.56 億円

これは、民間試験研究費約 12 兆円 (平成 22 年度実績額) を約 4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明)

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり(経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算)。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業: 579 億円 (25 年度減収見込額) \times 1.49 倍 (研究開発投資押上げ効果) =863 億円

【農水10】

中小企業:11 億円(平成 25 年度減収見込額)×1.41 倍(研究開発投資押上げ効果) = 15.5 億円

【地方税】

地方税減収額:11 億円 (中小企業(国税)の減収見込額) ×0.173 (地方税に換算) =1.9 億円

研究開発投資押上額: 1.9 億円(平成 25 年度減収見込額)×1.41 倍(研究開発投資押上げ効果) = 2.6 億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円(平成22年度実績額)をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

【農水10】

和税特別措置等に係る政策の事前評価書

_	租税特別措置等に係る政策の事前評価書									
1	政策評価の対象とした	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税21)(法人住民税:義)								
	租税特別措置等の名称									
2	要望の内容	・制度概要								
		法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を								
		行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の								
		税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税								
		標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税								
		標準となる。)								
		M-2000								
		•要望内容								
		国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→								
		30%)の地方税への適用								
3	担当部局	農林水産技術会議事務局研究推進課/食料産業局新事業創出課								
4	評価実施時期	平成24年9月								
5	租税特別措置等の創設	昭和60年度 創設(税額控除率6%)								
	年度及び改正経緯	昭和63年度 2年間延長								
		平成2年度 3年間延長								
		平成5年度 2年間延長								
		平成7年度 2年間延長								
		平成 9 年度 1 年間延長								
		平成10年度 税額控除率の拡充 (6%→10%)								
		平成 1 1 年度 1 年間延長								
		平成12年度 1年間延長								
		平成13年度 1年間延長								
		平成14年度 1年間延長								
		平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)								
		税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%))								
		平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充								
		税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%))								
		平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の								
		10%超過に係る税額控除の選択制の追加								
		平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)								
		平成24年度 2年間延長(同上)								
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制								
		度含む):期限なし								
		・増加型・高水準型:平成25年度末まで								
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》								
	等 及びその	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP4%以上にする。								
	根拠	// T. 体 口 仏 の 旧 柳 N								
		《政策目的の根拠》								
		「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」								
		(日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)								
		「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図る								
		・スパロッた木ルガナソッ/ル/にのの以向上木ツップ用だりが推行。現代を囚る								

				ため、研究開発税制の維持等を図る。」				
				「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」				
				(日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)				
	}	(2)	政策体系	《大目標》				
	ļ		における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業				
			政策目的	の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源				
			の位置付	の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全				
			け	な発展を図る。				
				《中目標》				
				食料の安定供給の確保				
				農業の持続的な発展				
				《政策分野》				
				食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備				
	ļ	(R)	達成目標	展果生産ガ強化に向けた展果生産基盤の株主官理・登舗 《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
	}		及び測定	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1				
			指標	位)とする。				
	i							
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》				
				民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較				
	ļ			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》				
	į			 				
				し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大				
	į			さく寄与することが可能。				
				適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。				
8	有効性	1	適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。				
8	有効性 等	1	適用数等					
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 「経済産業省企業アンケート調査より推計】 国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】				
8	•	1	適用数等	国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】 国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1%				

以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。

本租特における利用実績

平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術 基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることか ら、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本和特利用実績

平成20年度	平成21年度	平成22年度
11. 8%	9. 7%	6. 3%
11. 8%	11. 1%	8. 5 •
8. 2%	8. 3%	12. 7%
8. 3%	6. 9%	4. 2%
7. 1%	8.3 %	4. 2% •
5. 9%	5. 6%	12. 7%
5. 9%	8. 3%	4. 2%
3. 5% •	2. 8%	4. 2%
	11. 8% 11. 8% 8. 2% 8. 3% 7. 1% 5. 9% 5. 9%	11.8% 9.7% 11.8% 11.1% 8.2% 8.3% 8.3% 6.9% 7.1% 8.3% 5.9% 5.6% 5.9% 8.3%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000~2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3.726億円(174億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度見込み 3,857億円(137億円) 平成24年度見込み 3,938億円(126億円) 平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考)国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3.502億円(165億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 460億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参老)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査」より推計】

③ 効果・達成 目標の実 現状況

③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年~平成 21 年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、 4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005 年	2006 年	2007年	2008年	2009 年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82

イタリア 1.09 1.13 1.17 1.21 1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 17年~平成 21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対 GDP 民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

工安国仍为GDF民间切允例先投資比平(丰位: 70)							
	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年		
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54		
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25		
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64		
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04		
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12		
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99		
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78		
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39		
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91		
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67		

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成34年度)

增加型•高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度~平成34年度までの10年間とした。)

				・平成25年度地方税における減収額 1.9億円 ↓ (マクロモデルによる計算) ・10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円 上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度~平成34年度の累計)は約11.1億円
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度)
				経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)
				 【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】
				・平成25年度減収額
				(大企業579億円、中小企業11億円)
				↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果
				大企業:1.49倍
				中小企業:1.41倍
				・研究開発投資押上げ額
				大企業:863億円(579億円×1.49倍)
				中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)
				↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
				大企業:3,532億円
				中小企業:64億円
				・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度 ~平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円
				<u>※地方税部分(要望措置の適用時)</u>
				·平成25年度国税減収額 11億円
				↓ 地方税に換算:0. 173倍
				・平成25年度での地方税減収額:1.9億円
				↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍
				・研究開発投資押上げ額: 2. 6億円(1. 0億円×1. 41倍)
				↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円
				・10年間(平成25〜平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分): 約11.1億円
9	相当性	1		・我が国においては、
			措置等に よるべき 妥当性等	①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が 高く(75.3%。 主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、
			, X 그 II 국	⑤止木// 大心 プラリル耐元良ではC///C 止木ロオい貝並 (期いて50.2元)、

②: 他の支援	③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自 らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のあ る自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から 極めて重要である。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あ ふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言え る。 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者 及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階 における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政 策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進すること により、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適 切と考えられる。 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者
措置や義 務付け等 との役割 分担	及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積
712	極的な支援が行われている。
③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009 年版中小企業白書)。本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成23年9月

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1)本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度 における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は 以下のとおり算出された。

平成21年度 4,411事業年度 × 51.1%

= 2,254事業年度

平成22年度 5,313事業年度 × 50.7%

<u>= 2,693事業年度</u>

(2)地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円 平成24年度減収見込額 12,032,000千円 平成25年度減収見込額 12,594,000千円 この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を 試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 <u>23億円</u>(2,268,376千円) 平成24年度減収見込額 <u>21億円</u>(2,081,536千円) 平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3) 平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限 $(20\% \rightarrow 30\%)$ の引き上げ要望の効果は以下のとおり 試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1. 9億円 × 1. 41倍 = 2. 6億円

さらにGDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における 10年間(平成25~平成34年度)累計のGDP押上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。

【農水11】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除	りために農地等を譲渡し	た場合の譲渡所	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、法				
区分	□新設	■拡充	□延長		□事後

点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されっ	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし	⊗
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	■説明る	<u></u> あり	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「③」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農用地利用集積計画及び農業委員会のあっせん並びに農地保有合理化法人等の農地売買等事業によって譲渡された農地面積)は、補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(年間 2.5 万 ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積)の実現状況について、「平成 21 年度実績 25,793ha (うち農業生産法人から 3,063ha)…平成 23 年度実績 26,399ha (うち農業生産法人から 2,688ha)」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、適用数の算定に用いた数値、 計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、 計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、減収額の試算が行われているが、平成25年度以降の試算が原単位となる適用数の算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(年間2.5万ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積)の実現状況の将来予測について、「平成25年度実績47,029ha(うち農業生産法人から5,811ha)…平成27年度実績47,207ha(うち農業生産法人から5,915ha)」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明

する必要がある。 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示されたく点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

【農水11】

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況(評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時(平成3年)の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績(当該租税特別措置が適用された農地の集積面積)を基に達成目標の定量化を行っている。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。
- ⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)及び減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

積算資料の「1 拡充を行わない場合」の平成25年度の適用見込みについては、当該年の前3ヶ年の平均によって推計している。

【農水11】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控					
	租税特別措置等の名称	除(国税3)(地方税3)(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、					
		個人住民税:外、事業税:義)					
2	要望の内容	個人又は農業生産法人が保有する農用地区域内の農地等を農地保有の合					
		理化等のために譲渡した場合の特別控除のうち、以下の場合について、					
		控除額を800万円から1,200万円に引き上げること。					
		① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合					
		② 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に農地売買等事					
		業のために譲渡した場合					
		③ 農振法第23条に基づく農業委員会のあっせんにより譲渡した場合					
3	担当部局	経営局農地政策課					
4	評価実施時期	平成 24 年4月~8月					
5	租税特別措置等の創設	昭和 45 年度: 創設(農業委員会のあっせんによる譲渡、控除額 150 万円)					
	年度及び改正経緯	昭和 46 年度:農地保有合理化法人に対する譲渡を特例の対象に追加					
		昭和 48 年度:控除額を 250 万円に引き上げ 昭和 50 年度:控除額を 500 万円に引き上げ					
		昭和 56 年度:農用地利用集積計画による譲渡を特例の対象に追加					
		平成元年度: 1年間に限り控除額をそれまでの 500 万円から 800 万円に					
		引き上げ					
		平成2年度: 1年間に限り控除額をそれまでの500万円から800万円に					
		引き上げ ひばった 中・物吟館をそれまでの 500 下四から 900 下四に引き上げ					
6	適用又は延長期間	平成3年度:控除額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ 恒久措置					
-	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
'	等及びその	「					
	根拠	なる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地					
		の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・					
		行動計画(平成 23 年 10 月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示さ					
		れた規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。					
		《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画 (平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定)					
		〇良科・展集・展刊基本計画 (平成 22 平 3 月 30 日 阁議法定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策					
		2 農業の持続的発展に関する施策					
		(4) 優良農地の確保と有効利用の促進					
		② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進					
		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対し					
		て地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることによ					
		り、農地の有効利用を促進する。 ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年					
		10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」					
	9	という。)					
	1	土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が					
		急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合					
		意形成により、平地で 20~30ha、中山間地域で 10~20ha の規模の経営体					
		が5年後に耕地面積の大宗(8割程度) を占める構造を目指す。					

	② 政策体系	《大目標》								
	における		2供給の研	准保、農	林水産	業の発展	そ、農山	漁村の抗	長興、農	業の多
	政策目的	面的機能の乳	芒揮、森	林の保続	培養と	森林生產	全力の増	進、水	産資源の	の適切
	の位置付	な保存・管理	里等を通	じ、国民	生活の	安定向	上と国民	経済の	健全な多	発展を
1	: ()	図る。								
i i	i i	《中目標》								
		農業の持続	的な発展	展(産業	、人、	生産基盤	釜)			
	- 1	《政策分野》								
	i i	優良農地の	の確保と	有効利用	の促進					
	③ 達成目標	《租税特別措	置等によ	り達成し	ようとす	る目標》				
	及び測定	農用地利用	農用地利用集積計画及び農業委員会のあっせん並びに農地保有合理化 法人等の農地売買等事業によって、年間 2.5万 ha 程度の農地を意欲ある						合理化	
	指標			事業によ	って、	年間 2.	万ha	程度の農	退地を意	欲ある
			農業者に集積							
		***************************************	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》							
			農用地利用集積計画及び農業委員会のあっせん並びに農地保有合理化							
			法人等の農地売買等事業によって譲渡された農地面積 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》							
									The state of the s	+ /
			本特例措置の適用を受ける施策は、効率的で安定的な農業経営を行う							
			者など、地域の中心的な経営体に対する農地の集積を促進するものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占							
		める構造の乳								
8 有効	性 ① 適用数等		Colicia	יים ל מיוי	, KC U	C , 10/2	кынуу.			
等	12 0 22/1132 (ज स	21 年	ज स		(単位: 件、ha) 平成23年(推計)	
	1				Metabolica Increasion was		19-000-0000-0	平成 22 年		11/27/2015/66
		Harris Maria Colon Maria	oo sharaana		件数	面積	件数	面積	件数	面積
i	1	①農用地利用:	集積計画に	よる譲渡	9,170	13,235	8,733	12,060	9,247	13,520
		②農地売買	等事業によ	る譲渡	1,915	1,249	1,873	1,323	1,909	1,265
		③あっせ	んによる譲	渡	6,593	11,309	6,107	10,882	6,580	11,614
		(参考)基盤強	住化法による	全譲渡	11,942	21,366	11,288	19,247	11,288	19,247
			平成 24	年(見込)	平成 25	年(見込)	平成 26	年(見込)	平成 27	年(見込)
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
		1	9,058	13,012	15,522	22,143	15,615	22,411	15,568	22,282
	1 8	2	1,899	1,279	3,558	5,344	3,565	5,333	3,563	5,337
i		3	6,427	11,268	10,766	19,542	10,854	19,666	10,814	19,588
		※①について	※①については「農地の権利移動・借賃等調査(農林水産省)」					省)」よ	り。ま	
		And the state of t	た、②、③については農地保有合理化法人及び農業委員会に対する実績							
	1	調査より。								
			拡充によって、本特例措置の適用を受ける施策による農地の譲渡面積							
	- 1		は年間 2.5万 ha 程度から、年間 4.7万 ha 程度に増加する見込みである。							
			また、平成23年度の適用実績(推計)は、分析対象期間の前3ヶ年の							
		平均とほぼ同	同程度では	あり、想	定外に	僅少な数	数値では	はなく、	本特例技	昔置は、
	1	農用地区域内	内の農地	を農用地	利用集	積計画/	こよって	譲渡し	た場合会	全てに
		適用可能であ								

	②減収額				(単	位:百万円)
				平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
		①農用地利用集積詞	計画による譲渡	7,957	7,082	7,832
		②農地売買等事業	業による譲渡	1,103	1,047	1,077
		③あっせんに	よる譲渡	4,312	3,991	4,443
		3.E				
			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
		1	7,426	21,839	21,960	21,870
		2	1,087	5,086	5,093	5,091
		3	4,249	14,758	14,838	14,792
		※①については「農地	の権利移動・	借賃等調査	(農林水産	[省)」及び「田
		畑売買価格調査(全国	農業会議所)	より。ま	t=. 2. 3	については農地
		保有合理化法人及び農	業委員会に対	する実績調	査より。	
		算定根拠は別途記載	i.			
	İ					
i	。	/ 政策日めの宝田仕口	// 八七 計争 押目	可供加	左 庄 〉	
	③ 効果・達成 目標の実	《政策目的の実現状況》 基本方針・行動計画			But the serve	で面積は約 120
	現状況	万 ha(全経営耕地面積				
		ていない。				
!	1	《租税特別措置等による	効果·達成目	標の実現状	況》(分析対	象期間 平成2
		年度~平成 27 年度)				
		本特例措置の適用を				
		ンケートを実施したと				
	1	ち、7割から10割に 経営体への農地の所有				年的で女正的な
		また、過去3年間に				よって譲渡され
		た農用地区域内の農地	の平均面積は	25, 486ha	であり、本	特例措置が農地
		の集積の推進に大きく	寄与。			
		平成 21 年度実績 2				
			24, 265ha (57			
						688ha)(推計) 639ha)(見込)
i i						811ha) (見込)
						931ha) (見込)
						915ha) (見込)
		《租税特別措置等が新	設、拡充又は20	E長されなか	った場合の	影響》(分析対
		象期間 平成 25 年度~				
		効率的で安定的な農				
		る農地が従来を上回る	and the same of th	and the second second		
		行動計画で示された規 が困難になる。	民以控呂体が	·耕地面積0.	人示を白め	ノる博垣の美規
	1 /	と、日本一くなる。				

10 有識者の	カする相 当性)見解 動評価又は事	_
	③ 地方公共 団体が協	
	との役割 分担	ことに対するものであり、農地の譲渡(所有権移転)を対象とする本特例措置とは役割分担がなされている。
	② 他の支援 措置や義 務付け等	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金 (補助事業) は、農地の貸付けや農作業の受託を行う
		左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租 税特別措置の手法をとることが適切。
		速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に
		また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を
		ているところ。
# # # *		こうした中で、展用地等の所有権移転時の税制指直は、国が展地集積、 規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占め
2	妥当性等	議論があり、措置が困難な状況。 こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、
	指直寺に よるべき	資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには
9 相当性	① 租税特別 措置等に	農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人
		となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は1.46haとなっている。また、拡充によって更に1件当たり1.6ha程度の集積面積の増加が見込まれ、これにより、平均的な販売農家の経営規模(2.2ha:2010年農林業センサス)の約2.4倍の農地の規模拡大に寄与。なお、本特例措置の適用を受ける施策の実施主体である市町村等を対象にアンケートを実施したところ、当該施策によって行われた所有権移転のうち、7割から10割について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。
	:	《税収減を是認するような効果の有無》(平成 25 年度~平成 27 年度) 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心

【農水11】

① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

Е		21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
	適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	9,013	9,106	9,059
Г	減税見込額	5,947	5,285	5,845	5,535	5,555	5,645	5,578
	うち法人分	99	127	140	134	134	136	135
Г	適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	12,864	13,132	13,003
	うち法人分	373	447	472	505	475	484	488

[※]農林水産省「土地管理情報収集分析調査」及び全国農業会議所「田畑売買価格等調査」より

農業経営基盤強化促進法による有償所有権移転件数(H22:11,288件)から、本特例措置の対象である個人及び農業 生産法人による譲渡の件数(H22:8,733件)を抽出し、減税見込額を推計

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定

(1)現状の平均適用件数等

単位:件、千円/10a, ha

	①平均適用 件数	②平均売買 価格	③平均売買 面積	④控除額の活用率(②×③ ÷800万円)	
北海道	2,394	200	5	114.6%	
都府県	6,853	1,212	0.4	58.4%	

※①及び③は農林水産省「土地管理情報収集分析調査」より、②は全国農業会議所「田畑売買価格調査」より

(2)特例措置の活用割合

	⑤③の面積 規模の農業 経営体数	⑥特例措置を活用した経営体 の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	19.0%
都府県	373,113	1.8%

※面積規模の農業経営対数は、「2010年農林業センサス」より

(3)拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

	⑦拡充により課税額が0になる譲渡面積(1200万円÷ ②)			⑩拡充によ る適用面積 (⑨×⑦)	⑪課税所得 額(⑩×②)
北海道	6	2,922	554	3,324	6,643
都府県	1.0	554,838	5,955	5,955	72,155
合 計			6,509	9,279	78,798

(4)拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

		中世. 日八门
	課税額	減税見込額
所得税	76,899	10,381
法人税	1,899	325
合計	78,798	10,706

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	15,522	15,615	15,568
減税見込額	5,947	5,285	5,845	5,535	16,261	16,351	16,284
うち法人分	99	127	140	134	459	461	460
適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	22,143	22,411	22,282
うち法人分	373	447	472	505	756	766	769

① 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

		21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
ſ	適用件数	9,170	8,733	9,247	9,058	15,522	15,615	15,568
L	うち法人分	62	73	78	71	374	376	375
ſ	減収見込額(所得税・法人税)	5,947	5,285	5,845	5,535	16,261	16,351	16,284
	うち所得税分	5,848	5,158	5,705	5,401	15,802	15,890	15,824
L	うち法人税分	99	127	140	134	459	461	460
ſ	適用面積	13,235	12,060	13,520	13,012	22,143	22,411	22,282
L	うち法人分	373	447	472	505	756	766	769

[※]農林水産省「土地管理情報収集分析調査」及び全国農業会議所「田畑売買価格等調査」より

農業経営基盤強化促進法による有償所有権移転件数(H22:11,288件)から、本特例措置の対象である個人及び農業生 産法人による譲渡の件数(H22:8,733件)を抽出し、減税見込額を推計

2 住民税の減収見込額

単位 . 五五田

							四位:日万円
	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	1,949	1,719	1,902	1,800	5,267	5,297	5,275
※1の所得税分の減収見	込額から課税	セ標準額を割	り戻し、5%0	の税率を乗じ	て算出。		

3 法人住民税の減収見込額

##. ***** = = = =

21年 22年 23年(推計) 24年(見込) 25年(見込	26年(見込)	27年(見込)
減収額 17 22 24 23 7	9 80	80

※1の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

単位:百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	43	56	61	68	232	233	232
※1の法人税分の減収見	入額から課利		り戻し、5.3%	6の税率を乗	じて法人事	業税(所得割)の減収額

また、法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて、地方法人特別税の減収額を算出。

② 農地保有合理化法人等に農地売買等事業のために譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	1,915			L 1 1 ()U.C./	1 (2070)		1,898
減税見込額	792	755	775	774	768	772	771
うち法人分	169	146	160	158	155	158	157
適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	1,289	1,278	1,282
うち法人分	192	186	189	189	188	189	189

[※]農林水産省による実績調査より

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定

(1)現状の平均適用件数等

単位:件、千円/10a, ha

	①平均適用 件数		③平均売買 面積	④控除額の活用率(②× ③÷800万円)	
北海道	82	106	4	56.3%	
都府県	1,827	546	0.5	34.2%	

※農林水産省による実績調査より

(2)特例措置の活用割合

	5③の面積 規模の農業 経営体数	⑥特例措置を活用した経営体 の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	0.7%
都府県	373,113	0.5%

※面積規模の農業経営対数は、「2010年農林業センサス」より

(3)拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

198000	⑦拡充により課税額が0に なる譲渡面積(1200万円 ÷②)	⑧⑦の面積 規模の農業 経営体数	⑨拡充による適用件数(④×⑥×	⑩拡充によ る適用面積 (⑨×⑦)	①課税所得額(⑩×②)
北海道	11	6,645	43	491	520
都府県	2.2	969,287	1,621	3,564	19,458
合 計			1,665	4,055	19,978

(4)拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

単位:百万円

	課税額	減税見込額
所得税	16,114	2,175
法人税	3,863	661
合計	19,978	2,836

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	1,915	1,873	1,909	1,899	3,558	3,565	3,563
減税見込額	792	755	775	774	3,604	3,608	3,607
うち法人分	169	146	160	158	816	819	818
適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	5,344	5,333	5,337
うち法人分	192	186	189	189	1,133	1,134	1,134

② 農地保有合理化法人等に農地売買等事業のために譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

		21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
		214	224	23 牛(推計)	24十(見込)	20 牛(見込)	20 牛(見込)	2/牛(見込)
	適用件数	1,915	1,873	1,909	1,899	3,558	3,565	3,563
	うち法人分	184	228	199	204	532	526	528
減	収見込額(所得税・法人税)	792	755	775	774	3,604	3,608	3,607
	うち所得税分	623	609	615	616	2,788	2,790	2,790
	うち法人税分	169	146	160	158	816	819	818
	適用面積	1,249	1,323	1,265	1,279	5,344	5,333	5,337
	うち法人分	192	186	189	189	1,133	1,134	1,134

※農林水産省による実績調査より

2 住民税の減収見込額

単位:百万円 | 21年 | 22年 | 23年(推計) | 24年(見込) | 25年(見込) | 26年(見込) | 27年(見込) | 27

3 法人住民税の減収見込額

						単	<u> </u>
	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	29	25	28	27	141	142	142

^{※1}の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

						単	<u> 单位:百万円</u>	
	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)	
減収額	74	64	70	80	412	413	413	
※1の注人税分の減収目込額から理税標準額を割り戻し 53%の税率を垂じて注人事業税(所得割)の減収額を								

^{※1}の法人税分の減収見込額から課税標準額を割り戻し、5.3%の税率を乗じて法人事業税(所得割)の減収額を 第4

また、法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて、地方法人特別税の減収額を算出。

③ 農業委員会のあっせんにより譲渡した場合の特別控除の拡充(国税)

1 拡充を行わない場合の特例の適用実績

単位:件、ha、百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	6,371	6,459	6,419
減税見込額	3,033	2,870	3,165	3,023	3,019	3,069	3,037
うち法人分	972	595	808	792	732	777	767
適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	11,255	11,379	11,301
うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	1,860	1,969	1,950

[※]農林水産省による実績調査より

2 拡充による減税額の上乗せ効果(H23)

北海道と都府県で売買価格や譲渡面積が大きく異なるため、それぞれ分けて算定

(1)現状の平均適用件数等

※農林水産省による実績調査より

(2)特例措置の活用割合

	⑤③の面積 規模の農業 経営体数	⑥特例措置を活用した経営体 の割合(①÷⑤)
北海道	12,627	14.7%
都府県	373,113	1.3%

※面積規模の農業経営対数は、「2010年農林業センサス」より

(3)拡充による適用件数等

単位:件、ha、百万円

	⑦拡充により課税額が0になる譲渡面積(1200万円÷②)	8⑦の面積 規模の農業 経営体数	⑨拡充による適用件数(④×⑥×⑧)	⑩拡充によ る適用面積 (⑨×⑦)	⑪課税所得 額(⑩×②)
北海道	7	2,922	431	3,191	5,170
都府県	1.3	554,838	3,964	5,096	47,564
合 計			4,394	8,287	52,733

(4)拡充による減税額(所得税・法人税別)(H23)

単位:百万円 課税額 減税員込額

	課税額	減税見込額
所得税	41,801	5,643
法人税	10,933	1,869
合計	52,733	7,512

3 拡充を行った場合の特例の適用見込み(H25以降は1+2)

単位:件、ha、百万円

	1117711	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
	適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	10,766	10,854	10,814
Г	減税見込額	3,033	2,870	3,165	3,023	10,531	10,581	10,549
	うち法人分	972	595	808	792	2,601	2,646	2,636
Г	適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	19,542	19,666	19,588
	うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	3,922	4,031	4,012

③ 農業委員会のあっせんにより譲渡した場合の特別控除額の引上げ(地方税)

1 本特例の適用見込み

単位:件、ha、百万円

								110 (D / J / J
		21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
	適用件数	6,593	6,107	6,580	6,427	10,766	10,854	10,814
	うち法人分	853	744	785	794	1,685	1,695	1,695
洞	机見込額(所得税・法人税)	3,033	2,870	3,165	3,023	10,531	10,581	10,549
	うち所得税分	2,061	2,275	2,357	2,231	7,931	7,935	7,913
	うち法人税分	972	595	808	792	2,601	2,646	2,636
	適用面積	11,309	10,882	11,614	11,268	19,542	19,666	19,588
	うち法人分	2,498	1,534	2,027	2,020	3,922	4,031	4,012

[※]農林水産省による実績調査より

2 住民税の減収見込額

単位:百万円

							·世·日刀口
	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	687	758	786	744	2,644	2,645	2,638
※1の所得税分の減収見込	:額から課税	標準額を割	り戻し、5%0	の税率を乗し	で算出。		

3 法人住民税の減収見込額

単位:百万円

							<u> 1112:日万円</u>
	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	168	103	140	137	450	458	456

^{※1}の法人税分の減収見込額に17.3%の税率を乗じて法人税割を算出。

4 事業税の減収見込額

単位·百万円

	21年	22年	23年(推計)	24年(見込)	25年(見込)	26年(見込)	27年(見込)
減収額	424	259	352	345	1,134	1,154	1,149
※1の法人税分の減収見込	額から課税	標準額を割	り戻し、5.3%	6の税率を乗	じて法人事	業税(所得害	割)の減収

また 法人事業税(所得割)に81%の税率を乗じて 地方法人特別税の減収額を复出

【農水12】

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	金融商品取引法等の一	府省名	農林水産省			
税目	法人税、法人住民税、法人事業税					
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後	

	点検項目			評価の領	実施状況		課題
租税	特別措置等の合理性						
1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
租税	特別措置等の有効性						
3	達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	⊗
6	適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(框	!拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
8	減収額の将来予測	□定量化		■定量化	と(根拠なし)	□予測なし	*
10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	0
12	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	*
租税	特別措置等の相当性						
13	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
14	他の政策手段との役 割分担	■他の政策	F段はない	□説明は	50	□説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況)は、金融商品の需給関係や政治経済情勢などによる市場価格の変動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
- (2)以下のとおり、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加)の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

[「]⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号。以下「改正法」という。)は、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の実現のための制度整備を行うものであり、現時点で総合的な取引所が創設されているわけではないので、達成時期を設定することは困難である。他方で、目標値については、本租税特別措置等の適用対象が平成24年5月現在で既存商品先物取引業者33社あり、既存商品先物取引業者が総合的な取引所に参加することが達成目標である。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

改正法は、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の実現に向けた環境・制度整備をするものであり、改正法附則第4条では、現行の商品先物取引法における委託者保護基金は、総合的な取引所が実現された場合に、金融商品取引法における投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。現行の委託者保護基金及び投資者保護基金は、どちらも租税特別措置法において「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」が認められており、改正法の施行時に現行の委託者保護基金に既に加入している商品先物取引業者に限って本租税特別措置等を導入しても、新たな減収額は発生しないものと考える。なお、改正法においては、既存の商品先物取引業者は、既に委託者保護基金に加入しているため、総合的な取引所において取引しようとする場合の投資者保護基金への加入は免除されている。

さらに、現行の委託者保護基金は、平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフ(商品先物取引業者が破綻等した場合に基金から一般委託者への支払)実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円であり、そのためこれまでも減収額は発生しておらず、この状況を前提として将来の減収額を考えた。

② 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補 足説明)

⑧の補足説明で示したとおり、本租税特別措置等による税収減は発生しない。なお現行の委託者保護基金においても、ペイオフが発生した実績がないため、これまでも減収額は発生していない。この状況を前提に本租税特別措置等の将来の税収減を考えると、税収減は発生しないと見込まれる。他方で、総合的な取引所が実現した場合に、本措置により、既存商品先物取引業者が新たな負担をすることなく従前と同様の委託者保護のセーフティネットが整備され、総合的な取引所への参加が可能となるため有効と考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置(国税 20・地方税
租税特別措置等の名称	16 (自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2 要望の内容	金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)において、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、
	一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのでき
	る総合的な取引所の実現に向けた制度の整備が行われた。当該改正におけ
	る委託者保護基金に関する経過措置について、従来の税制面の取扱いと差
	が生じることのないよう、所要の税制措置を行う。
	具体的には、改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金は、
	農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金
	融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされ
	ている。そのため、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損
。	金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置を行う。
3 担当部局	食料産業局 商品取引グループ
4 評価実施時期	平成 24年 8 月
5 租税特別措置等の創設	新設要望
年度及び改正経緯	
6 適用又は延長期間	経過措置が有効な間(改正法附則第4条では、「当分の間」とされている)
7 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等 及びその	総合的な取引所の実現に向けた制度整備として、今国会で成立した改正法
根拠	に設けられた経過措置に関し、税制面においても所要の措置を講じることによ
	り、総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行い、
	「新金融立国」を目指す。
	〇新成長戦略 (2010 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋)
	Ⅷ. 金融分野における国家戦略プロジェクト
	21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進
	「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に
	設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払
	い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る
	制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投
	資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び
	込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行するこ
	とにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターと
	して「新金融立国」を目指す。
	〇日本再生の基本戦略(2011年 12月 24日閣議決定)(抜粋)
	4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計
	(1)更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)
	③新たな資金循環による金融資本市場の活性化
	<当面、重点的に取り組む主な施策> 〇総合的な取引派(記案・全局・帝日)の創造の推進
3	〇総合的な取引所(証券·金融·商品)の創設の推進

【農水12】

	総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点 について方針を取りまとめた上で、2012 年の通常国会に向けた所要の法 案の提出準備を行う。
	○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年 9 月 6 日成立) 附則第4条の要旨 この法律の施行の際現に存する商品先物取引法上の委託者保護基金に つき、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法 律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者のうち商品関連市場 デリバティブ取引の取次ぎ等の業務に係る金融商品取引業の登録を受けた 一定の者に対し、投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができること とするほか、所要の規定を整備することとする。(附則第4条関係)
	○日本再生戦略(2012 年 7 月 31 日閣議決定)(抜粋) IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11 の成長戦略と38 の重点施策~ (1) 更なる成長力強化のための取組 ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 「金融戦略]
	総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す (重点施策:アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立) 我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。
	(別表)日本再生に向けた改革工程表 (1)Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 〜金融戦略〜 4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立 (1)アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上 総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の 整備
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	清算証拠金・口座の一元化や税制(損益通算)等の検討、実施 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》
③ 達成目標 及び測定 指標	食品産業の持続的な発展 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合 的な取引所への参加
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況 (現在は総合的な取引所が創設されていないため、実績なし(平成24年8 月))

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所が創設された場合、当該措置により、従前の租税特別措置によって認められている措置と同様の取扱いになり、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがなく、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進される。
8 有効性	① 適用数等	現在、商品先物取引業者は33社(平成24年5月28日現在、許可業者)であり、改正法附則第4条の経過措置は、総合的な取引所が創設された場合における既存の商品先物取引業者が対象となるため、現状では多くても33社の見込み。
	② 減収額	なし
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所 は創設されていない。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月)・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない・総合的な取引所が創設された場合、本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年8月)・総合的な取引所が創設された場合に、当該総合的な取引所で取引しようとする既存の商品先物取引業者に対して新たな負担を強いることになるため、総合的な取引所の参加が促進されない可能性がある。・総合的な取引所の参加が促進されない可能性がある。・総合的な取引所が創設されても、既存の商品先物取引業者の参加が促進さ
		れない場合、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の効果が失われることになる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年8月) 現状では、商品先物取引法第270条の委託者保護基金が行う同法第300 条第1号及び第2号に掲げる業務につき、租特法第66条の11第1項第6号に 規定する特定の業務として、その支出した金額につき負担金の損金算入の特 例とされている。金融商品取引法における投資者保護基金についても同様に 措置されている。改正法附則第4条の経過措置は、委託者保護基金が農林水 産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品 取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされるもので ある。当該経過措置に基づいた租税特別措置を設けることにより、総合的な取
		引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が新たな負担を強いられることなく、総合的な取引所へ参加できることになるため、当該措置は有効である。

q	相当性 ① 租税特別	改正法附則第4条の経過措置に対応する措置であり、税法上、従前の租税
9	相当性 ① 相枕特別 措置等に よるべき 妥当性等	特別措置における税制措置によって認められている措置(委託者保護基金、投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例)と同様の対応を要望するものであり妥当なものと考えられる。また、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがないよう措置するものであり、妥当なものと考えられる。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	各地方に所在する既存の商品先物取引業者が総合的な取引所に参加する場合の負担が軽減されることにより、地域経済の活性化に資する。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

【農水13】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制				農林水産省
税目	所得税、法人税、法ノ	人住民税、法人事業税			
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

	点検項目		評価の実施状況				
利	B税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない		
利	I税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	®	
	⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし		
	⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	*	
	租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0	
	② 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	8	
利	I税特別措置等の相当性						
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	*	
	他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明 a	あり	□説明なし		

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。「②」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両名の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(売上額DIの変動)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「将来の見込み〕

② 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(消費税率引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る)の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。
- 注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額DIを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

- ⑧ 減収額の将来推計(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 - ・ 地方税における減収額試算

平成 25 年度 985 百万円

平成 26 年度 985 百万円

平成27年度 993百万円

試算根拠については別添のとおり。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)③のとおり。
- ② 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補 足説明)
 - ・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額 177 億円に対し、本措置によって設備投資額が 164 億円増加し、GDPが 195 億円押し上げられ、それに伴い 3, 152 人の雇用創出効果がもたらされる。

<試算方法>

- ・ GDP押上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置 による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出 効果については、試算したGDP押上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出 した。
- ・ 税収減を是認するような効果については、我が国経済全体として検証することとしているため、食品企業関係者について個別の試算はしていないところ。減収額については本租税特例措置等の対象事業者全体から食品企業関係者の割合を乗じて試算しているため、全体の額を基に効果の説明を行うこととしている。

③ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への 補足説明)

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。

【農水13】

減税見込額積算資料

商業・サービス中小企業活性化税制(特別償却又は税額の特別控除) 平成25年度減税見込額 (食品企業者関係) 985 百万円

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算(平成25年度見込み)

- (1) 適用見込法人数
- ① $(256,429 + 338,480 + 596,532) \times ② 0238 \times ③ 084 \times ④ 01 \times ⑤ 011 = 2620$
- ① 平成22年度会社標本調査より、資本金1億円未満の卸売業、小売業、サービス業の企業数を計算
- ② 日本政策金融公庫全国中小企業動向調査結果により、設備投資実施企業割合を計算
- ③ 中小企業庁実施「租特アンケート調査」より、器具・備品を30万円以上で取得している企業数を 計算
- ④ 租税特別措置利用企業数を租特アンケート調査の中促利用率を引用して推計
- ⑤ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

(2) 減税見込額

【特別償却】

- ① 1,382,437,000 千円×② 0 43 ×③ 0 84 ×④ 0 78 ×⑤ 0 3 ×⑥ 0 5 ×⑦ 0 23 ×⑪ 0 11 = 1,478,085 千円 【税額控除】
- ① 1,382,437,000 + \times ② 0 43 \times ③ 0 84 \times ⑧ 0 22 \times ⑨ 0 07 \times ⑩ 0 55 \times ⑪ 0 11 = 465,231 + \times
- ○法人住民税
- (1,478,085 千円 + 465,231 千円) \times 0 173 (住民税) = 336,194 千円
- ○法人事業税
- (1,478,085 千円 + 465,231 千円) ×⑫ 0 8 ÷⑬ 0 23 × 0 096(事業税率) = 648,898 千円
- ●減収見込額合計
- 336,194 千円 + 648,898 千円 = 985,092 千円
- ① 平成23年中小企業実体基本調査報告書より、資本金1億円以下での建物・構築物・建物付属設備、 船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額を推計
- ② ①に占める建物付属設備、工具・器具・備品購入額の割合について、民間企業投資・除却調査により推計
- ③ 器具・備品の30万円以上での取得割合について、「平成23年度アンケート調査」より計算
- ④ 特別償却利用率 ⑤ 特別償却率 ⑥ 黒字企業割合(特別償却) ⑦ 法人税率
- ⑧ 税額控除利用率 ⑨税額控除率 ⑩黒字企業割合(税額控除)
- ① 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計
- ② 平成24年度財務省減収額試算に占める特別償却分減収額の割合
- ③ 平成 24 年度財務省試算税率

2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用事業者数	2,620	2, 724	2, 834
減税見込額	985	985	993

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

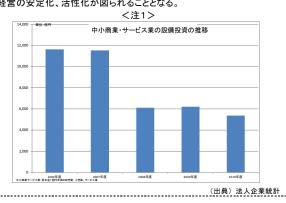
Ī	1	政策評価の対象とした	商業・サービス中小企業活性化税制(国税 23)(所得税・法人税:義)
		租税特別措置等の名称	(地方税 18)(法人住民税、法人事業税:義)
	2	要望の内容	次により、中小商業・サービス業の活性化のための投資に係る特別償 却制度、税額控除制度を創設する。
			本前後、枕顔径跡前後を創設する。 (1)対象業種等:卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中
			小法人
			(2)対象設備の要件:
			①建物附属設備 取得価額 1 台 60 万円以上
			②器具・備品 取得価額 1台30万円以上
			(3)特別償却又は税額控除の選択適用
			特別償却: 取得価格の 30%
			税額控除:取得価格の7%
			176 DX 17 PM I I I I V / V
ł	3	担当部局	食料産業局企画課
ł	4	評価実施時期	平成 24 年8月
ļ			
	5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設
+	6	適用又は延長期間	3年間
ļ			
	7	必要性 ① 政策目的 及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		根拠	 現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を
			営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、
			消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する
			設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。
			《政策目的の根拠》
			〇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため
			の消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源
			の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交
			付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について
			(平成 24 年3月 30 日閣議決定) ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討す
			・中小事業者のために必要な財政工、税制工での他の文援指直を検討する。
			 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格
			表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年5月31日)
			・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」
			において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税
			制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置
			を検討する。
-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

				※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示の あり方について」(平成 24 年 5 月 14 日)
				・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置 や税制措置等を検討すべき。
			政策体系 における 政策目的 の位置付	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業 の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資
			け	源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の 健全な発展を図る。 ≪中目標≫
				食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展
		3	達成目標 及び測 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する 設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反 動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の 困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最 小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。 具体的には、中小商業・サービス業の売上額 D I (前期比)を用い て、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成 26 年第1四半期と第 2四半期、平成 27 年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サ ービス業の前期比売上額 DI の変動幅を可能な限り小さいものとするととも に、売上額 DI を安定的に向上させていくことを目標とする。
				(参考指標) 平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額 DI の差) は、卸売業▲10.5 ポイント、小売業▲7.9 ポイント、サービス業▲1.8 ポイント。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上額DIの変動((独)中小企業基盤整備機構)
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響 を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。
8	有効性	1	適用数等	(適用事業者数見込み)
	等			平成 25 年度 2,020 社
				平成 26 年度 2,724 社
				平成 27 年度 2,834 社 (農林水産省推計)

	2	減収額	(減収額見込み	(*)	
			平成 25 年度	19.4億円	
			平成 26 年度	19.5 億円	
			平成 27 年度	19.6億円	
			(農林水産省推	計)	
	3	効果·達成	"->171 H 113 11 24 1	現状況》(分析対象期間:平成	1 1
		目標の実			経営上の問題点は多岐に亘る
		現状況			事業者が共通で挙げている問
			~	- 13 7 10 - 03 7 1 130 - 0 1 - 1	売業者では販売単価の低下、
					争の激化、サービス業者では
					ている。こうした経営上の問
ļ.					ス業では、需要の喚起(集客
				- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	競争の激化に対応するための
				舌、	提供をしていくことが必要と
İ			なっている。		
			【直面してい	いる経営上の課題】	
				1位	2位
			卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難 (11.2%)
			小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による
					競争の激化 (21.0%)
			サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への 対応 (19.5%)
			出典:(独)中小企業	│ ≹基盤整備機構「中小企業暑況調♂	入] (15.5 / 0 /)

実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化 設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開等に係る設 備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業 者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全 体の設備投資額は、減少傾向にある<注1>。

そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サ ービス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の 経営の安定化、活性化が図られることとなる。



【農水13】

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25
		年 4 月~26 年 4 月)
		足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているも
		のの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向
		上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定
		化と向上を図る。
		本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析
		として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店
		内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、Ⅰ
		Tの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っているとさ
		れる報告(中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」)も
		あることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等
		に係る投資を促進することで需要の増加(集客力の向上)を図り、中
		小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが
		期待される。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析
		対象期間:平成 25 年 4 月~26 年 4 月)
		本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により
		中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の
		増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を
		与えるおそれがある。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~26
		年4月)
		本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化
		が図られることで、我が国経済全体として 195 億円の経済波及効果が
		生じるとともに、雇用を 3152 人創出するとの試算がある。(中小企業
		庁委託調査による試算)
9 相当性	① 租税特別	本特例措置の対象は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が
	措置等に	高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小商業・サ
	よるべき	ービス業に限定しており、国民の納得できる必要最小減の特例措置と
	妥当性等	なっている。
	② 他の支援	中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中
	措置や義	小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のた
	務付け等	が正来技具に連れ続かめり、当該抗闘では、エとして工産に関工のたりめの機械・装置の投資の促進を目的としている。
	との役割	これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上
	分担	や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設
	77	備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品として
	@ ##±\\ #	いることから、目的及び適用の範囲が異なる。
	③ 地方公共 団体が協	中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置
	力する相	により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図るこ
	当性	とは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、
		本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例
		措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当
		である。

10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

減税見込額積算資料

商業・サービス中小企業活性化税制(特別償却又は税額の特別控除)	平成25年度減税見込額
(食品企業者関係)	1,943 百万円

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算(平成25年度見込み)

- (1) 適用見込法人数
- ① $(256,429 + 338,480 + 596,532) \times ② 0 238 \times ③ 0 84 \times ④ 0 1 \times ⑤ 0 11 = 2620$
- ① 平成22年度会社標本調査より、資本金1億円未満の卸売業、小売業、サービス業の企業数を計算
- ② 日本政策金融公庫全国中小企業動向調査結果により、設備投資実施企業割合を計算
- ③ 中小企業庁実施「租特アンケート調査」より、器具・備品を30万円以上で取得している企業数を 計算
- ④ 租税特別措置利用企業数を租特アンケート調査の中促利用率を引用して推計
- ⑤ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

(2) 減税見込額

【特別償却】

- ① 1,382,437,000 千円×② 0 43 ×③ 0 84 ×④ 0 78 ×⑤ 0 3 ×⑥ 0 5 ×⑦ 0 23 ×⑪ 0 11 = 1,478,085 千円 【税額控除】
- ① 1,382,437,000 千円×② 0 43 ×③ 0 84 ×⑧ 0 22 ×⑨ 0 07 ×⑩ 0 55 ×⑪ 0 11 = 465,231 千円
- ●減収見込額合計(特別償却+税額控除)1,478,085 千円+ 465,231 千円= <u>1943,316 千円</u>
- ① 平成23年中小企業実体基本調査報告書より、資本金1億円以下での建物・構築物・建物付属設備、 船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額を推計
- ② ①に占める建物付属設備、工具・器具・備品購入額の割合について、民間企業投資・除却調査により推計
- ③ 器具・備品の30万円以上での取得割合について、「平成23年度アンケート調査」より計算
- ④ 特別償却利用率 ⑤ 特別償却率 ⑥ 黒字企業割合(特別償却) ⑦ 法人税率
- ⑧ 税額控除利用率 ⑨税額控除率 ⑩黒字企業割合(税額控除)
- ⑪ 平成23年中小企業実態基本調査より、食料品卸・小売・サービス業種割合を推計

2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用事業者数	2, 020	2, 724	2, 834
減税見込額	1, 943	1, 951	1, 959

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置				農林水産省
税目	所得税、法人税、個力	人住民税、法人住民税、	事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目		評価の	実施状況		課題	
租税特別措置等の合理性					•	
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない		
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	0	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし		
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量	化(根拠なし)	□予測なし		
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0	
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性						
⁽³⁾ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし		
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明	あり	□説明なし	*	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。「②」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(当措置を利用して設備やシステムを導入する見込み金額)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「将来の見込み】

② 減収額と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置による投資押し上げ効果 について、中小企業投資促進税制による設備投資押し上げ効果の値を用いた算出方法 が適切・妥当であることを説明する必要がある。

また、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標(消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備)の実現状況の将来予測について、「設備等投資額(平成25~27年度)700億円」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は見当たらない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 他の政策手段との役割分担 (評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、 当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。

これに対して、本特例措置は、農林水産物の付加価値の向上や農林水産業の業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗等の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

_	位代行が指直寺に床る政策の争削計画音			
1	政策評価の対象とした	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置(国税 8)(地方		
	租税特別措置等の名称	税 1) (所得税:外、法人税:義、個人住民税:外、法人住民税:義、		
		事業税:義)		
2	要望の内容	以下の特別償却制度及び税額の特別控除の選択適用制度を創設す		
		る。		
		【制度の概要】		
		(1)対象業種 :農業(関連のサービス業を含む。以下同じ。)、林 業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、木材・木 製品製造業、協同組合		
		(2)対象事業者: 青色申告書を提出する農林水産業を営む者及び中 小企業者等(農業協同組合等を含む。) 又は個人 事業者		
		(3)対象設備 : ①建物附属設備(取得価額1台60万円以上) ②機械・装置(取得価額1台30万円以上) ③器具・備品(取得価額1台30万円以上)		
		(4)特例内容: 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除		
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課/生産局農産部農産企画課、畜産部畜産企画課		
		/経営局協同組織課/林野庁経営課、木材産業課/水産庁水産経営課		
		(参考:要望取りまとめ:経営局総務課)		
4	評価実施時期	平成24年8月		
5	租税特別措置等の創設	新設		
	年度及び改正経緯			
6	適用又は延長期間	平成 25 年4月1日~平成 28 年3月 31 日		
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等 及びその	消費税の段階的に引き上げに伴う駆け込み需要やその反動等によ		
	根拠	る経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要		
		な役割を担っている農林水産業等の経営の安定確保と活性化を図る。 《政策目的の根拠》		
		転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況(中間		
		整理)		
		(平成 24 年 5 月 31 日 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討		
		本部)		
		3. 財政上・税制上その他の支援措置等		
		◎ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」		
		において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や		
		税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援		
	② 政策体系	措置を検討する。 《大目標》		
	じたける	**スロ保/ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多		
	政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切		
	の位置付	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図		
	け	వ .		
		※なお、省内複数局庁が関係しており、政策体系上の位置づけが多岐にわ		

	8			たるため 全ての	関係局庁に関連のも	るる位置づけた記	載している
							戦している。
			達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林水産業や中小企業等を中心に価格転嫁が困難となることが懸念される 実情を踏まえ、消費税の税率引き上げに伴う価格の上昇について、消費者の 納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上 や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援す る。併せて、消費税率の引き上げが2段階にわたって実施されることを踏まえ、 値札張り替えなどの事務負担の軽減に向けた設備やシステムの導入を支援 することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備するとともに消			
				費税率引き上げに件 《租税特別措置等に			
				(各年度)を一応の目	租税特別措置等の 種物の高付加価値化	達成目標実現によ ご等の投資促進及	る寄与》 び流通段階の事務
8	有効性	1	適用数等				(単位:千件)
	等			年	H25	H26	(単位:十件) H27
				適用件数	約 58	約 58	約 58
					紙参照。また、H26、 した。(本評価書に		平成 25 年度水準で)
		2	② 減収額				(単位:百万円)
				年	H25	H26	H27
				減収見込額	約 2, 600	約 2, 600	約 2,600
				(国税)	η Σ, 000		,r, 2, 000
				減収見込額 (地方税)	約 3, 200	約 3, 200	約 3, 200
		3	効果·達成	減収見込額	約 3, 200		
		3	効果・達成 目標の実 現状況	減収見込額 (地方税) 《政策目的の実現状	約3,200 約3,200 況》(分析対象期間 産物の高付加価値	:H25~H27) 比等の投資促進及	約3,200
		3	目標の実	減収見込額 (地方税) 《政策目的の実現状 本措置により、農 コストが軽減され、農 《租税特別措置等に H27)	約3,200 況》(分析対象期間 産物の高付加価値を 株水産業等の活性	:H25~H27) 比等の投資促進及 生化と雇用の維持 の実現状況》(分 算入する見込み金	約3,200 なび流通段階の事務 寺・確保が図られる。 析対象期間:H25~ 額
		3	目標の実	減収見込額 (地方税) 《政策目的の実現状 本措置により、農 コストが軽減され、農 《租税特別措置等に H27)	約3,200 況》(分析対象期間 産物の高付加価値 は林水産業等の活性 よる効果・達成目標	:H25~H27) 比等の投資促進及 生化と雇用の維持 の実現状況》(分 算入する見込み金	約3,200 なび流通段階の事務 寺・確保が図られる。 析対象期間:H25~
		3	目標の実	減収見込額 (地方税) 《政策目的の実現状 本措置により、農 コストが軽減され、農 《租税特別措置等に H27)	約3,200 況》(分析対象期間 産物の高付加価値信 林水産業等の活性 よる効果・達成目標 設備やシステムを導	:H25~H27) 比等の投資促進及 生化と雇用の維持 の実現状況》(分 算入する見込み金	約3,200 れる。 れる。 が流通段階の事務 ・確保が図られる。 が対象期間:H25~ 額 単位:億円)

			象期間:平成25年度~27年度)					
				場所は、一成20年度で27年度が 農業者は生産物の価格形成力が弱い中で、消費税引上げに伴う価格転嫁				
			展来有は主産物の価 が円滑に行われず、農業					
		1	ては、地域経済において					
			の経営の安定確保や流			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77	
		1	《税収減を是認するよう			区成25年度~27	7 任	
		1	度)	5MA0/H m//	7) 1/1 ×1 3×70 1F1 :	1 次20 一及 2 /	_	
			127			(単位:百万円)		
		1		H25	H26	H27]	
		1	減収額	約 2, 600	約 2, 600	約 2, 600		
		1	(国税)	和 2,000	市	市 3 2, 600		
		1	減収額	約 3, 200	約 3, 200	約 3, 200		
			(地方税)	ሕህ 3, 200	飛り 3, 200	飛り 3, 200		
			投資押上げ効果	約 3, 200	約 3, 200	約 3, 200		
		1	(国税)	市分 3, 200	ポリ 3, 200	ポリ 3, 200		
' <u> </u>		1	投資押上げ効果	約3,900	約 3, 900	約 3, 900	1	
		1	(地方税)	ης 0, 300	му 0, 300	" ну о, ооо		
		1	(273), (J	
			上記表のとおり、いすめ、是認できる。	「れの年度でも投	と資押上げ効果か	「減収額を上回る	<i>t</i> =	
		1	※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、本措置の実					
			は、この措置の	適用者に対し調	査する必要がある	るが、本措置の実	績	
			は、この措置の がまだ出ていな	適用者に対し調整	査する必要がある きない。			
			は、この措置の がまだ出ていな そのため、本	適用者に対し調: いため、算出でき 措置の減収額に	査する必要がある きない。 対する投資押上	げ効果について	tН	
			は、この措置の がまだ出ていな そのため、本 23の租特等記	適用者に対し調 いため、算出でき 措置の減収額に 平価書における「	査する必要がある きない。 対する投資押上 中小企業投資促	げ効果について(進税制(経済産業	tH 削	
			は、この措置の がまだ出ていな そのため、本 23の租特等部 等)」で記載さ	適用者に対し調: いため、算出でき 措置の減収額に 平価書における「 れている 1.22 倍	査する必要がある きない。 対する投資押上 中小企業投資促	げ効果について	tH 削	
			は、この措置の がまだ出ていな そのため、本 23の租特等記	適用者に対し調: いため、算出でき 措置の減収額に 平価書における「 れている 1.22 倍	査する必要がある きない。 対する投資押上 中小企業投資促	げ効果について(進税制(経済産業	tH 削	
1 相当	性(1	① 租税特別 措置等に	は、この措置のがまだ出ていなそのため、本23の租特等影等)」で記載さのとして算定。 補助金等の措置としことから、その効果に	適用者に対し調いため、算出でき け置の減収額に 評価書における「 れている 1.22 倍	査する必要がある をない。 対する投資押上 中小企業投資促 程度の設備投資 件を満たす設備	げ効果について! 進税制(経済産業 押上げ効果があ	tH 能省 るも	
相当	性(1	•	は、この措置のがまだ出ていなそのため、本23の租特等計等)」で記載さのとして算定。 補助金等の措置とよことから、その効果に	適用者に対し調いため、算出でき 措置の減収額に 評価書における「 れている 1.22 倍 とべ、一定の要 は価格転嫁が困	査する必要がある をない。 対する投資押上 中小企業投資促 程度の設備投資 件を満たす設債 難な農林水産業	げ効果について! 進税制(経済産業 押上げ効果があ 請投資に適用さ 業者等に広く及	tH よH 省 る も れ ぶも	
相当	性(1	措置等に	は、この措置のがまだ出ていなそのため、本23の租特等計等)」で記載さのとして算定。 補助金等の措置ととことかる。。また、対象業種とな	適用者に対し調いため、算出でき 措置の減収額に 評価書における「 れている 1.22 倍 とべ、一定の要 とは価格転嫁が困 よる業種は他業	査する必要がある。 をない。 対する投資押上 中小企業投資投資程度の設備投資 件を満たすとで 難な農林水産業	げ効果について! 進税制(経済産業 押上げ効果があ 情投資に適用さ 業者等に広く及 景況の回復のテ	t K A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
相当'	性 ①	措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出ていなそのため、本23の租特等といるで記載さのとして算定。 補助金を、その措置効果にのである。対費費・対象業種様が、受けやするものであります。	適用者に対し調: いため、算出でき 措置の減収額に存 評価書における「 れている 1.22 倍 と、 一 で となる となる となる となる となる となる となる となる	をする必要がある。 をない。 対する投資投資投資を 対する企業機構投資 中程度の満農林で激産という 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を	げ効果について1 進税制(経済産業 押上げ効果があ 構投資に広広 を 意での 回復減の またでして である。	よ	
相当	性 ①	措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出いな、本に出いる、本に出め、本に出め、本にのたる。 ないのとして算 をしまれる。 ないである。 対策である。 対策である。 対策である。 ないである。 ないである。 ないである。 ないである。 ないできない 税負担の事がない 税負担の事	適用者に対し調き が表し、 が表し、 が表し、 が表し、 が表し、 が表し、 が表し、 が表し、 がました。 が、他、 が、他、 をはいる。 はいる。 でいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。	をする必要がある。 をない。 対する企業では、 対すのでは、 対すなでは、 対すなでは、 ををできる。 神上に、 ををできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	げ効果について1 進税制(経済産業 押上げ効果があ 構投資等にに適広くのま 表現の回増減る。 の増減る。 のと関係のという。 のの増いる。が ののという。	t ¥る れぶ ン響 H 省も るも ポを	
相当	性(1	措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出いな、本に出いな、本に出りな、本に出りな、本になり、では、ないのとして第一等のとして第一のとして第一条を表し、ないである。対の表では、ないである。対の表では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	適用者に対し調き は一般に対し調ぎ は一般に対し調ぎ は一般に対しませる。 は一般に対しませる。 は一般に対しまする。 は一般に対しまする。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対しまする。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対します。 は一般に対しまする。 は一般に対しまする。 は一般に対しまする。 は一般に対しまます。 は一般に対しまます。 は一般に対しまます。 は一般に対しまます。 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、 は一を、	をない。 をない。 をない。 かすすかでを 対すかでを 対すかでを 大林での では、 大林での では、 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大林での 大神での 大林での 大林での 大神での 大林での 大林での 大神での 大がの 大神で 大神で 大神で 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が	げ効果については 進税制(経済産業 押上げ効果があ 構投資等にに適広く 意況の増減る。で の増減る。が のではいる定が ののといるである。が ののといるである。が	お	
相当	性 ①	措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出いな、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、ないのとして、また、ないのである。対対ののである。対対ののというでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	適用者に対し調き 間用者に対し調き 時間に対し調き 時間では、減収けは額に にない。は、減収けいでは、 にないが、は、 にないが、は、 にないが、は、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	をない。 をない。 をない。 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないまで、 はいのは、 をはいる。 はいのは、 をはいる。 はいのは、	げ効果については 進税制(経済をあ 押上げ効果があ 講者 音に 直流 を 意ででは ででででいる。 でのでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	は t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当	性 (1)	措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出いな、本に出いな、本に出りな、本に出りな、本になり、では、ないのとして第一等のとして第一のとして第一条を表し、ないである。対の表では、ないである。対の表では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	適用者に対し調き 間用者に対し調き 時間に対し調き 時間では、減収けは額に にない。は、減収けいでは、 にないが、は、 にないが、は、 にないが、は、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	をない。 をない。 をない。 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないまで、 はいのは、 をはいる。 はいのは、 をはいる。 はいのは、	げ効果については 進税制(経済をあ 押上げ効果があ 講者 音に 直流 を 意ででは ででででいる。 でのでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	は t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当	性(措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出いな、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、ないのとして、また、ないのである。対対ののである。対対ののというでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	適用者に対し調き 間用者に対し調き 時間に対し調き 時間では、減には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	をない。 をない。 をない。 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をなけるので、 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないます。 をないまで、 はいのは、 をはいる。 はいのは、 をはいる。 はいのは、	げ効果については 進税制(経済をあ 押上げ効果があ 講者 音に 直流 を 意ででは ででででいる。 でのでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	は	
相当		措置等に よるべき	は、この措置のがまだ出のがまだ出め、本語では、本語ではないない。 23の租特戦を、のとして算をいる。 23の租特戦を、のとして第一のである。 3業税のである。 対消もの担心を、対策の負担をがいる。 24年間のでは、対策の利力を、大力の人間がある。 24年間のでは、対策を対している。 24年間のでは、対策を対している。 24年間のでは、対策を対象がある。 24年間のでは、対策を対象がある。 24年間の対象が、対策を対象がある。 24年間の対象がある。 24年間のはないがある。 24年間のは、24年間の	適用者に対対は では かい できない できない できない できない は 体長の といい できない は 体長の といい できない は 体長の といい は は は は は は は は は は は は は は は は は は	をない。 を対すると を対すると を対すると を対すると を対すると を対すると を対すると を対すると に を対すると に の をない に の をない に の をない に の をない に の を に の に の を を は に の に に に の に の に に に に に に に に に に に に に	げ効果については 進税制(経済があ 押上げ効果があ 報程管にに 復派のの増 での増いのでのでいるのでのでいるのでが がいるのである。 である。 である。 であり、 るいであり、	よぎる れぶ ン響 図 ビ 税 H省も るも ポを ら ス 税	
相当		措置等に よるべき 妥当性等	は、この措置のがまだ出たいない本語である。 ない 本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 できる。 のというできる。 のというできる。 のは、大きな、大がいる。 大がいる。 大きないないない。 大きないないない。 大きないないない。 大きないないないない。 大きないないないないないないないないないないない。 大きないないないないないないないない。 はいいっというでは、これには、ないないないないない。 はいいっというでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	適用者に対し調さいた。 は一大のでは、1.22 において、1.22 に対しませる。 は一大のでは、1.22 に対しませる。 は一大のでは、1.22 に対しませる。 にでは、1.22 において、は、1.22 において、は、1.22 において、は、1.22 において、は、1.22 において、1.22 によいには、1.22	をないる。 を対すの企業では、 を対すの企業では、 を対すの企業では、 を対すの企業では、 を対すの企業では、 を対すのでは、 を対すのでは、 を対すのでは、 を対すのでは、 を対すのでは、 を対するが、 を対するが、 を対するが、 を対するが、 を対するが、 を対するが、 できるが、	げ効果については 進税制(経済をあ 神とげ効果があ 神投資等にに 復滅のこと 意思要っ経営。 るのではの安まが ある。 産・サー るものであり、 き上げに関するが	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当		措置等に よるべき 妥当性等	は、この措置のがまた出いない本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、	適用者に対対は では	をないすか中程 性難 種間の林与者 をいる。 投業設 にないのでは、 たいのでは、 しいのでは、	げ効果については 進税制(経済をあ 神とげ効果があ 神投資等にに 復滅のこと 意思要っ経営。 るのではの安まが ある。 産・サー るものであり、 き上げに関するが	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当		措置等に よるべ性等 妥当性等 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	は、この措置のがまだ出たいない本語である。 ない 本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 等)」では、本語 できる。 のというできる。 のというできる。 のは、大きな、大がいる。 大がいる。 大きないないない。 大きないないない。 大きないないない。 大きないないないない。 大きないないないないないないないないないないない。 大きないないないないないないないない。 はいいっというでは、これには、ないないないないない。 はいいっというでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	適用者に対対は では	をないすか中程 性難 種間の林与者 をいる。 投業設 にないのでは、 たいのでは、 しいのでは、	げ効果については 進税制(経済をあ 神とげ効果があ 神投資等にに 復滅のこと 意思要っ経営。 るのではの安まが ある。 産・サー るものであり、 き上げに関するが	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当'		措置等に よるべ性等 を を も の 支 や の 支 や は 覆 、 で で で で も の で う で う で う で う で う で う で う で う で う で	は、この措置のがまた出いない本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、	適用者に対対は では	をないすか中程 性難 種間の林与者 をいる。 投業設 にないのでは、 たいのでは、 しいのでは、	げ効果については 進税制(経済をあ 神とげ効果があ 神投資等にに 復滅のこと 意思要っ経営。 るのではの安まが ある。 産・サー るものであり、 き上げに関するが	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	
相当'	(2	措置等に よる公性等 他の支やけけ をの役 をの役 をの役割	は、この措置のがまた出いない本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、	適用者に対対は では では では では ない できます できます できます できます できます できます できます できます	をない。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をないする。 をないする。 をないする。 をないまでは、で、 をないで、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、で、までは、で、で、で、で	げ効果については 進税制(経果があります) は推出上げ効果は経界があります。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	は は く は と は と は と は と は と は は と は と は と	
相当	(2	措置べた は は る で は で は で で で で で で で で で で で で で	は、この措置のながまだ出い、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では	適用者に対対は では では では では ない できます できます できます できます できます できます できます できます	をない。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をなける。 をないする。 をないする。 をないする。 をないまでは、で、 をないで、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、 をでは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、までは、で、で、までは、で、で、で、で	げ効果については 進税制(経果があります) は推出上げ効果は経界があります。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	は まる れぶ ン響 図 ビ 税 報を H 省も るも ポを ら ス 税 報を	

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対

			当性	また、税収は国と地方で配分(消費税率 10%時においては国 7.8%、地方
				2.2%)されることから、当該引き上げを円滑に行うことは、地方公共団体にお
				いても重要な課題であり、協力頂くことが相当。
1	10	有識者の見	1解	_
1	11	前回の事前評価又は事		_
		後評価の実施時期		

[所得税・法人税]

食品製造業の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別 控除)(食品企業者関係)

平成 2 5 年度減税見込額 526 百万円

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用事業者数

食料品製造業事業者数 46,983事業所 (工業統計) × 2割×69.3% (注) =6,511事業所①

- (注) 年間販売金額1千万円以上の食料品製造業数を推計 (中小企業庁「中小企業実体基本調査(平成22年度)」売上高階級別より)
- (2) 投資促進税制対象設備取得額 ①×95万円(本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値)) =6,185百万円
- (3) 特別償却減税見込額= 6,185百万円×3/4×30%×30%=418百万円② (費資産税制対象設職所額) (特償素)(特債素)(持債素)(法人稅事)
- (4) 税額控除減税見込額= 6,185百万円×1/4×7%=108百万円③ (投資医耗制対象設置取得)(機能能表)(控制) 418百万円 ② + 108百万円 ③ = 526百万円

2. 適用実績及び適用見込み

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	46,983	46,983	46,983
適用件数	6,511	6,511	6,511
減税見込額 (百万円)	526	526	526

「法人住民税・事業税]

平成 2 5 年度減税見込額 225 百万円

控除)(食品企業者関係)

食品製造業の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別

(根拠条項:-)

1. 減税見込額積算

(1) 適用事業者数

食料品製造業事業者数 46,983事業所(工業統計)×2割×69.3%(注)=6,511事業所①

- (注) 年間販売金額1千万円以上の食料品製造業数を推計 (中小企業庁「中小企業実体基本調査(平成22年度)」売上高階級別より)
- (2) 投資促進税制対象設備取得額
 - ①×95万円 (本措置の適用取得価額の中間値 (下限30万円と上限160万円との中間値)) =6,185百万円
- ○法人事業税

(投資促進稅制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (事業税率)

特別償却減税見込額=6,185百万円×3/4×30%× 9.6%=134百万円②

○法人住民税

(投資促進稅制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (法人税率) (住民税率)

ア 特別償却減税見込額=6,185百万円 × 3/4 × 30% × 30% × 17.3%=72百万円③

(投資促進稅制対象設備取得額) (控除率) (住民稅率)

- イ 税額控除減税見込額=6,185百万円×1/4×7%×17.3%=19百万円④
- ○減税見込額
 - ② 134百万円 + ③ 72百万円 + ④ 19百万円 = 225百万円

2. 適用実績及び適用見込み

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	46,983	46,983	46,983
適用件数	6,511	6,511	6,511
減税見込額 (百万円)	225	225	225

減税見込額積算資料

(根拠条項:-)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数(農業経営体(個人))

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例

(特別償却又は税額の特別控除)(農業経営体(個人)関係)

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…325千経営体(※1)…①

- ①のうち、青色申告者数… 個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合 (※2) ×事業所得者に 占める青色申告割合 (※3)
 - = 325千経営体 × (183万人/469万人) ×56%
 - = 71千経営体
- (※1)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人 (畜産を除く)に個人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。
- (※2)事業所得者数は「労働力調査年報」(総務省)の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」 (総務省)の平成22年値
- (※3)「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値
- (2) 適用者数(農業経営体(個人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定

よって、適用者数 … 年間販売金額1千万円以上のうち 青色申告者71千経営体 × 1/3 = 24千経営体

- (3)減税見込額(農業経営体(個人))
- ①1 台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②減税見込額…適用者数×1台当たり取得価額×特別償却の率×所得税率
 - =24千経営体×95万円×30%×5%
 - =342百万円
- 2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	24千件	24千件	24千件
減税見込額	342	342	342

減税見込額積算資料

[法人税]

	LIM/ VI/L
	平成25年度減税見込額
農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例	
(特別償却又は税額の特別控除)(農業経営体(法人)関係)	141 百万円
	/ In its Azzr \

(根拠条項:-)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数(農業経営体(法人))

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…3千経営体(※)

- (※)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に法人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。
- (2) 適用者数 (農業経営体 (法人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…3千経営体

- (3) 減税見込額(農業経営体(法人))
- ①1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②減税見込額…適用者数×取得価額×特別償却の率×法人税率(復興特別法人税含む)
 - =3千経営体×95万円×30%×16.5%
 - =141百万円

2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	3千件	3千件	3千件
減税見込額	141	141	141

減税見込額積算資料

[個人住民税、法人住民税、事業税]

平成25年度減税見込額

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控

除)(農業関係)

1,700 百万円 (根拠条項:-)

1. 減税見込額等の積算

- (1) 適用者数等
 - ア 農業経営体(個人)
 - (ア) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…325千経営体(※1)…①

- ①のうち、青色申告者数… 個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合 (※2) ×事業 所得者に占める青色申告割合 (※3)
 - = 325千経営体 × (183万人/469万人) ×56%
 - = 71千経営体
 - (※1)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に個人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。
 - (※2)事業所得者数は「労働力調査年報」(総務省)の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の調」(総務省)の平成22年値
 - (※3)「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値
- (イ) 適用者数(農業経営体(個人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、 1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度 更新すると仮定。

よって、適用者数 … 個人経営体のうち青色申告者71千経営体 × 1/3 = 24千経営体

イ 農業経営体(法人)

(ア) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…3千経営体(※)

- (※)「2010年農林業センサス」(農林水産省)から、年間販売金額1千万円以上の経営体数328千人(畜産を除く)に法人経営体比率(個人経営体99%、法人経営体1%)を乗じて算出。
- (イ) 適用者数(農業経営体(法人))

通常、農業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、 1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更 新すると仮定。

よって、適用者数…3千経営体

- (2)減税見込額
 - ア 農業経営体(個人)
 - (ア) 個人住民税

適用者数×1台当たり取得価額(本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値))×税額控除率

- =24千経営体×95万円×7%
- =1,596百万円

※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

- イ 農漁業経営体(法人)
 - (ア) 法人住民税

法人税の減税見込額× ((法人税率) ÷ (法人税率+復興特別法人税率)) ×法人税割税率 =141百万円 × 15/16.5 × 17.3%

- =22百万円
- (イ) 法人事業税

所得の減収額×旧事業税率 = 855百万円(※)× 9.6% = 82百万円

- (※) 法人適用数(3千)×取得価額(95万円)×特別償却率(30%)
- (ア) + (イ) =104百万円

2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	27千件	27千件	27千件
減税見込額	1, 700	1,700	1,700

減税見込額積算資料

[所得税]

平成25年度減税見込額

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控除)(畜産業経営体(個人)関係)

39 百万円

(根拠条項:一)

- 1. 減税見込額等の積算
- (1) 対象者数(畜産業経営体(個人))

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の個人経営体(※1)…38千経営体…①

①のうち、青色申告者数…個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合 (#2) ×事業所得者に占める る青色申告割合 (#3)

- =38千経営体×183万人/469万人×56%
- =8千経営体
- ※1 「2010年農林業センサス」(農林水産省)の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した個人経営体数
- ※2 事業所得者数は「労働力調査年報」(総務省)の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の 調」(総務省)の平成22年値
- ※3 「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値
- (2) 適用者数(畜産業経営体(個人))

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新する ト仮定

よって、適用者数…売上高1千万円以上の個人経営体のうち青色申告者×1/3=3千経営体

- (3) 総取得価額(畜産業経営体(個人))
- ①1 台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②総取得価額…適用者×1台当たり取得価額
 - =3千経営体×95万円
 - =2,597百万円
- (4) 減税見込額(畜産業経営体(個人))

減税見込額…総取得価額×特別償却の率×所得税率

- =2,597百万円×30%×5%
- =39百万円
- 2. 適用見込み (単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	3千件	3千件	3千件
減税見込額	39	39	39

減税見込額積算資料

[法人税]

		し1ムノヘウに
	平成25年度減税	見込額
農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控		
除)(畜産業経営体(法人)関係)	105	百万円
	(+n +m ∕s	ス 丁石 .)

(根拠条項:一)

- 1. 減税見込額等の積算
- (1) 対象者数(畜産業経営体(法人))

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の法人経営体…2千経営体

- ※ 「2010年農林業センサス」(農林水産省)の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した 法人経営体数
- (2) 適用者数(畜産業経営体(法人))

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…2千経営体

- (3)総取得価額(畜産業経営体(法人))
- ①1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②総取得価額…適用者×1台当たり取得価額
 - =2千経営体×95万円
 - =2,121百万円
- (4)減税見込額(畜産業経営体(法人))

減税見込額…総取得価額×特別償却の率×法人税率(復興特別法人税含む)

- =2,121百万円×30%×16.5%
- =105百万円
- 2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	2千件	2千件	2千件
減税見込額	105	105	105

減税見込額積算資料

[個人住民税、法人住民税、事業税]

平成25年度減税見込額

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控

除)(畜産業関係)

259 百万円 (根拠条項:一)

- 1. 減税見込額等の積算
- (1) 適用者数等
 - ア 畜産業経営体(個人)
 - (ア) 対象者数

畜産業経営体のうち、売上高1千万円以上の個人経営体(※1)···38千経営体···①

①のうち、青色申告者数…個人経営体数×事業所得者に占める納税者割合 (#2) ×事業所得者 に占める青色申告割合 (#3)

=38千経営体×183万人/469万人×56%

=8千経営体

- ※1 「2010年農林業センサス」(農林水産省)の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推計した個人経営体数
- ※2 事業所得者数は「労働力調査年報」(総務省)の平成22年値、納税者数は「市町村課税状況の 調」(総務省)の平成22年値
- ※3 「国税庁統計年報」及び「日本における税務行政」による21年値
- (イ) 適用者数

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり3年に一度1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者×1/3=3千経営体

- イ 畜産業経営体(法人)
 - (ア) 対象者数

畜産業経営体のうち、法人経営体…2千経営体

※ 「2010年農林業センサス」(農林水産省)の売上高1千万円以上の畜産業経営体数から推 計した法人経営体数

(イ) 適用者数

通常、畜産業活動等に使用する機械・器具等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・器具等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…2千経営体

- (2)減税見込額
 - ア 畜産業経営体(個人)
 - (ア) 個人住民税

適用者数×1台当たり取得価額(本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値))×税額控除率

= 3 千経営体×95万円×7%

=182百万円

※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

イ 畜産業経営体(法人)

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額× ((法人税率) ÷ (法人税率+復興特別法人税率)) ×法人税割税率 = 105百万円×15/16.5×17.3%

=17百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額×旧事業税率=636百万円×9.6%=61百万円

2. 適用見込み (単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	4,967件	4,967件	4,967件
減税見込額	259	259	259

1 減税見込額等の積算

(1) 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額を以下により推計した。

(農協分)

- ① 平成22年度の各JAの業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出(47JA)
 - 抽出合計額:7,207百万円
 - ・抽出47 J A は比較的規模の大きな J A としたことから平均的になるよう補正値(1/2)を乗じた額: 3,604百万円
 - ・1 JA当たり: 77百万円(3,604÷47 JA)
- ② 平成22年度末農協数 745JA
- ③ 投資額推計

77百万円×745JA=57, 365百万円・・・①

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より)

中小企業等投資促進税制:29,496百万円・・・② 少額減価償却資産の特例:1,565百万円・・・③

⑤ 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額 ①-②-③=26,304百万円・・・④

(連合会分)

① 平成22年度の全農、ホクレン、熊本経済連及び静岡経済連の業務報告書記載の附属明細書より、 固定資産の当期投資額を抽出。

抽出合計額:10,830百万円 1連合会当たり:2,707百万円(10,830÷4)

- ② 平成22年度末経済連数 9経済連
- ③ 投資額推計

2, 707百万円×9経済連=24, 363百万円・・・①'

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より)

中小企業等投資促進税制:15,135百万円・・・②' 少額減価償却資産の特例: 67百万円・・・③'

⑤ 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額 ①' -②' -③' = 9 , 1 6 1 百万円・・・④'

(合計)

④+④'=35,465百万円・・・⑤

- (2) 平成22年度の中小企業等投資促進税の対象資産に対し実際に同制度を適用した取得価額の割合
- ① 対象資産取得額: ②+②'=44,631百万円・・・⑥
- ② 同制度を適用した取得価額

農協 : 18,684百万円・・・⑦ 経済連:9,424百万円・・・⑧ 合計 : ⑦+⑧=28,108百万円・・・⑨

③ 割合:62.9%(⑨÷⑥×100%)···⑩

(3) 税制対応円滑化税制 (仮称) が中小企業等投資促進税制と同程度適用されると仮定し、適用される 取得価額を推計。

⑤×⑩=22,307百万円···⑪

(4) 平成22年度の中小企業等投資促進税制の特別償却額及び税額控除額が同制度を適用した取得価額に占める割合(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より)。

特別償却額

農協分 : 710百万円・・・⑫ 経済連分: 67百万円・・・⑬ 合計 : 777百万円・・・⑭

② 税額控除額

農協分 : 8 4 2 百万円・・・⑮ 経済連分: 2 7 2 百万円・・・⑯ 合計 : 1, 1 1 4 百万円・・・⑰

③ 割合

特別償却額:2.76% ($4+9\times100\%$)・・・ ® 税額控除額:3.96% ($5+9\times100\%$)・・・ ®

(5) 税制対応円滑化税制(仮称)が適用される取得価額に占める特別償却額及び税額控除額が中小企業等投資促進税制と同程度の割合で適用されると仮定。

特別控除額: <u>616百万円</u>(⑪×⑱÷100%)・・・⑳ 税額控除額: <u>883百万円</u>(⑪×⑲÷100%)・・・㉑

(6) 法人税減税見込み額

特別償却分: 20×19% (法人税率) ×1.1 (復興特別法人税) =129百万円

税額控除分:883百万円(『と同額)

合計 1,012百万円

2. 適用見込み

(単位:件、百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	1, 762	1,762	1,762
減税見込額	1,012	1,012	1,012

【農水14】

1 減税見込額等の積算

(国税の減税額)

(1) 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額を以下により推計した。

(農協公)

- ① 平成22年度の各JAの業務報告書記載の附属明細書より、固定資産の当期投資額を抽出(47JA)
 - ・抽出合計額:7,207百万円
 - ・抽出47JAは比較的規模の大きなJAとしたことから平均的になるよう補正値(1/2)を乗じた額・3 604百万円
 - じた額:3,604百万円 ・1 TA当たり:77百万円(3,604÷47 TA)
- ② 平成22年度末農協数745IA
- ③ 投資額推計

77百万円×745JA=57, 365百万円···①

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より)

中小企業等投資促進税制: 29,496百万円・・・② 少額減価償却資産の特例: 1,565百万円・・・③

⑤ 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額 ①-②-③=26,304百万円・・・④

(連合会分)

① 平成22年度の全農、ホクレン、熊本経済連及び静岡経済連の業務報告書記載の附属明細書より、 固定資産の当期投資額を抽出。

抽出合計額:10,830百万円 1連合会当たり:2,707百万円(10,830÷4)

- ② 平成22年度末経済連数9経済連
- ③ 投資額推計

2, 707百万円×9経済連=24, 363百万円・・・①'

④ 平成22年度の中小企業等投資促進税制及び少額減価償却資産の特例における取得価額(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より) 10.5 下下 (2)

中小企業等投資促進税制: 15,135百万円・・・② 少額減価償却資産の特例: 67百万円・・・③

⑤ 中小企業等投資促税制及び少額減価償却資産の特例を適用した資産取得価額を除く投資額 ①'一②'一③'=9,161百万円・・・④'

(合計)

(4)+(4)'=35,465百万円···⑤

- (2) 平成22年度の中小企業等投資促進税の対象資産に対し実際に同制度を適用した取得価額の割合
- ① 対象資産取得額:②+②'=44,631百万円···⑥
- ② 同制度を適用した取得価額

農協 : 18,684百万円・・・⑦ 経済連: 9,424百万円・・・⑧ 合計 : ⑦+⑧=28,108百万円・・・⑨

③ 割合:62.9%(⑨÷⑥×100%)···⑩

(3)税制対応円滑化税制(仮称)が中小企業等投資促進税制と同程度適用されると仮定し、適用される 取得価額を推計。

⑤×⑩=22,307百万円···⑪

- (4) 平成22年度の中小企業等投資促進税制の特別償却額及び税額控除額が同制度を適用した取得価額 に占める割合(毎年5月~7月にかけて行う利用状況調査より)。
- ① 特別償却額

農協分 : 710百万円・・・⑫ 経済連分: 67百万円・・・⑬ 合計: 777百万円・・・⑭

② 税額控除額

農協分 : 8 4 2 百万円・・・⑮ 経済連分: 2 7 2 百万円・・・⑯ 合計 : 1, 114百万円・・・ 切

③ 割合

特別償却額:2.76% (⑭÷⑨×100%)・・・⑱ 税額控除額:<u>3.96%</u> (⑰÷⑨×100%)・・・⑲

(5) 税制対応円滑化税制(仮称)が適用される取得価額に占める特別償却額及び税額控除額が中小企業 等投資促進税制と同程度の割合で適用されると仮定。

特別控除額: <u>616百万円</u> (⑪×®÷100%)・・・ ② 税額控除額: <u>883百万円</u> (⑪×⑬÷100%)・・・ 』

(6) 法人税减税見込み額

特別償却分: $20 \times 19\%$ (法人税率) $\times 1.1$ (復興特別法人税) = 129百万円税額控除分:883百万円(120回額)

合計 1,012百万円

(地方税減税額)

- (1) 法人住民税 1,012百万円(法人税減税額) \times 17.3% = 175百万円
- (2) 法人事業税 6 1 6 百万円×3. 6% = 2 2 百万円
- (3) 地方法人特別税 22百万円 × 81% = 18百万円
- (4)減税見込み額 (1) + (2) + (3) = 215百万円

2. 適用見込み

(単位:件、百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
適用件数	1,762	1,762	1,762
減税見込額	215	215	215

別添

「法人税:特別償却·税額控除」

平成25年度減税見込額 7百万円

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (森林組合等関係)

1. 減税見込額等の積算

- (1)特別償却額
- 森林組合

3年平均(190百万円/77%+90百万円/78%+117百万円/90%)÷3=164百万円

- ② 森林組合連合会
 - 3年平均(12百万円/100%+120百万円/96%+13百万円/100%)÷3=50百万円
- ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 214百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円=約10%
- ⑤ 214百万円×10%=21百万円
- ⑥ 特別償却減税額 21百万円×16.5%(法人税額)=3百万円 (本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計
- (2) 税額控除額
- 森林組合

3年平均(43百万円+46百万円+12百万円)÷3=34百万円

- ② 森林組合連合会
 - 3年平均(2百万円+2百万円+8百万円)÷3=4百万円
- ③ 計(森林組合+森林組合連合会)
- 38百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円=約10%
- ⑤ 38百万円×10%=4百万円

4百万円

(本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査 のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	6 5 4	6 5 4	6 5 4
適用事業者数	6 2	6 2	6 2
税額控除	4	4	4
特別償却	3	3	3

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(推計)である。 対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。 なお、平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み (単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 21百万円 ÷ 30% = 70百万円
- ② 税額控除額 4百万円 ÷ 7% = 57百万円

別添

「所得税:特別償却・税額控除】

平成25年度減税見込額 4 百万円

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業体(個人))

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人:584(林業個人)/1,257(1,000m3以上素材生産している林業事業体)=46% 法人:673(林業法人)/1.257(IJ =54%

1.000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人: 1.816×46%=835 法人:1,816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業体(個人)における青色申告者数

835×54.5%=455事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数 455/700 = 65%

(1) 特別償却額

21百万円×65% =14百万円

特別償却減税額 14百万円×5%=1百万円

(2) 税額控除額

4百万円×65% =3百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平 成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	8 3 5	8 3 5	8 3 5
適用事業者数	4 5 5	4 5 5	4 5 5
税額控除	3	3	3
特別償却	1	1	1

- 注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別 控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを
- 注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体 又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。
- 注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 14百万円 ÷ 30% = 47百万円
- ② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

「法人税:特別償却・税額控除]

平成25年度減税見込額

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業体(法人))

6 百万円

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人:584(林業個人)/1,257(1,000m3以上素材生産している林業事業体)=46% 法人:673(林業法人)/1.257(=54%

1,000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人:1,816×46%=835

法人:1,816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業体(法人)における青色申告者数

981×54.5%=535事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数 535/700 = 76%

(1) 特別償却額

21百万円×76% =16百万円

特別償却減税額 16百万円×16.5%=3百万円

(2) 税額控除額

4百万円×76% =3百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平 成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

1. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	981	981	981
適用事業者数	5 3 5	5 3 5	5 3 5
税額控除	3	3	3
特別償却	3	3	3

- 注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別 控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを 基に推計。
- 注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体 又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。
- 注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 16百万円 ÷ 30% = 53百万円
- ② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

「法人税:特別償却・税額控除〕

平成25年度減税見込額 34 百万円

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (木材・木製品製造業)

1. 減税見込額等の積算

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

6,456 (木材・木製品製造業全体) /415,184 (製造業全体) =2%

1,000万円以上の事業体数

 $288,223\times2\%=5,764$

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

事業体における青色申告者数

5,764事業体×54.5%=3,136事業体

青色申告した事業体数/青色申告した森林組合等数

3,136/700=448%

(1) 特別償却額

21百万円×448% =94百万円

特別償却減税額 94百万円×16.5%=16百万円

(2) 税額控除額

4百万円×448% =18百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業実態基本調査 (産業別・売上高階級別表 (法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ (経済産業省大臣官房調査統計グループ) のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区 分	25年度 (見込み) 26年度 (見込み)		27年度 (見込み)
対象者数	5, 764	5, 764	5, 764
適用事業者数	3, 136	3, 136	3, 136
税額控除	1 8	1 8	1 8
特別償却	1 6	1 6	1 6

- 注) 1 適用実績及び適用見込みは、中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22 年工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に推計。
 - 2 対象者は、木材・木製品製造業 (家具を除く) である。
 - 3 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 94百万円 ÷ 30% = 313百万円
- ② 税額控除額 18百万円 ÷ 7% = 257百万円

別添

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

①森林組合

3年平均(190百万円/77%+90百万円/78%+117百万円/90%)÷3=164百万円

②森林組合連合会

3年平均(12百万円/100%+120百万円/96%+13百万円/100%)÷3=50百万円

③計(森林組合+森林組合連合会) 214百万円

- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額約1,000万円=約10%
- ⑤ 214百万円×10%=21百万円
- ⑥ 特別償却減税額 21百万円×16.5%(法人税額)=3百万円

(本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計

(2) 税額控除額

①森林組合

3年平均(43百万円+46百万円+12百万円)÷3=34百万円

②森林組合連合会

3年平均(2百万円+2百万円+8百万円)÷3=4百万円

- ③計(森林組合+森林組合連合会) 38百万円
- ④ 本措置の適用取得価額の中間値95万円/機械一台当たりの金額 約1,000万円=約10%
- 38百万円×10%=4百万円 4百万円)

- (本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計

(3) 地方税減税見込額

① 法人住民税額

3 百万円 × 17.3 % = 1 百万円

② 法人事業税

21 百万円 × 2.7 % = 1 百万円

3) 地方法人特別税

21 百万円 × 2.7 % × 81% = 0 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査 のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み (単位:百万円)

×	分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対	象者数	6 5 4	654	6 5 4
適用	事業者数	6 2	6 2	6 2
	法人住民税	1	1	1
減税見込額	法人事業税	1	1	1
	地方法人特別税	0	0	0

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(推計)(林野庁調べ)である。 対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)

なお、平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 21百万円 ÷ 30% = 70百万円
- ② 税額控除額 4百万円 ÷ 7% = 57百万円

別添

[個人住民税・事業税]

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 (林業事業体(個人))

平成25年度減税見込額 0.1百万円

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人:584 (林業個人) /1,257 (1,000m3以上素材生産している林業事業体) =46% 法人:673 (林業法人) /1,257 (") = 54%

1,000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人:1,816×46%=835 法人: 1.816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業体(個人)における青色申告者数

835×54.5%=455事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数 455/700 = 65%

(1) 特別償却額

21百万円×65% =14百万円

特別償却減税額 14百万円×5%=1百万円

(2) 税額控除額

4百万円×65% =3百万円

- (3) 地方税減税見込額
 - ① 個人住民税額

1 百万円 × 10 % = 0.1 百万円

② 個人事業税

林業は非課税

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平 成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区	分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象	者数	8 3 5	8 3 5	8 3 5
適用事	業者数	4 5 5	4 5 5	4 5 5
減税見込み	個人住民税	0. 1	0. 1	0. 1

- 注1) 適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別 控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを 基に推計。
- 注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体 又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。
- 注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について (当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠) 林業事業体 (個人)

特別償却額 14百万円 ÷ 30% = 47百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

「法人住民税・事業税]

平成25年度減税見込額 農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 1 百万円 (林業事業体(法人))

1. 減税見込額等の積算

林業事業体

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

1,816人

林業事業体の個人、法人別の割合

個人:584 (林業個人) /1,257 (1,000 m 3以上素材生産している林業事業体) =46% 法人:673 (林業法人) /1,257 (11) = 54%

1,000万円以上の林業事業体数(個人、法人別)

個人:1,816×46%=835

法人:1,816×54%=981

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

林業事業体(法人)における青色申告者数

981×54.5%=535事業体

青色申告した林業事業体数/青色申告した森林組合等数 535/700 = 76%

(1) 特別償却額

21.4百万円×76% =16百万円 特別償却減税額 16百万円×16.5%=3百万円

(2) 税額控除額

4百万円×76% =3百万円

- (3) 地方税減税見込額
 - 法人住民税額
 - 3 百万円 × 17.3 % = 1百万円
 - ② 法人事業税

林業は非課税

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、国税庁「平 成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを基に減税見込額を推計。

1. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区	分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象	者数	981	981	981
適用事	業者数	5 3 5	5 3 5	5 3 5
減税見込み	個人住民税	1	1	1

- 注1)適用実績及び適用見込みは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別 控除(森林組合等関係)、国税庁「平成22年度統計年報」、2010年世界農林業センサスのデータを 基に推計。
- 注2) 対象者は、林業事業体である。林業事業体とは委託を受けて育林又は素材生産を行う経営体 又は立木を購入して素材生産を行う経営体をいう。
- 注3) 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》」について (当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠) 林業事業体

① 特別償却額 16百万円 ÷ 30% = 53百万円

② 税額控除額 3百万円 ÷ 7% = 43百万円

別添

「法人住民税・事業税」

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設 平成25年度減税見込額 8 百万円 (木材・木製品製造業)

1. 減税見込額等の積算

事業所得のうち1,000万円以上の者を対象

6,456 (木材・木製品製造業全体) /415,184 (製造業全体) =2%

1,000万円以上の事業体数

 $288, 223 \times 2\% = 5,764$

事業所得者のうち青色申告者/事業所得者

207万人/380万人=54.5%

事業体における青色申告者数

5,764事業体×54.5%=3,136事業体

青色申告した事業体数/青色申告した森林組合等数

3,136/700=448%

(1) 特別償却額

21百万円×448% =94百万円

特別償却減税額 94百万円×16.5%=16百万円

(2) 税額控除額

4百万円×448% =18百万円

- (3) 地方税減税見込額
 - 法人住民税額

16 百万円 × 17.3% = 3百万円

② 法人事業税

94百万円 × 5.3% = 5百万円

※減税見込額等の算出基礎としたデータについて

中小企業実態基本調査 (産業別・売上高階級別表 (法人企業)、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (森林組合等関係)、平成22年工業統計表「産業編」データ (経済産業省大臣官房調査統計グループ) のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み(単位:百万円)

区	分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象	者数	5, 764	5, 764	5, 764
適用事	業者数	3, 136	3, 136	3, 136
減税見込み	法人住民税	3	3	3
例が元元込み	法人事業税	5	5	5

- 注) 1 適用実績及び適用見込みは、中小企業実態基本調査(産業別・売上高階級別表(法人企業)、中 小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(森林組合等関係)、平成22年 工業統計表「産業編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)のデータを基に推計。
 - 2 対象者は、木材・木製品製造業(家具を除く)である。
 - 3 平成26、27年度については、平成25年度水準で推移すると仮定した。

3. 投資額の算定根拠見込み(単位:百万円)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》について

(当措置を利用して設備やシステムを導入した金額の積算根拠)

- ① 特別償却額 94百万円 ÷ 30% = 313百万円
- ② 税額控除額 18百万円 ÷ 7% = 257百万円

減税見込額積算資料

[所得税]

世界 (114 百万円 では、2.5年度減税 見込額 という (2.5年度減税 見込額 という) (漁業経営体 (個人) 関係) (漁業経営体 (個人) 関係) (114 百万円 では、114 百万円 では、115 日本 (115 日本 115 日本

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (漁業経営体 (個人))

漁業経営体のうち、個人経営体 (※1) …115千経営体 そのうち、年間販売金額 1 千万円以上の経営体数 (※2) …23千経営体

- ※1、2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)) の個人経営体数及び販売金額別個人経営体数による
- (2) 適用者数(漁業経営体(個人))

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者×1/3=8千経営体

- (3) 減税見込額(漁業経営体(個人))
- ①1 台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②総取得価額…適用者数×1台当たり取得価額=8千経営体×95万円 =7,600百万円
- ③減税見込額…総取得価額×特別償却の率×所得税率=7,600百万円×30%×5% =114百万円

2. 適用見込み (単位:件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	23千件	23千件	23千件
適用件数	8千件	8千件	8千件
減税見込額	114	114	114

減税見込額積算資料

[法人税]

	平成25年度減秒	見込額
農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控		
除)(漁業経営体(法人)関係)	平成 2 5 年度減利 235	百万円
	(+H +hn ∕	ス 1

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数(漁業経営体(法人))

漁業経営体のうち、法人経営体 (&1) … 7 千経営体 そのうち、年間販売金額 1 千万円以上の経営体数 (&2) … 5 千経営体

- ※1 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)) のうち個人経営体以外の数値
- ※2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)) のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体 について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販 売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。
- (2) 適用者数 (漁業経営体 (法人))

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更新すると仮定。

よって、適用者数…5千経営体

- (3) 減税見込額(漁業経営体(法人))
- ①1台当たり取得価額…本措置の適用取得価額の中間値(下限30万円と上限160万円との中間値) =95万円と仮定
- ②総取得価額…適用者数×1台当たり取得価額=5千経営体×95万円 =4.750百万円
- ③減税見込額…総取得価額×特別償却の率×法人税率(復興特別法人税含む) =4,750百万円×30%×16.5%
 - =235百万円

2. 適用見込み

(単位:件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	5千件	5千件	5千件
適用件数	5千件	5千件	5千件
減税見込額	235	235	235

減税見込額積算資料

[法人税] 平成25年度減税見込額 農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控 除)(漁業協同組合等関係) 38 百万円

(根拠条項:-

1 減税見込額等の積算

(1) 適用見込法人数 (漁業協同組合等)

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計 平成21~23年の平均: (158法人+157法人+169法人) ÷3=161法人

(2) 減税見込額(漁業協同組合等)

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計

①総取得価額

平成 $21\sim23$ 年の平均: (114百万円+119百万円+127百万円) ÷ 3×95/15=760百万円

※ 少額減価償却資産の適用取得価額の中間値:15万円、本措置の適用取得価額の中間値95万円(下限30万円と上限160万円との中間値)を基に推計

②減税見込額

760百万円×30%×16.5%=38百万円

※ ①で算出した取得価額×特別償却の率×法人税率(復興特別法人税含む)

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県や全国団体を通じて毎年実施している漁業協同組合、水産加工業協同組合等に対する「中 小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の税制特例措置利用状況等調査のデータ を基に推計。

2. 適用見込み

(単位:件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	2, 224	2, 224	2, 224
適用法人数	161	161	161
減税見込額	38	38	38

注) 適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)を活用した推計値である。 ※対象者数は、漁協+水産加工協+連合会=2,224

減税見込額積算資料

[個人住民税、法人住民税、事業税]

平成25年度減税見込額

農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例(特別償却又は税額の特別控 除)(漁業関係) 762 百万円

(根拠条項:一)

1. 減税見込額等の積算

- (1) 適用者数等
 - ア 漁業経営体 (個人)
 - (ア) 対象者数

漁業経営体のうち、個人経営体(*1)…115千経営体 そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数(*2)…23千経営体

※1、2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面 漁業))の個人経営体数及び販売金額別個人経営体数による

(イ) 適用者数

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、 1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり3年に1台程度 更新すると仮定。

よって、適用者数…個人経営体のうち青色申告者×1/3=8千経営体

イ 漁業経営体(法人)

(ア) 対象者数

漁業経営体のうち、法人経営体 (毒1) … 7 千経営体 そのうち、年間販売金額 1 千万円以上の経営体数 (毒2) … 5 千経営体

- ※1 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち個人経営体以外の数値
- ※2 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)) のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経 営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占め る年間販売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。
- (イ) 適用者数

通常、漁業活動等に使用する機械・機器等については、数年に1回は更新することが多いが、 1経営体当たり複数の機械・機器等を所有していることから、1経営体当たり毎年1台程度更 新すると仮定。

よって、適用者数…5千経営体

- ウ 漁業協同組合等
 - (ア) 対象者数

漁協+水産加工協+連合会=2,224法人

(イ) 適用者数

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用実績に基づき推計 平成21~23年の平均: (158法人+157法人+169法人) ÷ 3 =161法人

(2)減税見込額

ア 漁業経営体 (個人)

(ア) 個人住民税

総取得価額×税額控除率

=7,600百万円×7%

=532百万円

※特別控除制度ではなく税額控除制度を選択する場合

イ 漁業経営体(法人)

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額× ((法人税率) ÷ (法人税率+復興特別法人税率)) ×法人税割税率 =235百万円×15/16.5×17.3%

=37百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額(総取得価額×特別償却率)×旧事業税率=1,425百万円×9.6%=137百万円 (\mathcal{T}) + (\mathcal{T}) =174百万円

ウ 漁業協同組合等

(ア) 法人住民税

法人税の減税見込額× ((法人税率) ÷ (法人税率+復興特別法人税率)) ×法人税割税率 = 38百万円×15/16.5×17.3%

=6百万円

(イ) 法人事業税

所得の減収額(総取得価額×特別償却率)×旧事業税率=760百万円×6.6%=50百万円 (ア)+(イ)=56百万円

2. 適用見込み

(単位:件、百万円)

区分	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	30,224件	30,224件	30, 224件
適用件数	13, 161件	13,161件	13, 161件
減税見込額	762	762	762

【農水15】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡 所得の特別控除				農林水産省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目		評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	■明らか				
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されてい	いない □達成さ	されている	■説明なし	*	
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化	■定性的	的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化	ヒ(根拠なし)	□把握なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	0	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし		
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段	ひはない ■説明ま	あり	□説明なし		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「⑧」:点検過程における各府者からの補足説明(〈点検結果表の別紙〉参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標(食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化)については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点で、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標(土地の譲渡に係る租税特別措置の考慮の有無)が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績]

⑩ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、分析対象期間内に適用実績がない中で、「消費者を含め広く社会に効果を及ぼすものと考える。」と説明しているが、その根拠が不明なため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果の実績について説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検 項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標(食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化)の実現状況について、「本措置により、…食品流通の効率化及び消費者の利便性の向上が図られる。」と説明しているが、本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまっていることから、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送った。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別	
	租税特別措置等の名称	控除(法人税:義)【国税】	
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人が所有する土地等を、食品流通構造改善促進法による認定	
	}	を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供する土地として、	
		地方公共団体等の出資を受けた事業実施法人に対して譲渡した場合に、譲	
		渡した者はその 1,500 万円を上限として、譲渡所得から控除又は損金に算入	
		することができる。	
3	担当部局	食料産業局食品小売サービス課	
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月	
5	租税特別措置等の創設	平成3年度創設	
_	年度及び改正経緯	点 A 世學	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者のワンストップショッピング志向、消費者の食品に関する情報提供等 の付加的サービス機能へのニーズ増大、食品の小売市場の老朽化等に対応 した食品商業集積施設の整備を推進することにより、食品流通の合理化及び 高度化を図る。	
		《政策目的の根拠》 食品流通構造改善促進法(平成3年5月法律第59号) 第1条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を 講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、 あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業者の振興に資することを目的と する。	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の 多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展 を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 食品産業の持続的な発展	
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標 設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	
		・土地の譲渡に係る租税特別措置の考慮の有無	

【農水15】

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品商業集積施設整備事業のための用地取得の円滑化により、食品商業 施設の集積が図られることで、食料品小売業者等の労働生産性向上を通じた 食品流通の効率化により、食品流通の合理化と高度化に寄与するものであ る。			
8 有効性 等	① 適用数等	(単位:件数)			
	② 減収額	(単位:百万円) 21~23 年実績 減収額 0			
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の 実績が僅少(1件)であり、まだ政策目的が達成されたとはいえない状況にある が、当措置により用地提供者の税負担を軽減することにより、食品商業集積 施設の用地取得を円滑に行い、施設整備が促進され、食品流通の合理化と 高度化及び一般消費者の利益の増進に貢献するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~ 23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業 の実績が僅少(1件)であり、計画は土地の譲渡を含むものではなかった。その ため、適用の実績は無いが、本措置により、食品商業施設の集積が円滑に図 られることで、飲食料品小売業者等の労働生産性向上を通じた食品流通の効 率化及び消費者の利便性の向上が図られる。			
		《税収滅を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~23) 地方公共団体等の出資を受けた法人による食品商業集積施設整備事業の 実績が僅少(1件)であり、土地を含む認定計画が無いことから減収は無い。し かし、今後、少子高齢化社会の進展するにつれて、消費者ニーズに対応した 地域密着型の食品小売店の必要性の増大に対応する際に、食品商業集積施 設整備は有効な手段であり、税収減による影響以上に、消費者を含め広く社 会に効果を及ぼすものと考える。			
9 相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	食品商業施設の集積のための用地取得の円滑化を図るための措置であり、用地所有者に対して用地の提供を推進させるためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講じることが相当である。			

	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	地方公共団体等からの支援は土地を譲渡された者に対するものであり、土 地を譲渡した者への制度である本税制措置とは支援対象が違う。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 震災を踏まえ新たな土地利用計画の策定も考えられる中、本措置の継続は 妥当。
11	評価結果の反映の方向 性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

【農水16】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡 所得の特別控除			府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目		評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されてい	いない □達成さ	されている	□説明なし	*	
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	 勺記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	*	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	0	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし		
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段	设はない ■説明ま	5 b	□説明なし		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑩」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足 している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農地保有合理 化法人等が買入協議によって取得した農地の面積)は、補助事業等、他の政策手段の 効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成に どの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本 租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、 あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足してい る。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、 本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果 を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標(農地保有合理化法人等が買入協議によって 年間 5,000ha 程度の農地を取得) の実現状況について、「本特例措置が農地の集積 の推進に大きく寄与。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの 程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測 定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必 要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時(平成3年)の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績(当該租税特別措置が適用された農地の集積面積)を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。

4 2	事体証価の対象しま	サウトウルサポままがのとより上ルがようなによりへの決定ではの計画
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別 控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人の所有する農用地区域内の農用地が、農業経営基盤強化促
		進法第 13 条の 2 第 2 項 の協議に基づく買入協議により農地保有合理化
		法人又は農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合には、その譲渡益
		の額のうち年 1,500 万円を限度として損金算入又は必要経費に算入でき
		ప .
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月
5	租税特別措置等の創設	平成7年度:創設
	年度及び改正経緯	平成 21 年度:農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤と
	根拠	なる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地
		の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・
		行動計画(平成 23 年 10 月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示さ
		れた規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。
		《政策目的の根拠》
		〇食料・農業・農村基本計画 (平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定)
		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
		2 農業の持続的発展に関する施策
		(4)優良農地の確保と有効利用の促進
		② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して
		地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農
		地の有効利用を促進する。
		〇我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成 23 年
		10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」
		という。)
		土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が
		急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合
		意形成により、平地で 20~30ha、中山間地域で 10~20ha の規模の経営体
		が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。
	② 政策体系	《大目標》
	における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
	政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切
	の位置付	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を
	け	図る。
		図る。 《中目標》
		『中日保』 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)
		展集の行杭的な光展(産業、人、生産基盤)
		The state of the s
		優良農地の確保と有効利用の促進

【農水16】

	WEST CONTROL OF THE STATE OF TH
	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地保有合理化法人等が買入協議によって年間 5,000ha 程度の農地を 取得し、意欲ある農業者に集積 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量 化した目標設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	《他代付別相直寺による達成日標に深る別と相標》 農地保有合理化法人等が買入協議によって取得した農地の面積
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》本特例措置の適用を受ける農地の買入協議制度は、離農者から買い取った農地について、農地保有合理化法人等が、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心的な経営体へ売渡し等を行うものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。
	(分析対象期間: H21~23) 平成 21 年度実績 842 件 (うち法人: 14 件) 平成 22 年度実績 663 件 (うち法人: 7 件) 平成 23 年度実績 834 件 (うち法人: 13 件) (推計) (参考) 平成 18~20 年度平均 1,069 件 (うち法人: 15 件) 農地政策課調べ (農地保有合理化法人に対する実績調査) 平成 23 年度の適用実績 (推計) は、分析対象期間の前 3 ヶ年の平均の 8割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。 また、本特例措置は、農用地区域内の農地を買入協議によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りは無い。
3	平成 21 年度実績 1,446 百万円 (うち法人:14 百万円) 平成 22 年度実績 1,256 百万円 (うち法人:36 百万円) 平成 23 年度実績 1,491 百万円 (うち法人:30 百万円) (推計) 農地政策課調べ(農地保有合理化法人に対する実績調査)
	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21~23) 基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120万ha(全経営耕地面積の約3割)にとどまっており、政策目的は実現していない。 (租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21~23) 農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農地保有合理化法人が実施した買入協議によって行われた所有権移転の全てについて、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑に行われた評価。また、過去3年間に農地保有合理化法人等が買入協議によって取得した農用地区域内の農地の平均面積は5,203haであり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約27%を占めている)。 平成21年度実績 5,466ha(うち農業生産法人から35ha)平成23年度実績 4,751ha(うち農業生産法人から128ha) 平成23年度実績 5,451ha(うち農業生産法人から128ha) 平成23年度実績 5,451ha(うち農業生産法人から128ha) 平成23年度実績 5,451ha(うち農業生産法人から85ha)(推計)(参考)平成22年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積:19,247ha
A 5	型の→ → ・

		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21~23)本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は6.54ha(農地保有合理化法人に対する実績調査)となっている。これにより、平均的な販売農家の経営規模(2.02ha:平成23年農業構
		造動態調査)の約4.2倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回 答があった農地保有合理化法人が実施した買入協議によって行われた所 有権移転の全てについて、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が
9 相当性	① 租税特別による当性等等 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	円滑に行われたと評価。
	力する相当性	
10 有識者の	D見解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11 評価結身性	果の反映の方向	引き続き継続する。
	事前評価又は事 D実施時期	

別添1

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

1. 減税見込額積算

•法人税(平成22年度)……①

·所得税(平成22年度)·····② 単位:万円 (特例適用件数)※1 (1件当たり譲渡所得)※2 (所得税率)

見込額 = 656 × [1,238 × 0.15]

※1、2については、農地保有合理化法人に対する実績調査により把握

○減税見込み額 ①+② = 1,256 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	996	842	663	834
減税見込額(単位:百万円)	1,772	1,446	1,256	1,491

【農水17】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得 の特別控除				農林水産省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性						•
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	内記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑩」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標につい て説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(譲渡面積)は、 補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租 税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検 証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指 標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要があ
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足してい る。

[過去の実績]

⑩ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて減収額の実績と 効果を対比して説明しているが、不動産等への投資による経済波及効果について、本 租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しているため、本租税 特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要があ

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検 項目についても説明が不足している。

- ⑤ 本租税特別措置等の効果・達成目標(譲渡面積毎年408㎡)の実現状況について、 「平成 21 年度 669 m²」,「平成 22 年度 0 m²」,「平成 23 年度 1024 m²」と説明してい るが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定 指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等に よる効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送った。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8① 「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。

-	-	111	抗特別指直等に係る成果の事後計画音			
1		面の対象とした	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除			
	租税特別	川措置等の名称	(国税)(法人税:義)			
2	租税特別	川措置等の内容	農業協同組合法に規定する宅地等供給事業に基づき、組合が特定住宅地			
			造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、1500万円			
			までを控除することができる。			
3	担当部局	ā	農林水産省経営局協同組織課			
4	評価実施	西時期	平成 24 年 2 月~8 月			
5	100000000000000000000000000000000000000	川措置等の創設	創設年度昭和 49 年度			
	-	『改正経緯				
6	適用期間		恒久措置			
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》			
	等	及びその	都市近郊農地の開発利用が進む中で、組合が農業上の土地利用に留意し			
		根拠	た計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目			
			的利用とが調和した土地利用を推進し、土地の流動化を計画的に推進する。			
			《政策目的の根拠》			
			食料·農業·農村基本法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 106 号)第 22 条			
			国は、専ら農業を営む者その他経営意欲ある農業者が創意工夫を生かした			
			農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理			
			の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、			
			家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために			
	② 政策体系		必要な施策を講ずるものとする。			
	②政策体系における		《大目標》			
	における		食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多			
	政策目的の位置は		面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な			
	の位置付け		保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。			
		17	《中目標》 農業の持続的な発展			
			展集の行続的な光展 《政策分野》			
	③ 達成目標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》			
	•	及び測定	農業と他目的利用とが調和した土地利用を計画的に推進するとともに、土地			
	:		の流動化を推進するため、各年における年間の農業協同組合法に規定する			
	. 1日1末		宅地等供給事業に基づき、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方			
			公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に			
			該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取			
	Î	0.000	られた面積(譲渡面積)408 ㎡(※)を目標(各年度)とする。			
	1	:	※ 400 紀代 近午の韓海市建大会副 亚代 10 及び 20 年中の韓海下建立			
			※ 408 m'は、近年の譲渡面積を参酌し平成 19 及び 20 年度の譲渡面積のう			
			ち大きい方を採用			
	:	:	総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量 化した目標設定を行った。			
		1	10した日保政化を17つに。			

【農水17】

	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業協同組合法に規定する宅地等供給事業に基づき、都市計画その他の 土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行わ れるものであること等の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したも のの用に供するために買い取られた面積(譲渡面積) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものに対し て租税特別措置が行われるところ、租税特別措置等の達成目標の実現によ り、農業と他目的利用とが調和した土地利用が推進するとする政策目的の達 成に寄与する。				
8 有効性 ① 適用数等	平成 23 年度 適用者:2 農協、適用件数:2 件、適用面積:1,024 ㎡ 平成 22 年度 適用者:0 農協、適用件数:0 件、適用面積: 0 ㎡ 平成 21 年度 適用者:2 農協、適用件数:2 件、適用面積: 669 ㎡ 【僅少・偏りについて】 適用件数は僅少で推移しているが、23 年度の適用面積は過去 5 年間で最大となっているとともに、市街化区域(おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)内における農地面積も広範囲であることから、今後も本措置の活用が見込まれる。また、宅地等供給事業を行っている全ての農協を対象としているため、特定の者への偏りはない。 【参考】 ① 総合農協数:725 ② 宅地等造成事業を行っている農協数:296 ③ 宅地等造成事業を行っているい農協数:429(①一②) ※ 平成22事業年度総合農協統計表の数値を使用。				
② 減収客	平成 22 年度 0 百万円 平成 21 年度 5 百万円(損金算入額 15 百万円) 毎年 5 月〜7 月にかけて実施する、全国の総合農協等(経済連等含む)へ の前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。				
③ 効果・ 目標 <i>の</i> 現状が					
	(単位:m²)				
	年度 21 22 23				
	譲渡面積 669 0 1,024				
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21~23 年度)				
	<経済波及効果の試算>				
	不動産への投資が 29 百万円、減収額 6 百万円となる(いずれも平成 23 年				
	度)。				
	不動産への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として				
	40 百万円となる。				

第 1 次波及効果 ・(直接効果)対象不動産の効果 29.0 百万円 ・(間接効果)金融・保険等で 7.3 百万円 第 2 次波及効果 ・商業等で 3.3 百万円 (単位:百万円) 年度 21 22 23 減収額 5 0 6 波及効果(総額) 21 0 40 減収額が6 百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は 40 百万円と減収額を上回るため、是認できる。 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表 (101 部門))を使用 ※ 消費転換係数は 0.73で算出 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税と合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地能渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 4 他の支援措置や義務付け等はない。 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の大分共団体が協力する相当性のおるにと等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。				生産誘発額の内訳)		
・(直接効果)対象不動産の効果 29.0 百万円 ・(間接効果)金融・保険等で 7.3 百万円 第 2 次波及効果 ・商業等で 3.3 百万円 「単位:百万円) 「年度 21 22 23 減収額 5 0 6 波及効果(総額) 21 0 40 減収額が6 百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は 40 百万円と減収額を自 5 0 6 波及効果(総額) 21 0 40 減収額が6 百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は 40 百万円と減収額を上回るため、是認できる。 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成 17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連委(101 部門))を使用 ※ 消費転換係数は 0.73 で第出 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、農産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 位の支援措置や義務付け等はない。 「他の支援措置や義務付け等はない。 「他の支援措置や義務付け等はない。 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。				K-989 100702 K-97 20720 M						
(間接効果)金融・保険等で7.3 百万円 第2次波及効果・商業等で3.3 百万円 (単位:百万円) 年度 21 22 23 減収額 5 0 6 波及効果(総額) 21 0 40 減収額が6百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は40百万円と減収額を上回るため、是認できる。 ※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101 部門)」を使用 ※消費転換係数は10.73で算出 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 他の支援措置や義務付け等はない。 地方公共団体が協力する相当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。				 (直接効果)対象不動産σ 	効果 29.0 百	万円				
第 2 次波及効果 ・商業等で 3.3 百万円 (単位: 百万円)					CAPACIA CON					
・商業等で3.3 百万円										
#位:百万円) 年度 21 22 23 3 3 3 3 4 4 5 0 6 3 3 3 4 4 5 0 4 4 3 3 3 4 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 5 0 6 3 3 3 4 4 5 0 4 3 3 4 4 5 0 4 3 4 4 5 5 0 4 4 5 5 0 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 5				4.50. SHEWARD STATE OF THE STATE OF				J.		
## (21 22 23				(13)			(単位・古万四	, 기		
減収額				年度	21	22		17		
減収額が6百万円となるが、不動産等への投資による波及効果は40百万円と減収額を上回るため、是認できる。 ※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ・ 他の支援措置や義務付け等はない。 ・ 他の支援措置や義務付け等はない。 ・ 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。					5	0	6			
四と減収額を上回るため、是認できる。 ※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101 部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済液及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであると等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			0.00	波及効果(総額)	21	0	40			
※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用 ※ 消費転換係数は0.73で算出 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済液及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する出場によりにより高い政策誘導効果が得られる特別措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。						への投資によ	る波及効果は	40 百万		
を中心とした産業関連表(101 部門)」を使用 ※ 消費転換係数は 0.73 で算出 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済 波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するため には、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中に は、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度 いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協 を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金 等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセン ティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られ る特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の 土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行わ れるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるた め、地方公共団体が協力することは妥当。			66.64	円と減収額を上回るため、是 	:認できる。					
※ 消費転換係数は 0.73 で算出 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済液及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するためには、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の団体が協力する相当性 出地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			Parks.	※ 経済波及効果の計算	方法として、「	平成 17年農村	木水産業及び関	J連産業		
※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済 波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 国又は地方公共団体による都市計画等に沿った土地譲渡を推進するため には、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度 いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協力 力する相当性 は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			1		A PARTY OF THE PAR	を使用				
渡及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 9 相当性 ① 租税特別 措置等によるべき 妥当性等 図当性等 図当性等 図当性等 図当性等 図当性等 図当性等 図当性等 図			÷ F							
9 相当性 ① 租税特別 措置等によるべき 妥当性等 図 地方公共 団体が協力 力する相当性 団体が協力 カラる相 当性 別 地方公共 団体が協力 力する相当性 地利用に関する国又は地方公共団体のようことは、治療を決した場合の譲渡所得について、都市計画その他の 土地利用に関する国又は地方公共団体が協力 力する相当性 が成力する 大力 は 大力 は 大力 な 大力 な 大力 な 大力 な 大力 な 大力 な			8							
措置等によるべき 妥当性等 には、農業者が土地を譲渡する必要があるが、土地を所有する農業者の中には、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度 いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等との役割 分担 地方公共 団体が協力する相当性 は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。	9	相当性	① 租税特別							
よるべき 妥当性等 は、資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も相当程度 いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協 を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金 等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセン ティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 他の支援措置や義務付け等との役割 分担 地方公共 団体が協力 カョる相当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。										
安当性等 いるとともに、土地取引には複雑な契約手続きや決済等が伴うことから、農協を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共 団体が協力対容相当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			よるべき	20 NO		5,00,000 000				
を介して行うことが円滑かつ合理的である。資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 地方公共 世方公共 団体が協力する相当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の力する相当性 本持二は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の力がある。 本持二は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の力がある相当性 が、地方公共団体が協力することは妥当。			妥当性等				2.55	100 EEC		
等他の手段はなじまず、税負担の軽減により取引を仲介する農協にインセンティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 地方公共 団体が協力する相当性 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。										
ティブを与え、計画的な土地利用を促すことにより高い政策誘導効果が得られる特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援 措置や義務付け等はない。 他の支援措置や義務付け等はない。 参加 参加 参加 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の日本地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。										
る特例措置は、手段として適切である。 ② 他の支援 措置や義 務付け等との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協力する相 当性 ② 地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。				apparent of the same of the same		CT 1 (1972)	sever processing a succession	Control of the		
② 他の支援 措置や義 務付け等はない。 #描置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 → 計画に従って行わ れるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるた め、地方公共団体が協力することは妥当。						_1-0-7 2]0 4	NAME OF THE PARTY	, 10 5.10		
措置や義務付け等との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協力する相当性 ・ は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			②他の支援		MARINE CARD STATE					
との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協力する相当性 かは 当性 のはたいであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。				1000人及旧世代我仍1717	410.00.0					
分担 ③ 地方公共 団体が協力する相当性 ・ は は は は が は かい かける は は は は は は は は は は は は は は は は は は は			務付け等							
③ 地方公共 本措置は、土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、都市計画その他の 団体が協力する相当性 おものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。			1							
団体が協力する相当性 土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件に該当した場合に、税控除ができるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当。					+ 18 A 0 = A	立 : 7 / 1 1 ・	- tn+=1==	7 0 11 0		
カする相 当性								5. 0304 -0 000		
め、地方公共団体が協力することは妥当。			1							
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			当性	6 10 E. CO. CO. CO. S. D. CO. S. D. CO. S. D. CO. S.						
10 有誠有の見胜 農災を始まえ新にな工地利用計画の東正も考えられる中、本情画の継続は		± ± ± 4	. □ 400	1 Hit 1 8 198 HE W. S. F. F. 122						
妥当。	10	有職者())兄解	震災を踏まえ新たな土地利用計画の策定も考えられる中、本措置の継続は						
(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)										
11 評価結果の反映の方向 本租税特別措置等を引き続き維持する。	11	評価結果	見の反映の方向	A comment of the second of the	77,415, 4,416, 5,127, 1					
性		性								
12 前回の事前評価又は事 なし。	12			なし。						
後評価の実施時期		後評価の	実施時期							

〇適用実績及び適用見込み

(単位: m³、件、千円)

	×	分	2 1 年度	2 2 年度	23年度
			(実績)	(実績)	(実績)
適用	法	人数	2	0	2
譲渡	面	i積	669	0	1, 024
譲渡	金	:額	15, 276	0	29, 033
損金算入額		入額	15, 276	0	19, 546
減	法	人税 (国税)	3, 361	0	4, 300
税	地	力稅	1, 576	0	2, 018
見		法人住民税	581	0	744
込		法人事業税	550	0	704
額		地方法人特別税	445	0	570

(注) 1 毎年5月~7月にかけて実施する、全国の総合農協等(経済連等含む)

への前年度の租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。

2 減税見込額は次により算出している。

①法人税:「損金算入額×0.22%」 ②法人住民税:「法人税×0.173%」

③法人事業税:「損金算入額×0.036%」

④地方法人特別税:「法人事業税×0.81%」

【農水18】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	換地処分等に伴い資産 良事業)	産を取得した場合の課税	の特例(土地改	府省名	農林水産省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

	点検項目	評価の実施状況					
7	且税特別措置等の合理性						•
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
7	且税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	内記述	□説明なし	*
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	*
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
7	且税特別措置等の相当性						
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	④ 他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③ 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載することができない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。

③ 達成目標及び測定指標(評価書中 7 ③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への 補足説明)

測定指標(意欲ある多様な農業者への農地集積率70%以上)は、本特例措置以外の租税特例措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであり、本特例措置が目標の達成にどの程度寄与するかの記載が困難であることはやむを得ないもの。また、本特例措置において、他の政策手段等の効果を大きく受けない測定指標の設定も困難と考えている。なお、農業生産基盤整備の実施地区における利用集積は、換地処分等と一体的に推進されるものであり、換地処分等の実績そのものが達成目標の実現に寄与しているものである。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。
- ③ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

効果・達成目標(意欲ある多様な農業者への農地集積率70%以上)は、本特例措置以外の租税特例措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであり、本特例措置が目標の達成にどの程度寄与するかの記載が困難であることはやむを得ないもの。なお、農業生産基盤整備の実施地区における利用集積は、換地処分等と一体的に推進されるものであり、換地処分等の実績そのものが達成目標の実現に寄与しているものである。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

換地処分及び交換分合は一定の要件のもとで強制的に実施され、その結果、個人の意思に反して 資産価値が変動することになる。このため、資産価値の変動に対する特例措置が講じられているこ とが前提となり、換地処分等の円滑な実施が図られるものであり、換地処分等による効果について は、集積した農地の所有権を確定させるものであることから、特例措置が適用された時点にとどま らず、それ以降も永続的に効果が発現されるものと考えられる。

1	政策評価の対象とした	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)(国税)
	租税特別措置等の名称	(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地改良法による換地処分又は交換分合により交換取得資産を 取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により
		譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理に
		より減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することが
		できる制度。
		注)換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その
		土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす
		行政処分。また、交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番等の変更をすることなく、所有権や使
		用収益権を移転又は消滅・設定し、広く使いやすい農用地に集団化する事業。
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 44 年度 税制措置創設(恒久措置)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土
	根拠	地利用型農業において意欲ある多様な農業者に対して農地の利用集積を図
		る必要がある。
		このため、平成23年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した
		「農業構造の展望」では、平成32年には農地面積の8割程度が販売農家及び
		法人経営により担われることを見込んでいる。このため、農業生産基盤整備地
		区においては、目標年度を5年間前倒し、平成27年度までに意欲ある多様な
		農業者への農地集積率を70%以上とすることを目標としている。
		《政策目的の根拠》
		〇土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
		第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を
		適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の
		整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農
		業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。
		 ○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定)
		0 長杯・展業・展刊基本計画 (干成 22 平 3 月 30 日 閣議沃定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
		2 農業の持続的発展に関する施策
		(4)優良農地の確保と有効利用の促進
		(4) 後氏展地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して
		工地利用空展来において、息欲のな多様な展来有に対して 地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農
		地の有効利用を促進する。
		ADV/日別でIのと KCE y る。
		 ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成 23 年
		10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」
		という。)
		□ I.目指すべき姿と考え方
	1	

【農水18】

	2.基本的考え方 (2) 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量 の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的 な話し合いを通じた合意形成により、平地で20~30ha、中山 間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指 す。 〇「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関す る取組方針(平成23年12月24日農林水産省とりまとめ。以下「取組方針」という。) II. 戦略ごとの取組方針 【戦略1】持続可能な力強い農業の実現 2. 農地集積の推進 土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が 5年後に耕地面積の規模の5年後に耕地面積の大宗(8割程度) を占める構造を目指す〔現状:3割〕。
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の 多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展 を図る。 《中目標》 2. 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進
③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年までに農地面積の8割程度を、販売農家(7割程度、316ha) 及び法人経営(1割程度、46万ha)に集積する目標に基づき、農業生産 基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率につい ては、目標年度を5年前倒し、平成27年度までに70%以上とする目標に 寄与。
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者への農地集 積率について、平成 27 年度までに 70%以上とする目標に寄与。 ただし、農業生産基盤整備実施地区における意欲ある多様な農業者へ の農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑 な農業生産基盤整備の実施が図られる結果、推進されるものであること から、本措置のみの測定指標を設定することは困難。
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により換地処分及び交換分合の円滑な実施が図られ、農業生産 基盤整備地区における意欲ある多様な農業者への農地集積が進むことに より、平成32年度までに農地面積の8割程度を法人経営等により担われ るとする政策目的に寄与する。

8	有効性	1	適用数等	適用件数(非	実績)	(分析対象期間	引: 平成 21 年度	~23 年度)	
	等	1		100				(単位:法人)
				区分		H21	H22	H23	
		:		適用件数		11	8	5	
		1		※H23 適用見込みの算定根拠は別添 1 を参照					
						業生産法人が換			
						した場合に適用			A CONTRACTOR OF THE STATE OF TH
		1		TAR AN ALIEUTE BURNER		有権は個人名義	The second secon		The state of the s
				The second second		から、本措置の なければ、円滑			
						合の円滑な実施			立主体の技
		1				は換地処分等に			人に適用さ
						特定の者への			
		2	減収額	減収額(実約	責)((分析対象期間:	平成 21 年度~	23 年度)	
		:		The state of the s		Printed Market Copy Printed Printed State Co. of	(.	単位:百万円)	
		:		区分		H21	H22	H23	
				減収額		35	27	10	3
		-				りの算定根拠は別			
						取得資産価額一			
						(法人税率:普通 こるものを想定)		貝本並又は田	貝並か 1 1息
		:		112	KE A	しつりので応足)			
		3	効果·達成	《政策目的0	の実	現状況》(分析対	対象期間:平成2	21 年度~23 年	度)
			目標の実	農業生産基盤	竖整	備地区における:	意欲ある多様な	農業者への農地	也集積率
			現状況				(平成	27 年度までに	70%以上)
					_	1104	1100	1100	9
				区分	ta	H21 67%	H22 【67%】	H23 63%	
		- 1		農地集積率	_			3535035	ь
				※平成22年度の【 】内は、被災県(宮城県)を除いたデータ。 平成21年度~23年度における農業生産基盤整備地区における意欲ある					
		-		多様な農業者への農地集積率は、目標を達成している。					
		1		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平					
				成 21 年度~	23 全	拝度)			
		-				のあった土地改	良事業実施地区	における意欲を	ある多様な
		-	5	農業者への農	農地:	集積率			
				E /\		U01	unn	unn	
			í a	区分 農地集積率	玆	H21 86%	H22 90%	H23 99%	
		3		辰地未慎"	+	0070	30 70	3370	
				平成 21 年	度~	23年度における	本特例の適用の)あった土地改	良事業実施
		-			To the same	地集積率は、租			
		- 1		指標を上回る	5実	績を上げており	、引き続き政策	目的の実現を図	図るため、
		1		本特例の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。					
						年の農地法の改			
				緩和されたことに伴い、今後、農業生産法人数の増加が見込まれること、 さらに、土地利用型農業について基本方針・行動計画で示された規模の					
		1		Charles to the state of		用型農業につい に耕地面積の大			
						〜耕地面積の人 、これまで以上			
						が必要である。	一一一日屋以九川	10 70 KE ON 10 W	13.53
				J. C 190 C 7711					-

[農水18	,

(別添1)

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (土地改	平成23年度減税額
良事業)【法人税】	10百万円

1. 減税額積算(平成23年度)

交換取得資産の価額から、当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を差し引いた残額が課税額(=損金算入額)となる。

課税額(損金算入額)に法人税率30%(普通法人であって、資本金又は出資金が1億円を超えるものを想定)をかけた数値を減税額とした。

・換地処分: 0.2百万円 × 30% ≒ 0.1百万円

·交換分合: 32百万円 × 30% ≒ 10百万円

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査により把握)

2. 適用実績

区	分	2 1 年度 (実績)	2 2 年度 (実績)	23年度 (実績)
英田 壮 / 粉	換地処分	5	1	1
適用法人数 (法人)	交換分合	6	7	4
損金算入額	換地処分	1 0	0. 1	0. 2
(百万円)	交換分合	107	9 0	3 2
減税見込額	換地処分	3	0.0	0. 1
(百万円)	交換分合	3 2	2 7	1 0

1	C	\sim	
- 4	.n	ч	١

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~23年度) 平成21年度~23年度の過去3ヶ年における本特例の適用のあった地区における農地集積率は、達成目標を上回る実績を上げており、農地集積を推進するという政策目的を実現するに当たり、税収減を是認するよう

換地処分や交換分合による農地の交換等を円滑に進めるためには、こ

れに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的であ

る。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎

年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減するこ

とが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。

(平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)

な効果が発揮されたものと考えている。

本措置以外に支援策はない。

継続は妥当。

9 相当性 ① 租税特別

措置等に

よるべき

妥当性等

② 他の支援

措置や義

務付け等

との役割

分担 ③ 地方公共 団体が協 力する相

当性

12 前回の事前評価又は事 – 後評価の実施時期

11 評価結果の反映の方向 引き続き継続する。

10 有識者の見解

【農水19】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

	制度名 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除					農林水産省
税 目 所得税、法人税						
	区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

	点検項目	評価の実施状況					
ž	組税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成されっ	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
ž	組税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		■定性的	的記述	□説明なし	
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化は	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量化	ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	□把握あり				■把握なし	*
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性							
	① 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	*
	他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」 及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足
説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

当措置は、国の責務により個人の財産権に対する補償を速やかに行うためのものであり、数値目標を設定すべきものではないと理解している。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。
- ③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

本特例措置がインセンティヴとなり、速やかな土地譲渡が行われたことにより、本特例措置の達成目標である「保安施設事業の施行の円滑化」が図られた。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

平成21年度の減収額は14万円であったが、本特例措置により保安施設事業が円滑に施行され、山地災害から国民の生命・財産が保全され、水源のかん養、生活環境の保全・形成等が図られたことから、これらの効果は減収額に替えられないため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

③ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中 9 ①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への 補足説明)

本措置は、補助等の支援措置に比べ迅速に機能するため、保安施設事業のための速やかな土地譲渡に寄与する。

1 政策評価の対象とした	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別
租税特別措置等の名称	控除(国税)(所得税:外、法人税:義)
2 租税特別措置等の内容	個人、法人の有する保安林として指定された区域内の土地又は保安施設
	地区内の土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した
	場合には、2,000万円の特別控除額を控除した残額についてのみ課税す
	る。
3 担当部局	林野庁 森林整備部 治山課
4 評価実施時期	平成 24 年(2月~8月)
5 租税特別措置等の創設	昭和50年
年度及び改正経緯	
6 適用期間	恒久措置
7 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等 及びその	保安林の目的のうち、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊
根拠	の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、な だれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するための保安
	たれては落石の危険の防止、火火の防備の目的を達成するための保安 施設事業の施行の円滑化を図る。
	《政策目的の根拠》
	森林·林業基本計画(平成 23 年 7 月 26 日閣議決定)
	第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
	1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
	(4) 国土の保全等の推進
	② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害
	を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資
	するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施
②:政策体系	設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。 《大目標》
における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面
政策目的	的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保
の位置付	存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》
lt	**エロロボル
	《政策分野》
	森林の有する多面的機能の発揮
③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
及び測定	保安林又は保安施設地区の指定目的達成のため、保安施設事業の施
指標	行の円滑化を図る。ただし、台風等により発生した災害対策等として必要な 保安施設事業を進める際の代償措置であることから、数値目標は設定しな
	休女// 放手来を進める除めれ賃担 E でめることがら、数 世日保は改定しない。
	0.0
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	台風等により発生した災害対策等として必要な保安施設事業を進める際の
	代償措置であることから、数値目標は設定しない。
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
	森林法第 41 条及び第 45 条に規定する保安施設地区の指定及び保安
	施設地区における受忍義務の賦課と一体となって公共事業の用地確保の

【農水19】

	円滑化に資するものである。						
8	有効性 等	① 適用数等	平成21年度~平成23年度 1件 (平成23年度は見込み) 台風等により発生した災害対策等として保安施設事業を実施するために、 土地を国又は地方公共団体に譲渡した個人、法人を対象としており、特定 のものには偏っていない。災害発生時等に必要な措置であって、災害数、 災害の規模等により変化するため、措置適用数は 1 件であるがそのことを もって僅少であるとはいえない(平成18年~平成20年の措置適用数はな し)。 「年度 H21年度 H22年度 H23年度 件数 1件 0件 0件				
		② 減収額	平成21年度~平成23年度 14万円(減収額は控除額より算定した見込額) ※算定根拠は別添1参照 年度 H21年度 H22年度 H23年度 減収額 14万円 0万円 0万円				
		③ 効果・達成 目標の実現状況》(分析対象期間: 平成21~23年度)本税制特例がインセンティブとなり、速やかな土地譲渡が行れり、保安施設事業の施行が円滑に行われた。国民の安全・安心た保安施設事業を推進するため、引き続き当該措置が必要《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対1~23年度)ー(台風等により発生した災害対策等として保安施設事業を実質措置という性格上、達成目標を掲げることは困難であり、設定から、効果・達成目標の実現状況は記載していない。) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成2土地を保有し続ければ、受忍義務や権利制限の下におか土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる相当の優遇措置をり、このような義務等を課せられない所有者との不公平を解に、事業用地の確保を円滑ならしめ、生活環境の悪化や災等					
9	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 ② 他の支援	止等を図るための保安施設事業を確実に実施することができる。 保安施設事業を実施するための国又は地方公共団体への譲渡に限られるものであり、公益に資することが明確であるとともに、要件も明確となっている。 同様の措置はない。				
		措置でける義 ・ おり ・ おり ・ おり ・ おり ・ おり ・ おり ・ おり ・ おり	地方公共団体に協力を求めるものではない。				
10	有識者の		公益性が高く、継続は妥当。(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)				
11		果の反映の方向	引き続き継続を希望する。				

12	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

別添1

1. 減税見込額積算

•法人税(平成21年度)……①

単位:百万円

0.14

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※2

見込額 = 0.78 × 0.18

※1については、林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成22年租税特別措置の利用状況調査結果により把握 ※2については、租税特別措置法42条の3の2により把握

〇減税見込み額 ① = 0.14 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、平成24年度以降については、災害の発生が予測できないため「一」とした。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
適用件数	1	0	0	_	_	_
減税見込額(単位:百万円)	0.14	0	0	_	_	_

【農水20】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除	た場合の譲渡所	府省名	農林水産省	
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目		評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性							
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない			
② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されてい	ない □達成る	されている	■説明なし	*		
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	 的記述	□説明なし	0		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし			
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	*		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし			
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	0		
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	0		
租税特別措置等の相当性							
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし			
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段	はない ■説明ま	あり	□説明なし			

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「②」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消したもの (なお、評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農用地利用集積計画によって譲渡された農地の面積)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(農用地利用集積計画によって、年間 13,000ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積)の実現状況について、「過去3年間における農用地利用集積計画によって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は12,938haであり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時(平成3年)の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績(当該租税特別措置が適用された農地の集積面積)を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。

-1	政策評価の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控				
	租税特別措置等の名称	除(国税)(法人税:義、所得税:外)				
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人が所有する農用地区域内の土地等を農業経営基盤強化促進				
		法の農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、その				
		譲渡益の額のうち年 800 万円を限度として損金算入できる。				
3	担当部局	経営局農地政策課				
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月				
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 56 年度:創設 (農用地利用増進法に規定する農用地利用集積計画の 定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合) 平成元年度: 1年間に限り限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に 引き上げ 平成 2 年度: 1年間に限り限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に 引き上げ 平成 3 年度:限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に引き上げ 平成 5 年度:農業経営基盤強化促進法の改正により、「農業経営基盤強化				
		法に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農 用地区域内の土地等を譲渡した場合」を追加				
6	適用期間	恒久措置				
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成 23 年 10 月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示された規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。				
	② 政策体系 における 政策目的	○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」という。) 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切				

【農水20】

		○ 仕 型 川	* U. +
		の位置付	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を
		け	図る。
			《中目標》
			農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)
			《政策分野》
			優良農地の確保と有効利用の促進
	3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	農用地利用集積計画によって、年間 13,000ha 程度の農地を意欲ある農
		指標	業者に集積
			総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量
			化した目標設定を行った。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			農用地利用集積計画によって譲渡された農地の面積
			本特例措置の適用を受ける農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化
			促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の中心
			的な経営体へ農地の集積を促進するものであり、基本方針・行動計画で
			示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造の実現に直結する
			施策として、政策目的の実現に寄与する。
8 有効性	: 1	適用数等	(分析対象期間: H21~23)
: 等	- "	. 22/132/47	平成 21 年度実績 9.170 件(うち法人:62 件)
-		:	平成 22 年度実績 8,733 件 (うち法人: 73 件)
			平成 23 年度実績 9.247件 (うち法人: 79件) (推計)
			(参考) 平成 18~20 年度平均 9,828 件 (うち法人:84 件)
			「農地の権利移動・借賃等調査(農林水産省)」から推計
		-	平成23年度の適用実績(推計)は、分析対象期間の前3ヶ年の平均と
			ほぼ同程度であり、想定外に僅少な数値ではない。
			また、本特例措置は、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画によ
			って譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りは無い。
	9	減収額	平成 21 年度実績 5.947 百万円 (うち法人:99 百万円)
	-	//X-IX IR	平成 22 年度実績 5,285 百万円 (うち法人:127 百万円)
			平成 23 年度実績 5,845 百万円 (うち法人:140 百万円) (推計)
			「農地の権利移動・借賃等調査(農林水産省)」、「田畑売買価格等に関す
			る調査結果(全国農業会議所)」から推計
	@	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~23)
		目標の実	基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120
		現状況	万 ha (全経営耕地面積の約3割) にとどまっており、政策目的は実現し
		50000	ていない。
		1	- 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
			~23)
i i		1	こう/ 農用地利用集積計画の作成主体である市町村を対象にアンケートを実
			施したところ、回答者があった市町村が作成した当該計画によって行わ
			れた所有権移転のうち、71.4%について、本特例措置が活用され、効率
		:	的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。
			また、過去3年間における農用地利用集積計画によって譲渡された農
			用地区域内の農地の平均面積は 12,938ha であり、本特例措置が農地の集
			精の推進に大きく寄与(農業経営基盤・化促進法に基づく農用地区域内
:			の農地の譲渡面積のうち約67%を占めている)。
			平成 21 年度実績
			1 / 大人 10,200ml 7 / 10 / 10 10 10 10 10 10 10

		平成 22 年度実績 12,060ha(うち農業生産法人から 447ha)
		平成 23 年度実績 13,520ha(うち農業生産法人から 472ha)(推計)
		(参考) 平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農
		地の譲渡面積:19, 247ha
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~23)
		本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心
		となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であ
		り、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は1.46haとなっている。
		これにより、平均的な販売農家の経営規模(2.02ha:平成23年農業構
		造動態調査)の約1.7倍の農地の規模拡大に寄与。
		なお、農用地利用集積計画の作成主体である市町村を対象にアンケー
		トを実施したところ、回答者があった市町村が作成した当該計画によっ
		て行われた所有権移転のうち、71.4%について、本特例措置が活用され、
		効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評
9:相当性	① 租税特別	価。 農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人
, 10317	措置等に	
	よるべき	資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには
1	妥当性等	議論があり、措置が困難な状況。
		こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、
		規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占め
1		ているところ。
		また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担
		を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額
		に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な
		租税特別措置の手法をとることが適切。
	② 他の支援	
	措置や義	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置であ
	務付け等	る農地集積協力金(補助事業)は、農地の貸付けや農作業の受託を行う
	との役割	ことに対するものであり、農地の譲渡(所有権移転)を対象とする本特
	分担	例措置とは役割分担がなされている。
	③ 地方公共	_
	団体が協	
	力する相	
	当性	
10 有識者の	の見解	継続は妥当。
== (== () =		(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
	果の反映の方向	引き続き継続する。
性		
12 前回の	事前評価又は事	_
後評価の	の実施時期	

別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農用地利用集積計画による譲渡)

1. 減税見込額積算

・法人税(平成22年度)・・・・・・①

単位:百万円 (特例適用件数)※1 ((件当たり譲渡所得)※2 (法人税率) 見込額 = 73 × 【793 × 0.22 】

•所得税(平成22年度)……②

| (特例適用件数)※1 (1件当たり譲渡所得)※2 (所得税率)
| 見込額 = 8,660 × (397 × 0.15)

※1については、農林水産省「土地管理情報収集調査」により把握 ※2については、全国農業会議所「田畑売買価格等調査」により把握

○減税見込み額

①+② = 5,285 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。 また、上記計算には端数が含まれており、表記している数値と合わない場合がある。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	9,840	9,170	8,733	9,247
減税見込額(単位:百万円)	6,751	5,947	5,285	5,845

【農水21】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除	府省名	農林水産省		
税目	法人税、所得税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検	項目		評価の実施状況					
租税特別措置	等の合理性							
	的の根拠・政 での位置付け	■明らか				□明らかでない		
② 所期の ていな	目標が達成し い状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*	
租税特別措置	等の有効性							
③ 達成目	標及び測定指	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0	
④ 適用数	等の実績把握	■定量化	□定量化(桩	見拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少 状況	・偏りのない	■説明あり				□説明なし	*	
⑦ 減収額	の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし		
	効果・達成目 現状況の実績	■把握あり				□把握なし	0	
① 税収減 実績確	是認の効果の 認	■説明あり				□説明なし	0	
租税特別措置	等の相当性							
③ 租特の要性・	手段をとる必 適切性	■説明あり				□説明なし		
④ 他の政 割分担	策手段との役	□他の政策	手段はない	■説明は	あり	□説明なし		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各所省からの補足説明(く点検結果表の別紙)参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農地保有合理 化法人等が農地売買等事業によって取得した農地の面積)は、他の要因の影響を大き く受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与する のかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効 果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部 要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって年間1,200ha 程度の農地を取得し、意欲ある農業者に集積)の実現状況について、「過去3年間における農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農用地区域内の農地の平均面積は1,279haであり、本特例措置が、農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時(平成3年)の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績(当該租税特別措置が適用された農地の集積面積)を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。

1	政策評価の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控
	租税特別措置等の名	↑ 除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内	容 法人又は個人が所有する農用地区域内の土地等を、農地保有合理化法
		人又は農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合
		には、その譲渡益の額のうち年 800 万円を限度として損金算入又は必要
		経費に算入できる。
3	担当部局	経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月
5	租税特別措置等の創	
	年度及び改正経緯	昭和 48 年度: 限度額をそれまでの 150 万円から 250 万円に引き上げ
		昭和 50 年度: 限度額をそれまでの 250 万円から 500 万円に引き上げ
		平成元年度: 1年間に限り限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に 引き上げ
		平成 2 年度: 1 年間に限り限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に
		引き上げ
		平成3年度:限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ
		平成 21 年度:農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	り 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤と
	根拠	なる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地
		の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・
		行動計画 (平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。) で示さ
		れた規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。
		《政策目的の根拠》
		食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日 閣議決定)
		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
		2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進
		② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して
		地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農
		地の有効利用を促進する。
		〇我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成 23
		年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行
		動計画」という。) 土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者
		工地利用型展集については、今後5年间に高齢化等で入重の展集名 が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じ
		た合意形成により、平地で 20~30ha、中山間地域で 10~20ha の規模
		の経営体が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指
		す。

【農水21】

_			_		
			2	政策体系	《大目標》
				における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
				政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切
				の位置付	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を
				け	図る。
					《中目標》
					農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)
					《政策分野》
					優良農地の確保と有効利用の促進
			_	*****	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			(3)	達成目標	
				及び測定	農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって年間 1,200ha 程度の
				指標	農地を取得し、意欲ある農業者に集積
					総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量
					化した目標設定を行った。
					《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
					農地保有合理化法人等が農地売買等事業によって取得した農地の面積
					《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
					本特例措置の適用を受ける農地売買等事業は、離農者から買い取った
					農地について、農地保有合理化法人等が、効率的で安定的な農業経営を
					行う者など、地域の中心的な経営体へ売渡し等を行うものであり、基本
					方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造
					の実現に直結する施策として、政策目的の実現に寄与する。
	_	有効性		適用数等	(分析対象期間:H21~23)
	8	等	U	旭 用奴守	マルスター ・ロストーを207 平成 21 年度実績 1,915 件(うち法人:184 件)
		ਚ			平成 21 年度美績 1,873 件 (うち法人: 228 件)
					平成 22 年度美領 1,009 件 (うち法人:199 件) (推計)
					(参考) 平成 18~20 年度平均 2,451 件 (うち法人:235 件) 農地政策課調べ(農地保有合理化法人に対する実績調査)
					平成23年度の適用実績(推計)は、分析対象期間の前3ヶ年の平均の
					8割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。
					なお、本特例措置は、農用地区域内の農地を農地保有合理化法人等に
	- 1			A D design	譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用範囲に偏りはない。
			2	減収額	平成 21 年度実績 792 百万円 (うち法人: 169 百万円)
					平成 22 年度実績 755 百万円 (うち法人: 146 百万円)
					平成 23 年度実績 775 百万円 (うち法人:160 百万円) (推計)
					農地政策課調べ(農地保有合理化法人に対する実績調査)
			3	効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21~23)
				目標の実	基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120
				現状況	万 ha(全経営耕地面積の約3割)にとどまっており、政策目的は実現し
					ていない。
					《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21
					~23)
					農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回答があ
					った農地保有合理化法人が実施した農地売買等事業による所有権移転の
					うち 95.7%について、本特例措置が活用され、農地の所有権移転が円滑
					に行われたと評価。
					また、過去3年間における農地保有合理化法人等が農地売買等事業に
					よって取得した農用地区域内の農地の平均面積は 1,279ha であり、本特
			_		

		例措置が、農地の集積の推進に大きく寄与(農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地区域内の農地の譲渡面積のうち約7%を占めている)。 平成21年度実績 1,249ha (うち農業生産法人から192ha) 平成22年度実績 1,323ha (うち農業生産法人から186ha) 平成23年度実績 1,265ha (うち農業生産法人から189ha) (推計)
		(参考) 平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農地の譲渡面積:19,247ha 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~23) 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は0.66ha(農地保有合理化法人に対する実績調査)となっている。これにより、平均的な販売農家の経営規模(2.02ha:平成23年農業構
		造動態調査)の約1.3倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農地保有合理化法人を対象にアンケートを実施したところ、回 答があった農地保有合理化法人が実施した農地売買等事業による所有権 移転のうち95.7%について、本特例措置が活用され、農地の所有権移転 が円滑に行われたと評価。
9 4	相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人 資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには 議論があり、措置が困難な状況。 こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、 規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占め ているところ。 また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担 を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額 に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な 租税特別措置の手法をとることが適切。
	② 他の支援 措置のや等 との役割 分担 ③ 地方公共 団オが協 カする相 当性	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金(補助事業)は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡(所有権移転)を対象とする本特別措置とは役割分担がなされている。
	有識者の見解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
1	評価結果の反映の方向 性 	引き続き継続する。
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農地売買等事業による譲渡)

1. 減税額積算

・法人税(平成22年度)・・・・・・①

単位:万円 (特例適用件数)※1 (1件当たり譲渡所得)※2 (法人税率) 見込額 = 228 × (289 × 0.22)

•所得税(平成22年度)……②

 (特例適用件数)※1
 (1件当たり譲渡所得)※2
 (所得税率)

 見込額 =
 1,645
 × (243 × 0.15)

※1、2については、農地保有合理化法人に対する実績調査により把握

○減税額 ①+② = 755 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	1,939	1,915	1,873	1,909
減税見込額(単位:百万円)	777	792	755	775

【農水22】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除	府省名	農林水産省		
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況				課題	
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されてい	いない [□達成さ	されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	[□定性的	的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 [□定量化(根拠	Lなし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	[□定量化	と(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	0
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
⁽³⁾ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手具	没はない	■説明を	5 b	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各所省からの補足説明(く気候結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農業委員会のあっせんによって譲渡された農地の面積)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標(農業委員会のあっせんによって年間 11,000ha 程度の農地を意欲ある農業者に集積)の実現状況について、「過去3年間に農業委員会のあっせんによって譲渡された農用地区域内の農地の平均面積は 11,268ha であり、本特例措置が農地の集積の推進に大きく寄与」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時(平成3年)の達成目標は定性的なものであったことから、当時に遡った達成状況までは示していないが、平成21年以降の適用実績(当該租税特別措置が適用された農地の集積面積)を基に達成目標の定量化を行っている。

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。

1	政策評価の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控		
	租税特別措置等の名称	除(国税)(法人税:義、所得税:外)		
2	租税特別措置等の内容	法人又は個人が所有する農用地区域内の土地等を農業振興地域の整備に		
		関する法律第23条に規定する農業委員会のあっせんにより譲渡した場合		
		には、その譲渡益の額のうち年 800 万円を限度として損金算入又は必要		
		経費に算入できる。		
3	担当部局	経営局農地政策課		
4	評価実施時期	平成 24 年2月~8月		
5	租税特別措置等の創設	昭和 45 年度: 創設		
	年度及び改正経緯	昭和 48 年度: 限度額をそれまでの 150 万円から 250 万円に引き上げ		
		昭和 50 年度: 限度額をそれまでの 250 万円から 500 万円に引き上げ		
		平成元年度: 1年間に限り限度額をそれまでの 500 万円から 800 万円に 引き上げ		
		平成2年度: 1年間に限り限度額をそれまでの500万円から800万円に		
		引き上げ		
		平成3年度:限度額をそれまでの500万円から800万円に引き上げ		
6	適用期間	恒久措置		
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等 及びその	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤と		
	根拠	なる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地		
		の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・		
		行動計画(平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示さ		
		れた規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。		
		《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日 閣議決定)		
		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策		
		2 農業の持続的発展に関する施策		
		(4) 優良農地の確保と有効利用の促進		
		② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進		
		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して		
		地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農		
		地の有効利用を促進する。		
		○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成 23 年		
		10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下「基本方針・行動計画」		
		という。)		
		土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が		
		急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合		
		意形成により、平地で 20~30ha、中山間地域で 10~20ha の規模の経営体		
		が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。		
	② 政策体系	《大目標》		
	における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多		
	政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切		
	の位置付け	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を		
		図る。		

【農水22】

				" +
				《中目標》
			1	農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)
			•	《政策分野》
				優良農地の確保と有効利用の促進
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	農業委員会のあっせんによって年間 11,000ha 程度の農地を意欲ある農
			指標	業者に集積
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				農業委員会のあっせんによって譲渡された農地の面積
				総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標
			į	設定を行った。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本特例措置の適用を受ける農業委員会のあっせんは、離農者から買い
				取った農地について、効率的で安定的な農業経営を行う者など、地域の
				中心的な経営体へ譲渡することを促進するものであり、基本方針・行動
				計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造の実現に直
				結する施策として、政策目的の実現に寄与する。
8	有効性	1	<u>.</u> 適用数等	(分析対象期間: H21~23)
	· 50001年 · 等		. 22/1132 47	平成 21 年度実績 6,593 件 (うち法人:853 件)
	्य			平成 22 年度実績 6,107 件 (うち法人: 744 件)
				平成 23 年度実績 6,580 件 (うち法人:745 件) (推計)
				(参考) 平成 18~20 年度平均 7,381 件 (うち法人:704 件)
				農地政策課調べ(農業委員会に対する実績調査)
			Ė	展地政界統調へ(展界安員云に対する美報調査) 平成23年度の適用実績(推計)は、分析対象期間の前3ヶ年の平均の
			:	
			:	9割程度となっており、想定外に僅少な数値ではない。
				また、本特例措置は、農用地区域内の農地を農業委員会のあっせんに
			:	よって意欲ある農業者に対して譲渡した場合全てに適用可能であるた
			-	め、適用範囲に偏りはない。
		2	減収額	平成 21 年度実績 3,033 百万円 (うち法人: 972 百万円)
			į	平成 22 年度実績 2,870 百万円 (うち法人:595 百万円)
				平成 23 年度実績 3,165 百万円 (うち法人: 808 百万円) (推計)
	ļ			農地政策課調べ(農業委員会に対する実績調査)
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~23)
			目標の実	基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約 120
			現状況	万 ha(全経営耕地面積の約3割)にとどまっており、政策目的は実現し
	ļ		ŀ	ていない。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21
				~23)
				農業委員会を対象にアンケートを実施したところ、回答があった農業
				委員会が実施したあっせんによって行われた所有権移転のうち、82.7%
				について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の
				所有権移転が円滑に行われたと評価。
				また、過去3年間に農業委員会のあっせんによって譲渡された農用地
				区域内の農地の平均面積は11,268haであり、本特例措置が農地の集積の
				推進に大きく寄与(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農
				地の譲渡面積のうち約59%を占めている)。
				平成 21 年度実績 11,309ha (うち農業生産法人から 2,498ha)
				平成 22 年度実績 10,882ha (うち農業生産法人から 1,534ha)
				the state of the s

	平成 23 年度実績 11,614ha (うち農業生産法人から 2,027ha) (推計) (参考) 平成 22 年の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地区域内の農 地の譲渡面積:19,247ha
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21~23) 本特例措置は、効率的で安定的な農業経営を営む者など、地域の中心 となる農業者に対する農地の集積を推進することを目的とする施策であ り、過去3年間の1件当たりの平均集積面積は1.77ha(農業委員会に対 する実績調査)となっている。 これにより、平均的な販売農家の経営規模(2.02ha:平成23年農業構 造動態調査)の約1.9倍の農地の規模拡大に寄与。 なお、農業委員会を対象にアンケートを実施したところ、回答があっ た農業委員会が実施したあっせんによって行われた所有権移転のうち、
	82.7%について、本特例措置が活用され、効率的で安定的な経営体への農地の所有権移転が円滑に行われたと評価。
9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	農用地の所有権移転に対する補助金による支援措置については、個人 資産の形成や農用地の売却代金についてまで補助の対象とすることには 議論があり、措置が困難な状況。
	こうした中で、農用地等の所有権移転時の税制措置は、国が農地集積、 規模拡大施策を推進する上で重要な政策ツールとしての位置づけを占め ているところ。
	また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者への支援措置である農地集積協力金(補助事業)は、農地の貸付けや農作業の受託を行うことに対するものであり、農地の譲渡(所有権移転)を対象とする本特別措置とは役割分担がなされている。
③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	_
10 有識者の見解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11 評価結果の反映の方向 性	引き続き継続する。
12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

別添1

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農業委員会のあっせんによる譲渡)

1. 減税見込額積算

•法人税(平成22年度)……①

単位:万円 (特例適用件数)※1 (1件当たり譲渡所得)※2 (法人税率) 見込額 = 744 × (362 × 0.22)

•所得税(平成22年度)……②

(特例適用件数)※1 (1件当たり譲渡所得)※2 (所得税率) 見込額 = 5,363 × (305 × 0.15)

※1、2については、農業委員会に対する実績調査により把握

○減税見込み額 ①+② = 2,870 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については前3ヶ年の平均から算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (推計)
適用件数	7,041	6,593	6,107	6,580
減税見込額(単位:百万円)	3,591	3,033	2,870	3,165

【農水23】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所 得の特別控除				農林水産省
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

		評価の	実施状況		課題
■明らか				□明らかでない	
□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
□定量化		■定性的	的記述	□説明なし	
■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
■説明あり				□説明なし	*
■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
■把握あり				□把握なし	*
■説明あり				□説明なし	*
■説明あり				□説明なし	
■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	
	□達成され □定量化 ■定量化 ■説明あり ■定量化 ■説明あり ■説明あり ■説明あり	□達成されていない □定量化 ■定量化 □定量化(相 □ 説明あり) ■定量化 ■把握あり ■説明あり	 ■明らか □達成されていない □達成されていない □定量化 ■定量化(根拠なし) ■説明あり ■だ量化 □定量化 □だ量化 ■説明あり ■説明あり 	□達成されていない □達成されている □定量化 □定性的記述 ■定量化 □定性的記述 ■説明あり □定量化(根拠なし) ■把握あり ■説明あり ■説明あり ■説明あり	■明らか □明らかでない □達成されていない □達成されている ■定性的記述 □説明なし ■定量化 □定量化(根拠なし) □だ性的記述 ■説明あり □説明なし ■定量化 □定量化(根拠なし) □把握なし ■把握あり □把握なし ■説明あり □説明なし ■説明あり □説明なし

- 「〇」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「淡」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「幽」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

I	【課題の説明】		
	本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。		
	なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」		
については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>			
	まえている。		
	\$\lambda \cdot \cd		

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回の要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載していない。

また、本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農用地区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された制度であり、定量的な達成目標の設定困難と考えている。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。
- ③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

適用がなかったため、その旨を記載しているところ。実現状況は実績を元に記載することと理解 しているが、実績がない場合はその寄与を算定することはできないと考えている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

分析対象期間内において適用実績が無いことから効果を数値化し検証することができないものの、市町村長の勧告等により、市町村農振整備計画に基づき計画的に農用地等として利用すべき土地の農業上の利用が確保され、秩序ある土地利用が形成されるとともに、担い手農業者等へ土地が譲渡されることにより、農地の集積が図られることで、営農に要する費用(労働費や機械経費)等が永続的に節減できる効果があるものと考えられる。

1	政策評価	面の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除				
	租税特別	川措置等の名称	(国税)(法人税:義)				
2	租税特別	川措置等の内容	農用地区域内の土地が市町村農振整備計画で指定された用途に供される				
			よう、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第 14 条第2				
			項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡				
			する場合には、年800万円を限度として特別控除できることとする措置。				
3	担当部局	5	農村振興局 農村政策部 農村計画課				
4	評価実施	运 時期	平成 24 年2月~8月				
5	租税特別	川措置等の創設	昭和 45 年度:農振法の勧告等の創設時に、併せて恒久措置として創設				
	年度及び	が改正経緯	昭和 48 年度: 150 万円から 250 万円に引上げ				
	:		昭和 50 年度: 250 万円から 500 万円に引上げ				
			平成元年度:500 万円から800 万円に引上げ(1年間の時限)				
			平成2年度:500 万円から 800 万円に引上げ(1年間の時限)				
			平成3年度:500 万円から 800 万円に引上げ				
6	6 適用期間		恒久措置				
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等 及びその		国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等によ				
		根拠	り優良農地の確保を図る。				
			なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積				
			(平成 32 年時点で 415 万ヘクタール)」としている。				
			《政策目的の根拠》				
			〇食料·農業·農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)				
			第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策				
			2. 農業の持続的発展に関する施策				
			(4)優良農地の確保と有効利用の促進				
	:	:	①計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化				
			新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興				
			地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保				
			を実効あるものとする。				
			〇農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)				
			法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合				
			広の日的として、第1米に、1日然的経済的社会的語来件を考慮して総合 的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域				
			の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、				
			農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」こと				
			辰条の従主な光版を図るCCもに、国工員派の占理的な利用に奇子するJCC を掲げている。				
			では1/ ている。				
	:						

【農水23】

		(2)	政策体系	《大目標》									
		•	における	食料の安定	供給	の確保	典材	小产类	か祭!	星 農山店	海村の	の振朗	農業の名
			政策目的	面的機能の発									
			の位置付	保存・管理等									
			け	《中目標》	- 1112	ハ 日 以-	_/_ 0	7 X Z I-1		当人证从	U) DE	エルルル	хеы-0.
			''	ペテロ1示// 2. 農業の‡	去结白	なか発展							
				《政策分野》	7 IVL H	プタ元成							
				⑥優良農地	n T#	(保レ右が	sh £ il B	日の紀維					
		(2)	達成目標	《租税特別措					日播	"			
		9	建成日保 及び測定	「農用地等						**	6 日)	ロー塩ロギ・	t- 亚成 39
			指標	年の農用地区][~]E][/	二十八 52
			1日1ホ								0		
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》									
				本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農									
				用地区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市									
					町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された								
				制度であり、お									
				告等を前提す									-
				(なお、所有									ha 美肔。)
				《政策目的に対									m 18 4. ch
				勧告等が必								-	
8			****	施が可能とな									保に奇子。
8	有効性 等	U	適用数等	適用件数(実績	惧)	のがかり		间: 干风)	
	₹			豆 八		21 年度		22 年度		単位:件 23 年度			
				区分 適用件数·面	往	21 415	0	22 415	0	23 平及	0		
				週用针数 围	1 使		_	+ 信爾 巳	_	計画課	_		
				本措置の前	7 +B L								日本に宇佐
				されなかったと			3 11生化	9 #41 ~ IT	の割	口子は、	JJ 171 Z	N) 3K 7切 [i	明中に天心
				なお、本措		•	二米	って+ ₩	お鐘	渡した妻	ょをか	多レーア	おり 特定
				の者への偏り			10 1/2	J (2 C 198	(IIX O 1 = 1	1 ()	<i>پر</i>	03 7 11 X
		(2)	減収額	減収額(実績)			期間	· 平成 21	年度	₹~23 年	度)		
		-	W IN III	"W IX IX (XC)X()	().	, 1,1,7,3,20	,411-1			百万円)			
				区分	21 2	年度	22 :	<u>`</u> 年度	_	年度			
				減収額 0 0 0									
				(農村振興局 農村計画課調べ)									
		(3)	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度~23 年度)									
			目標の実	〇農用地区域内農地面積の確保面積[実績]									
			現状況	(単位:万 ha)									
				区分	21 4	年度	22 :	年度		年度			
				面積	-	407		*		*			
							l	·····	L	^ <u>^``</u>			

			(農村振興局 農村計画課調べ)
			※農用地区域内農地面積について、平成22年度及び23年度は、東日本大
			震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握す
			ることが困難な状況である
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
			(分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)
			勧告等が実施された場合には、所有権の移転が行われる際に、土地の譲
			渡を行う法人について譲渡の課税が軽減されることから、所有権の移転等が
			円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。
			《税収減を是認するような効果の有無》
			(分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)
			当措置は、市町村の勧告等による所有権移転を行うことで、秩序ある土地
			利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるた
			め、税収減を是認する効果がある。
9	相当性	① 租税特別	農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やか
	ļ	措置等に	に、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されるこ
		よるべき	となく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をと
		妥当性等	ることが適切である。
		② 他の支援	他の支援措置や義務付け等はない。
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者の	見解	適用要件の現出に備え、制度の継続は妥当
			(平成 24 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
-11	評価結果	見の反映の方向	引き続き継続。
	性		
12	前回の事	前評価又は事	_
	後評価の)実施時期	
	•		

【農水24】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除	府省名	農林水産省		
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長	•	■事後

	点検項目	評価の実施状況						
Ŧ	且税特別措置等の合理性							
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない		
	② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されっ	ていない	■達成る	されている	□説明なし		
ŧ	且税特別措置等の有効性							
	③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		■定性的	的記述	□説明なし	*	
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(ᡮ	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
	⑤ 僅少・ 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*	
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし		
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	*	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*	
Ŧ	且税特別措置等の相当性							
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし		
	④ 他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	*	

【課題の説明】
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相
当性」については、点検課程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)
も踏まえている。
ордоле Ст. Ф

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)は、「特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」(第1条)を目的としたものである。

この目的を達成するため、市町村は農林業等活性化基盤整備計画を作成して、農林業等の活性化を図るものとしているが、特定農山村地域は、その置かれている自然的、経済的、社会的条件が異なっており、地域ごとに特質があること等から、特定農山村法においては、国や都道府県が当該地域の活性化に向けた指針となるべき基本方針等を定め、これに即して市町村が当該基盤整備計画を作成するというような手法をとっていない。

このように、本措置の適用の前提となる所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)は、 当該基盤整備計画に即して、地域の実情に応じて市町村が作成するものであるため、達成目標の目標値及び達成時期並びに測定指標を設定することは、地域における創意工夫や市町村の主体性を阻害することとなること、また、地域の実情に応じて地域ごとに区々とならざるを得ない目標値、達成時期等を国が明示することには無理があること等から、これらの設定に馴染まないものである。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)
- ③で述べたとおり、促進計画は、農林業等活性化基盤整備計画に即して、地域の実情に応じて市町村が作成するものであるため、本措置の所期の想定を示すことは困難である。

本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえない。

① 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

農林業を取り巻く厳しい諸情勢等により、農林地等の所有権の移転等が生じ難い状況にあると考えられ、分析対象期間(平成21年度~23年度)において、本措置の適用実績がなかったことから、その旨を記載している。

このため、同期間における効果・達成目標の実現状況は明らかにできないが、中山間農業地域や特定農山村地域を取り巻く状況は、過疎化等により依然として厳しく、集落の衰退等が危惧されることから、本措置を継続していくことが必要である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

分析対象期間内において適用実績がないことから効果を数値化し検証することができないもの の、促進計画に基づき、様々な土地利用とそれに伴う土地の権利移転を一括して処理することで、 意欲ある農林業者が生産に適した農林地等を取得したり、生産に適さない農林地等を農林産物の加工・販売施設用地として譲渡するなど、農林地等の所有権の移転等が円滑に進み、特定農山村地域における土地の効率的かつ総合的な利用が図られる。

このような農林地等の円滑な譲渡を通じて、農林地等の規模拡大に伴う農林業生産性の向上といった効果や、農林産物の加工・販売も行う経営の多角化による農林業の6次産業化等の実現に伴い、雇用の確保や所得の向上等による集落機能の維持等の効果が永続的に発現されるものと考えられる。

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

農地保有合理化事業を規定する農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)及び特定農山村法は、いずれも平成4年6月に当省がとりまとめた「新しい食料・農業・農村政策の方向」を受けて、これを政策として具体化するために作られた法律である。

このうち、基盤法は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とそのような農業経営が生産の相当部分を担うような農業構造を早急に確立することをその狙いとした法律であり、「全国」を対象として実施されるものである。

一方、特定農山村法は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な「特定農山村地域」 を対象として、農林業その他の事業の活性化を図ろうとするものである。

基盤法に規定する農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進するため、規模縮小農家等から農用地等を買い入れ、意欲ある農業者に売り渡すこと等を実施するものである。また、基盤法は、「農業の健全な発展に寄与すること」を目的としているが、「林業」を対象としておらず、農地保有合理化事業においても「林地」を対象としていない。

一方、特定農山村法は、「豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」を目的とし、「林業」も 対象としており、本法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」は「林地」についても対象とし ている。

このように、各法律の目的及び各事業の対象となる土地が異なること等を踏まえ、農地保有合理 化事業で農林地所有権移転等促進事業の全てを網羅することができないと判断し、9②については、 「他の支援措置や義務付け等はない」としたところである。

	1九八万万日世 行に 1万 0 0 0 0 7 0 7 0 1 1 1 1 1 1
1 政策評価の対象とした	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
租税特別措置等の名称	(国税)(法人税:義)
2 租税特別措置等の内容	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関
	 する法律(平成5年6月 16 日法律第 72 号。以下「特定農山村法」という。)に規
	 定する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところによ
	り、農林地等を譲渡した場合、その譲渡益から800万円を特別控除できる制
	度。
3 担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4 評価実施時期	展刊振兴向 展刊以来部 中山间地域振兴珠 平成 24 年2 月~8 月
	Tennes (Sent)
5 租税特別措置等の創設	平成5年度創設
年度及び改正経緯	
6 適用期間	恒久措置
7 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等し、及びその根拠	農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、 農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等におい
TIX TXE	て、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集
	落機能の維持と地域の特性に即した農林業等の振興を図る。
	なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないこ
	とから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、平地農業地
	域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに
	減少率の5%を抑制)を測定指標としている。
	《政策目的の根拠》
	〇食料·農業·農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)
	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
	3. 農村の振興に関する施策
2	(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	①農村コミュニティの維持・再生
	農村コミュニティの維持・再生を図るため、各地で地域主体の様々
	な取組が行われている。その中には、生活支援、地域資源の活用や
	環境保全の取組等もみられるところであり、農村の有する多面的機
	能を維持する上でも、これら地域主体の取組を拡大することが求め
	られている。このため、国と地方の役割分担も踏まえた上で、こうした
	取組を政府と地域が一体となって拡大するための対応方策を検討す
	న 。
	〇特定農山村法(平成5年6月 16 日法律第 72 号)
	法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その
* * *	他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずること
* *	により、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで
1	住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。

		その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号(注))を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。 (注)法第2条第3項第3号 農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権苦しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等以生事業)という。)
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多 面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な 保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3. 農村の振興 (政策分野) ① 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農山村地域において、基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等について、過疎化、高齢化等により耕作放棄地等が生じないようにするなど、市町村が作成する促進計画により当該農林地等を営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡し、引き続き農林地等として農林業上の利用の確保が図られること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》本措置は、促進計画により譲渡された農林地等について、その譲渡後も引き続き農林地等として利用する場合に限り適用されるものである。本措置の適用の前提となる促進計画は、 ・ 農業経営の改善・安定を図ろうとする農業者の組織する団体又はその参加構成員からの申出があった場合、 ・ 市町村自らが特定農山村法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」を行おうとする場合等に、市町村が作成することとなる。 促進計画は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を実現するために市町村が作成するものである。このため、各市町村ごとに促進計画の作成数、促進計画による譲渡件数・面積等に係る目標数値等を予め設定することは困難であり、本措置については、測定指標の設定に馴染まないものである。なお、これまでの促進計画の作成実績は8件、所有権の移転等の面積は約9haとなっており、豊かで住みよい農山村の育成に寄与している。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》本措置の活用によって農林地等の連成目標実現による寄与》本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	適用件数(実績) (分析対象期間:平成 21 年度~23 年度) (単位:法人、ha) 区分 21 年度 22 年度 23 年度 適用件数 0 0 0 面積 0 0 0 (農村振興局 中山間地域振興課調べ)

	1	本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として
		利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取
		り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえ
		ない。
		また、本措置は、促進計画に沿って農林地等を譲渡した農林業者(農業生
8		産法人)を対象にしているものであり、特定の偏った者に限定しているものでは
		ない。
		さらに、本措置は、農政の重要な課題の一つである農地集積の取組にも寄
		与するものであり、また、これまでの実績(促進計画の作成件数:8件、所有権
- [の移転等の面積:約9ha)も踏まえ、今後はある程度の水準で推移するものと
1		考えられる。
	②減収額	減収額(実績) (分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)
		(単位:百万円)
		区分 21 年度 22 年度 23 年度
		減収額 0 0 0
		(農村振興局 中山間地域振興課調べ)
	③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)
	目標の実	「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地
	現状況	農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。
	現仏流	平成 23 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.32%に対し△
	1	0.31%、中山間農業地域において目標値△0.55%に対し△0.45%であり、目標
		を達成しているが、これらの地域では、若年層の流出等により、依然として人
		口の社会減少率は増加傾向にあり、過疎化、高齢化の進行等による集落の
1		衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本措
	1	置は必要である。
		〇 平地農業地域の人口の社会減[実績]
	Į.	(単位:%)
		区分 21 年度 22 年度 23 年度
	i i	減少率 △0.19 △0.19 △0.31
	1	(農村振興局 中山間地域振興課調べ)
	1	 ○ 中山間農業地域の人口の社会滅[実績]
		(単位:%)
		区分 21 年度 22 年度 23 年度
		減少率 △0.38 △0.38 △0.45
		(農村振興局 中山間地域振興課調べ)
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21
		年度~23 年度)
1	1	本措置の適用の前提となる促進計画の作成については、これまで一定の実
	E C	横(促進計画の作成件数:8件、所有権の移転等の面積:約9ha)が得られてい
	i i	るが、平成 21 年度から 23 年度における本措置の適用実績はなかった。これ
*		は、農林業を取り巻く厳しい諸情勢等により、農林地等の所有権の移転等が生
*		は、辰林来を取り合く取しい語言労等により、辰林地等の所有権の移転等が主し、 じ難い状況にあったものと考えられる。
i	·	本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、
	Š	計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、農政の重要な課題の一
		つである「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成
		23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)等に基づく「農地集積」の

取組にも寄与するものであることから、引き続き本措置は必要である。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)
			過去3年間(平成21年度から23年度)の実績がないため、税収減は発生し
			ていないが、農林地等を譲渡した場合の課税の特例措置が担保されていること
			により、農林地等の所有権の移転等が進み、譲渡後も農林地等の農林業上の
			利用の確保が図られ、農林業生産性の向上や集落機能の維持等の効果によ
			り、減収額を上回る効果があるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別	本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図
		措置等に	ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与えるもので
		よるべき	あり、要件を満たす農林地等の譲渡について一律に適用でき、必要最小限の
		妥当性等	措置であると考えられる。
			また、他の手段と比較した場合、①補助金は、個々の土地の取引など個人の
		:	資産形成に資するものには馴染まないこと、②融資は、償還期限内に返済する
			ことが必要であるなど制約があることから、本措置の方が誘導効果が高く、妥当
			である。
		②他の支援	他の支援措置や義務付け等はない。
		措置や義	" "
3		務付け等	
1		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	=
3		団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者の	見解	適用件数の現出に備え、制度の継続は妥当。
			(平成 24 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	1 評価結果の反映の方向		引き続き継続する。
	性		
	***********		V-2
12	12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		-
	後評価0	夫他時期	

【農水25】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	農地保有の合理化等の 得の特別控除(林地保	府省名	農林水産省		
税目	所得税、法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

_							
点検項目	評価の実施状況						
租税特別措置等の合理性			•				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない			
② 所期の目標が達成し ていない状況	■達成されていない	□達成	されている	□説明なし			
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性	的記述	□説明なし	*		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量	化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし			
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	*		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量	化(根拠なし)	□把握なし			
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	*		
・ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	*		
租税特別措置等の相当性							
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし			
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はな	い □説明	あり	■説明なし	*		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「❷」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相
当性」については、点検課程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)
をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

平成24年6月に行った「林地譲渡に係る税制の特例に関するアンケート調査」において、平成20~22年度の間に林地譲渡に係る税制の特例を適用したあっせんの実績があった41団体を対象にアンケート調査を行い、全回答41団体中38団体が「本税制の特例がなければ、林地の譲渡は行われなかったと思う」と回答したことを根拠としている(38/41で93%)。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送っ た。政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定 量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣 旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)③のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

③のとおり。

④ 他の政策手段との役割分担 (評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

森林整備事業は間伐等に要する経費を補助するものであり、林業・木材産業改善資金についても、 土地及び建物の取得費用は含まれず、土地そのものをあっせんするためのものではない。なお、株 式会社日本政策金融公庫の制度金融に、林地を取得する者を支援するものがあるが、林地の売却を 考えている者に対して意欲と能力のある林業者に林地を売却するインセンティブを働かせる本措 置とは対象が異なっており、両措置が相まって、適切な森林整備と持続的な林業経営を促進するも のである。

6	1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名 称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控 除(林地保有の合理化)(国税)(所得税:外、法人税:義)
The state of the s	2	租税特別措置等の内 容	森林組合等に委託して、森林法の規定による地域森林計画の対象とされた個人の有する土地を譲渡した場合、又は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の規定による林業経営改善計画の認定を受けた者に個人又は農業生産法人の有する林地を譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年800万円を限度として損金算入できる。
	3	担当部局	林野庁 林政部 経営課
	4	評価実施時期	H24. 2~ H24. 8
	5	租税特別措置等の創 設年度及び改正経緯	昭和 50 年度創設 (平成 13 年度:都道府県知事のあっせんによる場合を追加)
	6	適用期間	恒久措置
100	7	必要性 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある森林所有者・ 森林組合・民間事業体による森林経営計画の作成を推進し、計画に基づ く低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。また、自ら効率的かつ 安定的な林業経営を実行することが困難な森林所有者の森林について は、意欲ある者への長期的な施業の委託等を進めるとともに、将来的に は林業経営の委託への転換を目指すこととされている。 具体的には、平成32年度において、民有林の80%で森林経営計画が作 成されることを目指す。
			《政策目的の根拠》 〇 森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「望ましい林業構造 の確立」の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」において、上記の政 策目的の達成に向け、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措 置の活用等を進める」とされている。
		② 政策体系における 政策目的の位置付け	[大目標] 食糧の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の 多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展 を図る。 [中目標] 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全 な発展

[政策分野]

13 林業の持続的かつ健全な発展

③ 達成目標 及び測定 指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

平成32年度において、民有林の80%で森林経営計画の作成を目指す政策目的に資するよう、本措置においては、意欲ある者(一定規模以上の森林を保有して効率的かつ安定的な林業経営を担う者であり、別添1のとおり想定する。)(以下同じ。)による林地の利用集積を促進することを目標とする。

具体的には、意欲ある者が進める森林経営計画 (平成23年度までは森 林経営計画の作成につながる森林施業計画)の1年間の増加面積に対す る、本措置を利用して譲渡された林地面積の割合が、

- ①森林経営計画制度が始まる前の平成 21~23 年度までは、概ね 20%
- ②森林経営計画制度が開始された平成 $24\sim32$ 年度までは、概ね $5\sim10\%$ を達成することを目標とする。

なお、林地の売買は経済情勢により影響を受けるものであることから、 達成目標に対する本措置の効果の寄与度は、アンケート調査結果 (H23.6 林野庁経営課実施)より、「本措置がなければ林地の譲渡は行われなかった」93%となった。

[達成目標①]②までの期間

年度	H21∼H23
目標	20%

[達成目標②] 森林経営計画制度の開始後

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30∼H32
目標	5%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

意欲ある者が進める森林経営計画(平成23年度までは森林経営計画の 作成につながる森林施業計画)の1年間の増加面積に対する、本措置を 利用して譲渡された林地面積の割合を測定指標とした。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本措置により、意欲ある者に対して林地の利用集積を促進し、森林経営計画(平成23年度までは森林経営計画の作成につながる森林施業計画)に基づき、適切な森林施業を担保することにより、小規模かつ分散的な所有形態のままでは困難であった低コストで効率的な施業の実行が可能となり、効率的かつ安定的な林業経営の育成という政策目的の実現に向け寄与する。

8	有効性	① 適用数等	平成 21 年度実績 79 件 763ha
	等		平成 22 年度実績 97 件 1,383ha
			平成 23 年度実績 91 件(見込) 968ha (見込)
			適用件数(平成 21 年度~平成 23 年度の平均)は 89 件であり、過去の
			実績(平成 18 年度~平成 20 年度の平均) 79 件と比較して、僅少ではな
			ιν _ο
			また、適用面積 (平成 21 年度~平成 23 年度の平均) は 1038ha であり、
			過去の実績(平成18年度~平成20年度の平均)507haと比較して、僅少
			ではない。
			てはない。 本措置の利用者は、全国の任意の森林所有者に分散していることから、
			特定の者に偏ってはいない。
			※算定根拠は別添 2 参照
		②減収額	平成 21 年度実績 22 百万円
		W. IA BA	平成 22 年度実績 26 百万円
			平成 23 年度実績 26 百万円 (見込)
			17% 20 中皮头侧 20 日7511 (光之)
			以 在 中 中 地
			※算定根拠は別添 2 参照
		③ 効果・達	 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度~平成 23 年度)
		成目標の	平成32年度において、平成24年度から始まる森林経営計画の民有林
		実現状況	における作成率 80%を達成することを目標としているところであり、平
		大坑水水	成 24 年度末時点における作成率を 25%程度と見込んでいる。
			この森林経営計画につながる、長期施業受委託契約が必要となる私有
			林における森林組合の認定請求により作成された森林施業計画の作成率
			は、平成 20 年度 16%、平成 21 年度 18%、平成 22 年度 19%と毎年度
			着実に増加しており、政策目的の実現に向けて推進している。
			Missake (1) (MDC) - SE (MC) (A AND TORN ORDER) (MC) AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平
			成 21 年度~平成 23 年度)
			意欲ある者が進める森林経営計画(平成23年度までは森林経営計画の
			作成につながる森林施業計画)の 1 年間の増加面積に対する、本措置を
			利用して譲渡された林地面積の割合が、森林経営計画制度が始まる前の
			平成 23 年度までは概ね 20%を達成することを目標としている。
			評価期間である平成21~23年度の実績は、アンケート調査結果より寄
			与度を考慮して算定すると次のとおりであり、目標を達成している。
			政策目的の実現に向けて着実に推進しているが、民有林における森林
			経営計画の作成率 80%を実現していないため、引き続き本措置を実施す
			る必要がある。
			平成 21 年度実績 19%
		1	平成 22 年度実績 34% 平均 26%
		İ	平成 23 年度実績 24%(見込)
			※算定根拠は別添 1 参照

	ii.	1						
			《税収減を是認する。 平成 23 年度)	ような効果の	有無》(分析	f対象期間:平	成 21 年度~	
	1		林地のあっせんを行	テった者に対	してアンケ	ート調査を行	ったところ.	
			93%において「本措詞					
	1		しており、本措置には					
			本アンケート調査の					
			の全てが税収減の対象					
			業計画(平成 24 年度					
			施業が行われること					
			木材の販売が行われる		MINORAL CONTRACTOR	ALL ALL CAP	0220(
			このような考えに			の増額を試算	した上で、税	
			制の寄与度を考慮し					
			税収減を是認する効果					
			[租税特別措置に係る		1000	単位:百万円)	r	
			年 度	H21	H 22	H23		
			1-0-1	22	20	(見込)		
			減収額	22	26	26		
			税収の増額	25	45	32		
			上記のうち 93%	23	42	30		
	1		※算定根拠は別添3	参照				
9	相当性	① 租税特別	本措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な林業経営の育					
		措置等に	成という政策目的を実現するため、森林組合等や都道府県知事のあっせ					
		よるべき 妥当性等	んにより行われる土地の売買について、その公益性に鑑み譲渡所得の負					
	}	Xality	担を軽減するものであり、単なる私人間の売買とは異なり、公益上の要					
			請に基づき売買が行 れ	基づき売買が行われるものであることから、これに対する税負担に				
	1		ついて税法上一定の配				0 170707	
			a. 2 second — Company				- N = 14 A H	
			また、公益性の高い					
			を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額					
	1		に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な					
			租税特別措置の手法を	をとることが	適切である。	•		
	1	② 他の支援	ほかの支援措置や義	務付け等は7	ない。			
		措置や義	15万マスス及旧世で我がリリザはない。					
		務付け等						
		との役割						
	}	分担						
		③ 地方公共	_					
		団体が協						
		力する相						
		当性						
		1						

10	有識者の見解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方 向性	引き続き継続を要望する。
12	前回の事前評価又は 事後評価の実施時期	-

別添 1

「租税特別措置等により達成しようとする目標」についての考え方

1 本措置を活用することが想定される意欲ある者について

本措置を活用し、林業経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な林業経営を目指す 意欲ある者は、現状において一定規模以上の森林を保有している林家の一部である と想定される。

このような意欲ある者を、50ha以上の森林を保有している林家のうち、30%程 度と想定する。

2010年世界農林業センサス(組替集計)によれば、これらの者の保有する森 林面積は、38万ha程度と試算される。

1 2 8 万ha x 3 0 % = 3 8 万ha

注:128万haは、50ha以上の森林を所有している林家の保有森林の総面積

2 「1」の意欲ある者が進める森林施業計画の作成の増加面積について

森林経営計画につながる、長期施業受委託契約が必要となる私有林における森 林組合の認定請求により作成された森林施業計画の作成率は、平成20年度 16%、 平成21年度 18%、平成22年度 19%と毎年度 1 %程度増加していることから、こ の期間において、「1」の意欲ある者による森林経営計画につながる森林施業計 画の作成率も、毎年度1%程度増加していると考えられる。

したがって、「1」の意欲ある者による森林経営計画につながる森林施業計画 は、平成20~22年度にかけて毎年度3,800ha程度増加しているものと考えら れる。

3 8 万ha×1% = 3,800 ha ・・・・達成目標 に関する増加面積

「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」についての検証

3 「11・「2」と本措置により譲渡された林地面積との関係について(別添1-別紙) 本措置により譲渡された林地面積の実績は、

平成21年度 7 6 3 ha 平成22年度 1,383ha

平成23年度 9 6 8 ha (見i入)

となっている。

アンケート結果から本税制の寄与度93%を考慮した上で計算すると、これらは、 「1」の意欲ある者が、平成20~23年度にかけて森林経営計画につながる森林施業 計画を毎年度増加させた面積に対して、19~34%(平均26%)に相当する。

平成21年度 763ha × 93% ÷ 3.800ha = **1 9 %**

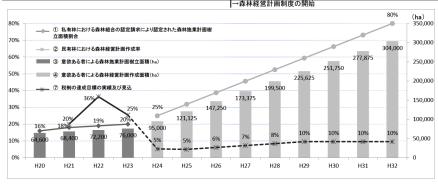
平成22年度 1,383ha×93%÷3,800ha=34%

平成23年度 968ha × 93% ÷ 3,800ha = **2 4 %** (見込)

達成目標の実現状況

章欲ある者による森林経営計画の作成率と達成日標

	V		@ 44.1.1	-	Ī	11 /	_						
年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①私有林における森林組合の認定請求により認定された森林施業計画樹立面積割合	16%	18%	19%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②民有林における森林経営計画作成率	-	-			25%	32%	39%	46%	53%	59%	66%	73%	80%
③意欲ある者による森林施業計画樹立面積(ha)	64,600	68,400	72,200	76,000	-	-	-	-		1	1	1	1
④意欲ある者による森林経営計画作成面積(ha)	-	-	-	1	95,000	121,125	147,250	173,375	199,500	225,625	251,750	277,875	304,000
⑤本措置により譲渡された面積(ha)	-	763	1,383	968	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200	2,500	2,500	2,500	2,500
⑥1年間に意欲ある者が進める森林施業計画又は森林 経営計画の作成面積(ha)[③又は④の年度間の差]	,	3,800	3,800	3,800	19,000	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125	26,125
⑦税制の達成目標の実績及び見込 [⑤÷⑥]	-	20%	36%	25%	5%			7%	8%	10%	10%	10%	10%
					. **	经带针证	お生し年で	VBB 477					



*平成24年以降の税制の達成目標の見込みは、平成21~23年度の実績の伸び率を勘案して設定した。

別添2

1. 減稅見込額積算(平成22年度実績)

8 = 7件 × 8 × 15%

所得税(800万円未満)······②単位:百万円

18 = (特例適用対象額計)※1 (所得税率)※2 118 × 15% (適用90件の計)

※1については、都道府県への聞き取りにより把握 ※2については、長期譲渡所得を適用

〇減税見込み額

①+② = 26 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。また、見込の数値については過去3年間の平均により算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)
適用件数	78	61	98	79	97	91
減税見込額(単位:百万円)	19	19	29	22	26	26
面積	372	392	757	763	1,383	968

注)森林組合等に聞き取り調査を実施し、回答を得られたものを集計している。回答のない場合もあり、全ての実績が網羅されているものではない。

L /TQ/J\Z

別添 3

林地保有の合理化に伴い実施される森林施業による効果(試算)

本措置により、林地の譲渡を受けた者は、森林施業計画(平成24年度以降は森林経営計画を含む。)に基づき、最低でも5年間は、森林施業を継続するものとして試算した。

【森林施業の実施に伴う雇用創出による税収】

(施業種毎の雇用創出の効果)平成23年3月林政審議会資料(バックデータ)(別添3-別紙)により算出

間伐による効果(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))67.2人日/ha

主伐による効果(ha当たり)

46.7人日/ha

造林・保育による効果(ha当たり)

86.8人日/ha

合計(間伐、主伐、造林・保育の計)

200.7人日/ha

(各年度の税収の見込み)所得税(税率10%) 12,500円/人日は作業員の賃金

平成21年度

(763ha÷80年) ×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=11,964千円 平成22年度

(1,383ha÷80年)×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=21,685千円 平成23年度

(968ha÷80年)×200.7人日/ha×12,500円/人日×10%×5年=15,178千円

*各年度の実績を80年で割る理由は、森林施業の1サイクル=80年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

*作業員の賃金は、(別添3-別紙)の人件費から算出。

(16.000円円/人日 + 14.000円/人日) \div 2 \div 1.2 = 12.500円/人日

【森林施業の実施に伴う木材販売による税収】

(施業種毎の木材販売の効果)平成23年3月 林政審議会資料(バックデータ)により算出間伐による効果(ha当たり)(4回の合計(30、40、50、60年生時に実施))

1,980千円/ha

主伐による効果(ha当たり)

3,500千円/ha

合計(間伐、主伐の計)

5,480千円/ha

(各年度の税収の見込み)消費税(税率5%)

平成21年度

(763ha÷80年)×5,480千円×5%×5年=13,066千円平成22年度

(1,383ha÷80年) ×5,480千円×5%×5年=23,684千円 平成23年度

(968ha÷80年)×5,480千円×5%×5年=16,577千円

【見込まれる税収増の合計】 ((ア)+(イ))×税制の寄与度93%

平成21年度

(11,964千円 +13,066千円) ×93% = **23,277千円** 平成22年度

(21,685千円 + 23,684千円) × 93% = 42,193千円 平成23年度

(15,178千円 +16,577千円) × 93% = **29,532千円**

<u>税収の増額</u> (税収減を是認する効果)

- (イ)

5 目標を達成した場合の林業経営の具体像 (10年後)



【農水26】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	転廃業助成金等に係る	府省名	農林水産省			
税目	法人税					
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後	

点検項目			評価の	実施状況		課題		
租税特別措置等の合理性						,		
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*		
租税特別措置等の有効性								
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		■定性的	的記述	□説明なし			
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(長拠なし)	□定性的記述	□把握なし			
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし			
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	□把握あり				■把握なし	*		
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*		
租税特別措置等の相当性								
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし			
他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明る	あり	□説明なし			

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」
については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

当措置は、国対国の交渉結果による個人の財産権に対する補償を速やかに行うための措置であり、数値目標を設定すべきものではないと理解している。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) ②のとおり。
- ③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

本特例措置の適用を受けたことで、漁船事業者の転業及び廃業が円滑に行われたことにより、本 措置の達成目標である「減船事業(国際漁業再編対策事業等)による助成金の効果を最大限に発揮 すること」が図られた。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

平成 21 年度における減収額は 27,940 千円であるが、本措置によって、廃止事業者が受ける転廃業助成金に対する課税の特例を受けられたことで、廃止事業者は事業の廃止や他事業への転換を円滑に行えたところである。これらの本措置による効果は減収額に替えられないため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

まなますのもあしょ

	1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)			
t	2	租税特別措置等の内容	廃止業者等が交付を受けた転廃業助成金等の金額について、次の特例が			
			適用される			
			① 廃止業者等の機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に			
			対応する部分(減価補填金)の金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により			
			減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算			
			上、損金の額に算入する。			
			② 廃止業者等の営む事業の廃止又は転換を助成するための費用に対応す			
			る部分(転廃業助成金)の金額の全部又は一部に相当する金額をもって取			
			得又は改良した固定資産について、その取得又は改良に充てた転廃業助			
			成金に相当する金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額したとき			
			は、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額			
			に算入する。			
			※ 廃止業者等:事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令			
			の制定、条約その他の国際約束の締結等があったことに伴い、その営む			
			事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人			
			※ 転廃業助成金等:廃止業者等が交付を受けた、国若しくは地方公共団			
			体の補助金又は残存事業者等の拠出した補償金であり、財務大臣が指定			
			したもの			
	3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課			
	4	評価実施時期	平成 24 年 2 月~8 月			
	5	租税特別措置等の創設	昭和 47 年度創設			
		年度及び改正経緯				
	6	適用期間	恒久措置			
	7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》			
		等 及びその 根拠	減船等資源回復施策を通じた廃止業者の円滑な転廃業の実施により、健 全な漁業経営者の確保及び資源の回復を図り、水産物の安定供給と水産業			
		11372	上は点米性当日の確保及び負債の回復を囚り、水産物の女を供給と水産来 の健全な発展を目指す。			
			"Tieff C 46 C 42 box			
			《政策目的の根拠》			
			水産基本計画(平成24年3月23日 閣議決定) 第2の4の(1)国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質			
			第2の4の(1)国际競争力ののる経営体の自成に同じた漁未経営の体員 強化			
L)虫 1し			

【農水26】

資源の状況が悪化し、休漁や漁獲量などの制 漁業経営の両立が困難となった場合には、生産 船を支援することにより、離職者についても配慮し 出を図り、資源の適切な管理と残存漁業者の収益	体制の再編整備のための減 、つつ過剰な漁船の円滑な退			
船を支援することにより、離職者についても配慮し	つつ過剰な漁船の円滑な退			
山で囚り、貝派の廻りな目在こ次行点来名の収量	『江で唯体する。			
② 政策体系 [大目標]				
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、 政策目的	、農山漁村の振興、農業の			
の位置付りの位置付ります。				
け 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向-	上と国民経済の健全な発展			
を図る。				
[中目標] 水産物の安定供給と水産業の健全な発展				
「政策分野」				
漁業経営の安定				
③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
及び測定 当措置は減船事業(国際漁業再編対策事業等 指標 大限に発揮するための措置である。実施される減				
指標 大限に発揮するための措置である。実施される減ることや、資源変動の将来予測等は困難なため、				
l,				
《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標				
本措置は、国際規制の強化や資源状況の変化が 減船事業等を円滑に進めるための措置であり、設				
WANTE THE THE TENTON TO THE COUNTY OF THE CO				
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標系	実現による寄与》			
本措置により、減船事業等により支出された転嫁の世紀により、減船事業等により支出された転嫁の世紀により、減船事業等により支出された転嫁の世紀により、減齢の関係を表				
の特例を受けることにより、減船事業者の円滑な軸とが期待される。このことにより、水産資源の回復				
に寄与する。				
8 有効性 ① 適用数等 適用件数				
等 21 年度 22 年度	23 年度			
適用件数 1 件 0 件	0 件			
(水産庁による聞き取りを行ったが、震災により一がおり、全ての適用実態の把握は困難)	(水産庁による聞き取りを行ったが、震災により一部書類等を紛失した対象者 がおり、全ての適用実態の把握は困難)			
・平成 18 年~平成 20 年の適用件数の平均は 2・ 用件数は僅少ではない。	・平成 18 年~平成 20 年の適用件数の平均は 2 件であり、近年と比較して適用件数は僅少ではない。			
・本措置は減船事業等により転廃業助成金等を受	やけた全ての事業者を対象と			
しており、対象者は偏っていない。				

		2	減収額	減収額				
					21 年度	22 年度	23 年度	
				減収額	27, 940 千円	0	0	
		3	効果・達成 目標の実 現状況	(水産庁による聞き取り) (減収額算出根拠) (圧縮記帳額)×(法人税率)=(減収額) 8,000 千円× 18% = 1,440 千円…① 88,336 千円× 30% = 26,500 千円…② ・①+②=27,940 千円 ※適用者が中小企業のため、800 万円まで軽減税率を適用。 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21~H23) 我が国周辺の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の4割が低位水準にある。また、漁業生産の体制をみると、沿岸漁業においては漁業者の高齢化が、沖合・遠洋漁業においては漁船の高船齢化が進行しており、これらの状況が続くと、今後、我が国の水産物を供給する力は急速に減退していくおそれがある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21~H23)				
				(税収減を是認する。 国際約束の確実な際交渉における我が	な履行により、国	際的な資源	管理に貢献す	るとともに、国
9	相当性	1	租税特別	国際的な規制の強	魚化や資源の減	少に伴って漁	業の構造改	革を進めるため
			措置等に	には、一定の漁業者	に漁業から撤済	退をしてもらう	必要があり、	その際に支払う
			よるべき 妥当性等	補助金について、特	例措置が受ける	られないとなる	と、減船が進	まなくなる可能
			Д — Д — Т	性があることから、必	と要な措置であ ^り	る(法人税法)	こおいても、国	庫補助金等に
				よる固定資産取得に	かかる課税の	特例は設けら	れている。)。	
				また、本措置の適	用により、転業	を行おうとする	る者も減船に耳	取り組むことが
				できることから、円滑な減船の実施についての誘導効果があり、妥当である。				
② 他の支援 本措置は減船事業等により交付された転廃業助成金等にかかる課業 する特例措置であることから、減船事業等の効果を減殺しないための指 あり、同様の目的の他の措置はない。 分担								
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置の適用によが、減船事業等の円 等の振興及び地域の	滑な実施による	る水産業の健		

10	有識者の見解	適用要件の現出に備え、制度の継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向 性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	-

【農水27】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負	府省名	農林水産省		
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長	•	■事後

	点検項目			評価の	実施状況		課題
7	且税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されっ	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
7	且税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	*
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	*
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
7	且税特別措置等の相当性						
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	■説明る	あり	□説明なし	

【課題の説明】
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」
については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏
まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

③ 達成目標及び測定指標の設定(評価書中 7 ③ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 欄への補足説明)

①のとおり。

- ① 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)①のとおり。
- ① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

20 年度に 60 億円、21 年度に 135 億円のメーカー積み立てが行われているが、決算を公表している大手 4 社の決算営業利益と積立額の比較は表のとおりであり、通常、積立金の拠出は、営業利益の $2\sim7$ 割に相当するばかりか、営業利益が赤字の場合であっても拠出する必要があり、配合飼料メーカーにとって非常に大きな負担となっている。

仮に、特例措置がない場合は、営業利益の残額から納税をせざるをえず、配合飼料メーカーの経営を圧迫することとなり、経営が破綻した場合、基金の存続が危ぶまれる事態となるおそれが高い。なお、測定指標については、「配合飼料メーカーの経営状況に関わらず、負担金等が必要な場合に拠出が行われること」とすることについて今後検討する。

(表) 単位:億円

	20 年度			21 年度		
	営業利益①	積立金②	2/1	営業利益③	積立金④	4/3
A 社	25. 2	5. 9	23%	38.8	13. 8	36%
B社	7. 5	4. 5	60%	25. 8	10.0	39%
C社	▲3.7	3. 9	_	12. 9	9. 3	72%

【農水27】

D社	▲ 2.9	2. 3	_	6. 8	4. 6	68%
----	--------------	------	---	------	------	-----

		111	机时则旧旦节に床る	の水グチ区町画目		
1		iの対象とした 」措置等の名称	特定の基金に対する	負担金等の必要経費算入	の特例(国税)(法人税:義)	
2	租税特別	措置等の内容	飼料穀物の国際相場の高騰等による配合飼料価格の短期的かつ急激な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、(社)配合飼料供給安定機構は、国と配合飼料メーカーの拠出により異常補塡基金を造成し、民間の自主的な積立でによる通常補塡基金からの補塡では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がりに際し異常補填基金からの補塡を実施している。本特例措置は、配合飼料メーカーが、(社)配合飼料供給安定機構に対し、異常補填積立金を納付した場合に、当該積立金の額について全額を必要経費又は損金の額に算入することを可能とするものである。			
3	担当部局	5	生産局畜産部畜産振興	!課		
4	評価実施	E 時期	平成 24 年 2 月~8 月			
5		措置等の創設 改正経緯	昭和 50 年度			
6	適用期間	1	恒久措置			
7	必要性	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成22年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上に向け、生産数量目標として平成32年度に国内生乳生産量800万トン、国内肉類生産量316万トンとすることを掲げている。このような中、我が国の畜産物生産費における飼料費の占める割合は4~6割と非常に高いにもかかわらず、配合飼料の原料の大部分は海外からの輸入に依存しており、配合飼料価格は国際穀物相場、為替等の影響を大きく受ける。したがって、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、異常補塡基金を円滑に造成し、畜産経営者に対し補塡を適切に実施することにより、畜産経営の安定を図り、もって、「食料・農業・農村基本計画」における生産数量目標の達成に資することを目的として、本特例措置を講じている。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)(抜粋) 第2食料自給率の目標			
			表1 生産数量目標	平成 20 年度生産	平成 32 年度生産	
				(万トン)	(万トン)	
			生乳	795	800	
			牛肉	52	52	
			豚肉	126	126	
			鶏肉	138	138	
			(注)牛肉、豚肉、鶏肉を	そ合計した肉類計は 20 年月	度、32 年度ともに 316 万トン	

		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	面的機能の発揮、系 保存・管理等を通じ ≪中目標≫ 食料の安定供給・ ≪政策分野≫	森林の保続培養と森 、国民生活の安定「	業の発展、農山漁村 林生産力の増進、 向上と国民経済の優 び付きの強化	水産資源の適切な	
② 達成目標 及び測定 負担金等が必要な場合に拠出が行われること 負担金等が必要な場合に拠出が行われること 総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変設定を行った。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常補塡基金への積立必要額に対する積立実績額 《政策目的に対する租稅特別措置等の達成目標実現による寄配合飼料メーカーの負担を軽減することにより、継続的かつF成が可能となる。その結果、畜産経営の安定を通じて畜産物生られ、「食料・農業・農村基本計画」における平成32年度の生産						る寄与》 かつ円滑な基金造 物生産の拡大が図	
8	有効性 等	① 適用数等	したこと等から、22 め、本措置の適用 平成 21 年度の適	人 :人 :人 -は、平成 21 年度に 年度及び 23 年度は 実績はない。 賃用者数 35 法人につ)数と一致しており、			
		② 減収額	平成 21 年度 4,050 平成 22 年度 0	0 百万円(推計) 百万円 百万円			
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	生乳生産量 肉類生産量 平成 23 年度にま と、32 年度の生産す 《租税特別措置等に H23)				
			基金に対して負担会	配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための異常補填 基金に対して負担金を拠出した法人が、当該負担金を損金算入できることで 当該法人の税負担が軽減されることにより、異常補填基金への積立必要額が			

			全額積み立てられており、本措置による達成目標は実現されている。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)
			異常補塡基金に対して配合飼料メーカーが積立金を拠出する行為は畜産
			経営の安定という公益目的のための負担行為。その恩恵は拠出者以外にも
			及ぶため、拠出者に対して負担の軽減を図ることは、負担行為が引き続き継
			続されるためにも重要。
			分析対象期間における減収額は 4,050 百万円であるが、配合飼料メーカー
			が負担金を損金算入できることにより、異常補菓基金の造成が円滑に行われ
			た結果、メーカーの積立てによる基金造成額13,500百万円が畜産経営の安定
			のための補塡に使用されることとなり、減収額を上回る効果が発生している。
9	相当性	① 租税特別	負担を軽減すべき者に対して支援を行うには他の支援措置に比べて迅速に
		措置等に	機能する税制が有効。
		よるべき	
	i	妥当性等	
		② 他の支援	異常補塡基金に対しては、配合飼料価格安定対策費補助金でも支援をして
		措置や義	いるが、本補助金は基金自体への支援であるのに対して、当措置は基金に対
		務付け等	して積立てを行った者への負担軽減を目的としており、役割分担はされてい
		との役割	ర ం
		分担	
		③ 地方公共	本特例措置により直接的な恩恵を受ける配合飼料メーカーが所在する地方
		団体が協	公共団体と、異常補塡基金からの補塡を受けることにより間接的に本特例措
		力する相	置の恩恵を受ける畜産農家が所在する地方公共団体が必ずしも一致しないと
		当性	の事情はあるが、畜産は産業規模が大きく関連分野の裾野も広いことから、
			畜産経営の安定が図られなかった場合、地域経済や税収基盤に大きな影響
			を及ぼすこととなる。したがって、地方公共団体が協力することは妥当である。
10	有識者0	D見解	継続は妥当。
			(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11		界の反映の方向	引き続き継続する。
	性		
12	前回の事	事前評価又は事	_
		D実施時期	

【農水27】

別紙

1. 減税見込額の積算

各年度の積立額に法人税率 (30%) を乗じる方法で推計。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	2 1 年度	22年度	2 3 年度
対象者数	35社	ı	ı
適用件数	35社	_	_
損金算入額	13,500百万円	_	_
減税見込額	4,050百万円	-	-

注)対象者数、適用件数、損金算入額は、社団法人配合飼料供給安定機構からの聞き取りによる。

【農水28】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例			府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	こいない	□達成る	されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	 的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
④ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手	段はない	□説明は	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足 している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(農地利用集積 円滑化団体への負担金等の拠出者の増)は、他の要因の影響を大きく受けるものであ る。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでは なく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることがで きるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を 明らかにする必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足してい る。

[過去の実績]

- ① 分析対象期間内に適用実績がないなかで、「農地利用集積円滑化団体が行う農地売買 等事業・・・に関する業務の推進に寄与」と説明しているが、その根拠が明らかでな いため、税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況(評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況》欄への補足説明)

本租税特別措置の前回要望(平成21年度)は、農地法等の改正に伴い、関係する措置を一括して要望したところであり、本特例措置独自の達成目標は設定していない。

1	1	師の対象とした	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
	租税特別	川措置等の名称	(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別	川措置等の内容	法人(個人)が、農地利用集積円滑化団体(一般社団法人又は一般財
			団法人に限る。)に対して、同団体が行う農地売買等事業(貸借に限る。)、
			研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導及び農業用機械の普及に関
			する業務の基金に対する負担金又は掛金を支出した場合、支出相当額に
	į		ついて損金(必要経費)算入の特例が受けられる。
3	担当部局	- -	経営局農地政策課
	Ex tre do la		
4	評価実施	也時期	平成24年6月~8月
5		川措置等の創設	平成7年度:創設
	年度及び	心改正経緯	
6	適用期間	1	恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤と
		根拠	なる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地
			の利用集積を推進し、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・
	İ		行動計画(平成 23 年 10 月、食と農林漁業の再生推進本部決定。)で示さ
	:		れた規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。
	:	:	《政策目的の根拠》
		1	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日 閣議決定)
		-	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
	:		2 農業の持続的発展に関する施策
	:	-	(4)優良農地の確保と有効利用の促進
	•		② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
	:		土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して
			地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農
		1	地の有効利用を促進する。
	:	-	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針·行動計画 (平成 23 年 10 月 25 日 食と農林漁業の再生推進本部決定)
		•	田. 農林漁業再生のための7つの戦略
	:		M. 展林漁業再生のためのアラの戦略 【戦略1】競争力・体質強化 ~ 持続可能な力強い農業の実現 ~
	:		(2)農地集積の推進
			農地集積のための取組や集落営農の推進などの方策を、地
	•		域の特徴に応じて組み合わせることにより、平地で 20~30ha、
	:		中山間地域で 10~20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を
	:		目指す。
		②政策体系	《大目標》
における			食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
政策目的			面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切
		の位置付	な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を
		け	図る。
		9	《中目標》
	i	÷	農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)

【農水28】

		《政策分野》
		優良農地の確保と有効利用の促進
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
1	及び測定	農地集積の推進のため、農地利用集積円滑化団体が行う業務の基金造
	指標	成に係る負担金等の拠出者を増やす。
	10.0%	総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで目標
		設定を行った。
1	1	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	1	農地集積の推進のため農地利用集積円滑化団体への負担金等の拠出者
		の増。
	1	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うための基金
	1	に充てるための負担金の支出を促すことは、農地利用集積円滑化事業の
		継続的な実施のために必要であり、そのことにより農地集積の推進に寄
		与する。
8 有効性	① 適用数等	平成 21 年度実績 0 件
等		平成 22 年度実績 0件
	1	平成 23 年度実績 0 件
		経営局農地政策課調べ
		約100ある一般社団法人または一般財団法人の農地利用集積円滑化
	Î	団体のうち特定の基金を造成しているのは約1割である。本特例措置の
		適用者はないが、農地利用集積円滑化事業は平成 21 年 12 月の農地法等
		の改正により創設され、その実施主体である農地利用集積円滑化団体が
1		本格的に全国に設立されたのは平成22年夏以降であり、設立されて間も
1		ないため、本事業創設から約2年間で基金造成を行った農地利用集積円
		滑化団体の実績はない。
		しかしながら、今後、農地の受け手への支援である規模拡大加算や出
		し手への支援である農地集積協力金の取組において、農地利用集積円滑
į.		化団体が担う役割は大きくなることが見込まれる。同団体の活動が活発
		化することに伴い、基金造成の必要性も高まり、本特例措置の適用が見
:		込まれるものと思料。
	②減収額	平成 21 年度実績 0 百万円
	(2) /成4X 台京	
	1	平成 22 年度実績 0 百万円
		平成 23 年度実績 0 百万円
		経営局農地政策課調べ ポカケス おおり のの ケボン
	③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21~23 年度)
	目標の実	基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120
	現状況	万 ha (全経営耕地面積の約3割) にとどまっており、政策目的は実現し
i	į	していない。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平
		成 21~23 年度)
		過去3年間における本措置の適用者数は無いため、政策目標は実現し
		ていない。
		平成 21 年度実績 0 件
		平成 22 年度実績 0 件
		平成 23 年度実績 0 件
:		経営局農地政策課調べ

		######################################
1		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21~23 年 _佐 、
		度) 基本方針·行動計画において、持続可能な力強い農業を実現するために
		基本力計・11 動計画において、特続可能な力強い展果を実現するために は、地域における徹底した話合いを通じた農地集積を加速化し、農業の
		競争力・体質強化を図る必要性が明記されており、各地域における農地
		の利用集積の取組を促進することが極めて重要。
	i i	本措置は、法人等が負担金の拠出を行うことに対するインセンティブを付与
	1	するものであり、これにより、農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事
i		業(貸借に限る。)、研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導及び農業
		用機械の普及に関する業務の推進に寄与するものである。
		このため、本措置がない場合、負担金等の拠出者の増も見込まれず、達成
		目標の実現に影響すると考えられる。
i		税収減を是認する有効性については、例えば、法人から 100 万円が農地
		利用集積円滑化団体に負担金として支出された場合、当該法人は 100 万
	1	円の損金算入が認められ、その分について税収減となるが(23年度の法
		人税率は 18~30%であり、税収減は 18~30 万円)、国が直接その同額の
1		資金を農地利用集積円滑化団体に助成する場合、国は 100 万円の支出を
		伴うこととなるため、当該税制措置は国庫支出の抑制にも寄与するもの
		と考えられる。
9 相当性	① 租税特別	農地の利用集積の促進は農業を持続可能な力強いものとしていくため
	措置等に	にも各地域で取り組まれるべき課題である。各地域において農地の貸付
1	よるべき	けの仲介役を担う農地利用集積円滑化団体はこうした公的課題に対応す
	妥当性等	┃ ┃る上でも重要な役割を担っており、当該団体の基金に資金拠出を行う個 ┃ ┃
	1 3	人、法人に対して当該資金拠出を損金扱いとして公的事業向けへの拠出
	3	にインセンティブを与えることは、国庫支出の抑制にも寄与するため、
1	5; 5; 8;	妥当である。
į	②他の支援	他の支援措置はない。
	措置や義	にいス版旧画はない。
	務付け等	
	との役割	
	分担	
	③ 地方公共	
	団体が協	
	力する相	
	当性	All At 1 To 14
10 有識者	の見解	継続は妥当。
11 評価結	果の反映の方向	(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員) 引き続き継続する。
性性	本の区域の7月	J) C 物ルC 物生物ルク *O o
12 前回の	事前評価又は事	
後評価	の実施時期	

【農水29】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例			府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況					課題
租税特別措置等の合理性						•
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されて	いない	□達成る	されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		■定性的	 勺記述	□説明なし	*
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(椎	見拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性						
¹³ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
④ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手	段はない	□説明は	あり	□説明なし	

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された 補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定(評価書中 7 ③ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明)

達成目標に係る測定指標については、新規又は追加の基金の造成としたところであり、景気動向 等の外部要因の影響度等を明らかにすることは困難である。また、当該期間に基金の積み上げがな いことから、本租税特別措置等の寄与度が計れず、評価書中の記載としている。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

調査対象期間内に、基金の積み上げがなかったことから、税収減を是認するような効果の有無は 計れないものの、基金が積みあがっているため、活動は出来るという趣旨を記載している。

1	1 政策評価の対象とした		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
	租税特別	措置等の名称	(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別	措置等の内容	1 対象者
			負担金を拠出する法人(農業団体等)
			2 特例の内容
			上記法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用又は運用
			される青年等就農促進法に基づき都道府県青年農業者等育成センター
			が行う基金に係る負担金のうち、農業の技術又は経営方法の習得のた
			めの情報提供、相談活動等の業務に係る基金に充てるための負担金を
			支出した場合には、損金算入(全額)の特例の適用がある。
	担当部局		経営局就農·女性課
	評価実施		平成24年2月~8月
5		措置等の創設	平成6年度(創設年度)
	年度及び改正経緯		平成16年度(青年等就農促進法改正)
			青年等就農促進法改正により、育成センターの業務として無料職業紹介事
			業を追加。
6	適用期間	1	恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠		農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、
			青年農業者その他農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大している
			ことにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより
			、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄
			与することを目的とする。
			青年新規就農者数(39歳以下)年間1万5千人程度(平成27年度)
			《政策目的の根拠》
			青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成 7年2月15日法律第2号)
			第16条 センターが行う第6条第2号から第6号までに掲げる業務に
			係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法
			(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及
	② 政策体系		び損金算入の特例の適用があるものとする。
			「大目標」
②・政策体系における			【入日保
		政策目的	多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適
		の位置付	切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を
		l)	図る。 -
	1		[中目標]
			農業の持続的な発展 [政策分野]
			意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
_			

【農水29】

	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及び測定	負担金拠出
	指標	育成センターの運営費等が必要な場合に、農業団体等法人が継続して負担
	1817	金の拠出を行うこと
		※分析対象期間中の実績がないため寄与度は測れない
		総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目標
		設定を行った。
		《和税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	1	租税特別措置等による新規又は追加の基金の造成
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		新規就農総合支援事業により、新規就農者の大幅な増加が見込まれ、
		育成センターの業務は一層重要となることから、育成センターにおける特定
		の基金造成に対し、税制特例措置の適用を受けることで、農業団体等の負
		担が軽減され、新規就農者の育成確保対策を継続的に実施することにより
1		青年農業者等の就農促進に寄与する。
8 有効性	① 適用数等	過去3年間の実績 該当無し
等		(当該基金が積み上がっており、基金に対する負担金の必要がなかった
4		ため該当無し。)
	② 減収額	該当無し
		5-10
	③効果·達	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~23年度)
	成	青年等の就農促進を図ることにより農業の健全な発展と農村の活性
1	目標の実 現状況	化に寄与するため継続的に実施中。 - 表を知が農者数(20巻以下)を関1下5千人和佐(平成27年度)
	現仏流	青年新規就農者数(39歳以下)年間1万5千人程度(平成27年度) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
		育成センターにおいて基金が積み上がっていることから、農業団体等の負
		担の継続は行われていない。
		《税収減を是認するような効果の有無》
		(分析対象期間:平成21~23年度) 負担金については、過去の拠出により、当該基金が積み上がってい
:		るため、分析対象期間における基金の積み増しはなく、従って減収も
		発生していないが、引き続き政策目的の達成のため活動は継続してお
		り、減収額(O)を上回る効果がある。
相当性	① 租税特別	本措置は、公益の実現のために負担金を支出した法人等に対する負担
: :	措置等に	の軽減措置であり、補助金等の場合と比較して、迅速に機能するため手段
	よるべき	として妥当。
	妥当性等	
	② 他の支援	・育成センターは、幅広い人材の育成・確保、情報提供・相談体制、体験・
	措置や義	研修及び定着等段階に応じたきめ細かい支援対策を講じている。
	務付け等	・農業団体等が、育成センター業務に係る基金に充てるための負担金を拠
	との役割	出した場合に対して、損金算入の特例以外の支援措置は無い。
	分担	

411	F 0 F	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	_
10	有識者の見解	継続は妥当。
	134% [] 47 30/31	(平成24年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向 性	力強い農業の実現に向けて新規就農の増大を図る必要がある中、新規就農総合支援事業の実施に取り組む育成センターの業務は一層重要となることから、育成センターにおける特定の基金造成に対し、税制特例措置の適用を受けることで、農業団体等からの負担金拠出が容易となり、新規就農者の育成確保対策を積極的に実施することにより、青年農業者等の就農促進に寄与することから、現行制度を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

【農水30】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例				農林水産省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性				,	
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか		□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	*	
租税特別措置等の有効性				•	
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的記述	□説明なし		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化	比(根拠なし) □定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり		□説明なし		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり		□把握なし	⊗	
・ 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり		□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし		
④ 他の政策手段との役 割分担	■他の政策手段はない	ハ □説明あり	□説明なし		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。 「過去の実績】

- ① 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「負担金の拠出に対す る本措置の寄与率 70% (民間金融機関に対するアンケート調査)」と説明してい るが、本租税特別措置等の寄与分について十分な分析がなされていないため、本 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

① 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

アンケート調査の結果、「本特例措置が負担金拠出の判断に重大な影響がある」及び「本特例措置が負担金拠出の判断に影響がある」と回答した融資機関の割合が全体の70%であった。

1 政策評価の対象とした	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
租税特別措置等の名称	(国税)(法人税:義、所得税:外)
2 租税特別措置等の内容	民間融資機関が信用力の脆弱な農業者等に対して農業経営に必要な資金
	を融通するに当たり、その信用力を補完し円滑な融資を行うことを目的として、
	農業信用基金協会の債務保証を付する場合であって、同協会に設置されてい
	る保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した場合には、
	当該負担金の額を損金の額に参入する特例が受けられる。
3 担当部局	経営局金融調整課
4 評価実施時期	平成 24 年 2 月~8 月
5 租税特別措置等の創設	昭和 50 年(創設)
年度及び改正経緯	
6 適用期間	恒久措置
7 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等 及びその	信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業経営に必要な資金の円
根拠	滑な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的
	とする。
	《政策目的の根拠》
	農業信用保証保険法(昭和 36 年法律第 204 号)第1条 この法律は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑
	この法律は、展果近れに負金での他展果経営に必要な負金の配通を円滑してするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付し
	けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の
	制度及び・・・(略)・・・を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営
	の改善に資することを目的とする。
② 政策体系	[大目標]
における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
の位置付	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
(†	[中目標]
Ē	農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤) 「政策分野]
	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
及び測定	農業信用基金協会の債務保証を利用し、信用力の脆弱な農業者等に対し
指標	て農業経営に必要な資金を融通する民間融資機関が、基金への負担金の拠
	出を行うこと。
	負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超 (分析対象期間毎)
	(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定
	量化した目標設定を行った。)
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超
, i	

【農水30】

		て、公的保証機関であ することにより、「資金 本措置は、民間融資	業者等が融資を受 ある農業信用基金 の融通の円滑化」 資機関の負担を軽	をける際、借入金 協会の保証により が図られている。 減しようとするも	利の負担軽減と併せり、その信用力を補完。 のであり、このことに	
		より、農業信用基金協 与するものである。	5会の保証による信	≣用刀の補完を剝	胚続して 行っことに寄	
有効性	① 適用数等				(単位:件)	
等		年 度	H21	H22	H23	
		適用法人数	101	110	91	
	1	(算定根拠:各	農業信用基金協会	会に対する調査の	の集計値)	
		Annual Description of the Party	The second secon	and the control of th	資機関数のうち約1割	
		の融資機関が本特	例を活用している	こととなる。負担	!金の拠出は各融資機	
		関ごとに、それぞれ	の保証残高等に	応じて拠出される	ものであり、新規に保	
					結している融資機関に	
					負担金を拠出するもの	
i		であることから、適力	用法人数が約1割	であっても僅少で	でもなく、偏りもない。	
	②減収額				(単位:百万円)	
		年 度	H21	H22	H23	
		減収額	103	79	57	
į		(算定根拠:各	農業信用基金協会	会に対する調査の	の集計値)	
\$	③ 効果・達成	《政策目的の実現状》	兄》(分析対象期間	:平成 21 年度~	平成 23 年度)	
	目標の実	保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した法人が、当				
1	現状況	該負担金を損金算入				
1					を裏付けとした保証が	
			より、「資金融通の	円滑化」が図られ	れ、政策目的は実現さ	
		れている状況。				
1					る都度、同基金に対し	
			ることから、引き続	き政策目的の実	現を図るためにも本措	
		置は必要である。			Visit & Hoop - P	
			CONTRACTOR CONTRACTOR	の実現状況》(名	分析対象期間:平成 21	
:		年度~平成 23 年度)		1-41 -5HA	++uu + >+ 1 +8	
	:	株証債務の井済に 該負担金を損金算入			を支出した法人が、当	
		該負担並を損並算人 本措置による達成目			担か軽減されてあり、	
					都度、同基金に対して	
		負担金が支出されるこ				
		置は必要である。	ことから、から物に	住成日保の天坑	で図るだめにも本語	
1			H.に対する木井置	の客与率け 70%	であった。(民間金融	
į	i i	機関に対するアンケー		3 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	7 (8) シバこの (201日) 並出立	
		《税収減を是認するよ		(分析対象期間:	平成 21 年度~平成	
		23 年度)	- 2. WALLES IN VIII.	101 252 /91141 .		
		1 124	資機関が負担金の	拠出を行うことに	こ対するインセンティブ	
	3	を付与するものであり				
		られ、債務保証等によ	り農業者等の信用	用力が補完され、	もって必要な資金調	
		達の円滑化に寄与す				
1			The state of the s	度の負担による	負担金の拠出が出来	
	1	ない法人の出現が考	えられ、その結果、	政策目的の実現	見に大きく影響すると	

			考えられる。 さらに本措置による税の減収額と、国が負担金を直接支出する場合の支出 額とを比較した場合には、国の支出額が税収減を上回るため、本措置による 税収減は是認することができるものと考えている。
9	相当性 ①	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本措置は、信用力の脆弱な農業者等への資金を円滑に融通するための 裏付けとしての基金の造成に対する負担金支出が円滑に行われるよう、 民間融資機関の税負担を軽減することにより継続的に行うものであり、 補助金や規制等などの他の支援措置によることは困難。 なお、民間融資機関に対し、貸付けに対する債務保証に係るコスト等 への支援はできない。
	2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置や義務付け等はない。
œ	3	地方公共 団体が協 力する相 当性	地方公共団体に協力を求めるものではない。
10	有識者の見	L 解	継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	11 評価結果の反映の方向 性		引き続き継続する。
12	12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		

【農水31】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例			府省名	農林水産省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

	点検項目	評価の実施状況					課題
5	租税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成される	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
3	租税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	 的記述	□説明なし	0
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
5	租税特別措置等の相当性						
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足して いる。

- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(要基金造成額 の対象農協等からの計画的拠出実績)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。 このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、 その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測 定指標を設定する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

分析対象期間の平成 21 年~23 年度には拠出がないが、平成 20 年度に積立てた基金が平成 21~23 年度においても効果を発揮していることから、分析対象期間を平成 20 年度~平成 23 年度とする (評価書は、実質平成 20 年度~23 年度について記載)。

また、平成20年度において、農協では当該措置により当期剰余金の1.8%の負担軽減効果がある (農協における当期剰余金147,966百万円、拠出額12,265百万円、税の減収額2,698百万円)。

1	政策評価	の対象とした	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
	租税特別	措置等の名称	(国税)(法人税:義)
2	租税特別	川措置等の内容	ジェイエイバンク支援協会が設置する支援基金に充てるための負担金を信
3			用事業を行う農業協同組合、信用農業協同組合連合会等(以下農協等とい
3			 う)が拠出した場合、当該負担金について全額損金算入することができる(負
			担金の徴収額×22%の減税効果)。
3	担当部局	1	経営局金融調整課
		-	作
4	評価実施	E時期	平成 24 年2月~8月
5	租税特別	川措置等の創設	平成 13 年度創設
		心 改正経緯	
6	適用期間	J	平成 21 年3月 31 日(必要に応じ告示期限を更新)
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	農漁協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援
		根拠	し、もって地域農漁業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。
			《政策目的の根拠》
		i	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び
		į.	強化に関する法律(平成8年法律第 118 号。以下「再編強化法」)
		-	(目的)
		Ē	第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信
			用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため
			に必要な措置を講ずることにより、農業者及び水産業者の協同組織を基盤と
	:		する系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって
			国民経済の発展に資することを目的とする。
		②政策体系	[大目標] - 金松の中中世外の球児 - 開始ときまる発展 - 開ル海社の長曜 - 開業の名
		における	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
		政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な 保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		の位置付け	休仔・官理寺を通し、国民生治の女定向工と国民経済の健主な先展を図る。 「中目標]
			農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)
			「政策分野」
		:	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
	1	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要
1		指標	な支援を行うための支援基金の造成が必要な場合に、農協等の負担の軽減
1			により、円滑に負担金の拠出を行うこと。
			(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量
			化した目標設定を行った)
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	:		要基金造成額の対象農協等からの計画的拠出実績(%)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
	1	i	本措置は、農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織

【農水31】

).	1	(+ A - N = 1 + 15 + (- N - 1 + 15 + A - 2 + 15 A - 2 +
			統合に必要な支援を行うための支援基金の負担金を拠出する農協等の負担を軽減するものであり、負担を軽減することにより支援基金が円滑に造成され十分なセーフティネット体制が図られることとなる。この結果、引き続き農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、農協系統信用事業全体の健全性の維持・強化に寄与するものである。
8	有効性	① 適用数等	平成 21~23 年度は、基金が一定程度積み上がっていることから負担金の
٥	等	U 12/11 3X 47	徴収を見合わせたため適用なし。
	च	1	なお、平成20年度の本措置の適用については、支援基金への負担が必要
			となる全ての農協等(820件(負担金の徴収先数))が該当しており、想定外に
			僅少でもなく、また特定の者に偏っているともいえない。
		②減収額	平成 21~23 年度は基金が一定程度積み上がっていることから負担金の徴
			収を見合わせたため適用なし。
			なお、平成 20 年度は 3,551 百万円(負担金の徴収額×22%)。
		③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度~平成 23 年度)
		目標の実	支援基金への負担金を拠出する農協等の負担が軽減されることにより円滑
		現状況	な基金造成が促進され、農協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改
		. 50 51,50	善や組織統合に必要な支援体制の整備が図られているところ。
		•	期間中農協等の破綻は発生しておらず政策目標は実現されているところで
			あり、引き続き農協等の健全性を確保し、金融機能の維持を図るべく、適時適
			切に本措置により対応する必要。
			例に不相直により対応する必要。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21
			年度~平成 23 年度)
			本措置により、負担金を拠出する農協等の負担軽減により支援基金の円
		-	滑な造成が促進され、破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な
		2	支援を行う体制の整備が図られている。平成21年度~23年度は、負担金徴
		•	収を見合わせたため適用はないものの、セーフティネット制度の性格上、支援
			基金の造成が必要な場合に、迅速かつ機動的に負担金を徴収する必要があ
			ప ం
			(平成 20 年においては、全対象農協等から負担金を徴収したところ。)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成
			23 年度)
			農協等が支援基金に負担金を拠出し、農協系統金融機関の破綻を未然に
		3	防止し、経営改善又は組織統合に必要な支援体制を整備することにより、農
			協等の健全性や金融機能の維持を図り、その結果として農業者等地域の組
			合員へ恩恵を与えるもの。
			したがって、本措置により農協等に対し負担軽減を図り、円滑な当該支援基
			金の造成を図ることは極めて重要である。
		2	
		-	仮に本措置がない場合、これまでと同程度の支援基金を公的資金で代替することが表示されるが、農物等からの負担会による大統領地域をも同る支出
		j j	ることが考えられるが、農協等からの負担金による方が税収減を上回る支出
			削減効果があると考えられるため、本措置による税収減は是認することができ
			ると考えている。
			(平成20年度の場合、農協等からの負担金16,140百万円、税の減収額3,551
			百万円。)
9	相当性	① 租税特別	本措置は、支援基金への負担金を拠出する農協等に対する負担の軽減によ
		措置等に	り、支援に必要となる基金の円滑な造成が促進されるものであり、補助金等公
		よるべき	的資金の場合と比較して、迅速かつ機動的に機能が発揮され、かつ国庫負担
		妥当性等	が避けられる手段として適当。
0			

100	-		4
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関等として重要な役割を果たしている農協等が破綻した場合、 当該地域の信用秩序の維持及び地域経済に重大な支障が生じるおそれがあ るため、地方公共団体が協力することは妥当。
10	10 有識者の見解		継続は妥当。 (H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	1 評価結果の反映の方向 性		引き続き継続する。
12	12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		=

【農水32】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する(金協会)	負担金等の損金算入の特例	(漁業信用基	府省名	農林水産省
税目	法人税				
区 分	□新設	□拡充	□延長		■事後

点検項目	評価の実施状況					
 租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	いない	□達成る	されている	■説明なし	*
 租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	 勺記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	見拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	0
税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	■他の政策手	:段はない	□説明む	5 b	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。 「過去の実績】

- ① 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の 点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような 効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況(負担金の拠出に対する本措置の 寄与率 50%超) について、「負担金の拠出に対する本措置の寄与率 71% (民間金 融機関に対するアンケート調査)」と説明しているが、寄与率 70%の算定に用い た数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が示されておらず、これを明ら かにした上で、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について適切に説 明する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中83 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価法施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量 化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨 を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

		111	依付別指直寺に保る以東の事後計画音
1	政策評価の対象とした		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義)
	租税特別	措置等の名称	(漁業信用基金協会)
2	租税特別	措置等の内容	民間融資機関等が信用力の脆弱な漁業者等に対して漁業経営に必要な資
			金を融通するに当たり、その信用力を補完し円滑な融資を行うことを目的とし
			て、漁業信用基金協会の債務保証を付する場合であって、同協会に設置され
			ている保証債務の弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した場合、
			当該負担金の額を全額損金算入することができる。
3	担当部局		水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施	時期	平成 24 年 2 月~8 月
5	租税特別 年度及び	措置等の創設	昭和 50 年創設
6	適用期間		恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	信用力の脆弱な漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円
		根拠	滑な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的
			とする。 《政策目的の根拠》
			《政策日的の依拠》 中小漁業融資保証法(昭和 27 年法律第 346 号)
			第1条 この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑
			にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその
			債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び
			独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を
	-	○ 北笠仕る	確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とする。
		② 政策体系における	◇ 入口 保 // 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
		政策目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
		の位置付	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		け	≪中目標≫
			水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ≪政策分野≫
			漁業経営の安定
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	漁業信用基金協会の債務保証を利用し、信用力の脆弱な漁業者等に対し
		指標	て漁業経営に必要な資金を融通する民間融資機関等が、基金への負担金の 拠出を行うこと。
			負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超 (分析対象期間毎)
			(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定
			量化した目標設定を行った。)
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			負担金の拠出に対する本措置の寄与率 50%超
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			信用力の脆弱な漁業者等が融資を受ける際、借入金利の負担軽減と併

【農水32】

			補完すること 本措置は、 により、漁業信	こより、「資金 民間融資機関 言用基金協会	の融通の円滑(個 関等の負担を軽	と」が図られている 減しようとするもの	。 のであり、このこと	
有効性	1	適用数等					_	
等				21 年度	22 年度	23 年度		
			適用件数	9	5	3		
			(算定根拠:各)			周査の集計値(一	·般社団	
						h 次 +## 目目		
			る際に拠出され	しるものであり	、適用要件を満	またす代位弁済が	「行われる際に発	
			りもない。					
	2	減収額		Г			,	
				21 年度	22 年度	23 年度		
			減収額 (百万円)	13	6	0.2		
			(算定根拠:各流	魚業信用基金	協会に対する記	周査の集計値(一	·般社団	
			法人漁業信用基金中央会調査))					
	3	効果・達成 目標の実 現状況	保関関のでは、	弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した民間融資 該負担金の額を全額損金算入できることにより、当該民間融資 担が軽減されている。 り、円滑な基金造成が促進され、同基金を裏付けとした保証が らことにより、「資金融通の円滑化」が図られ、政策目的は実現さ 言用基金協会が民間融資機関等に対し代位弁済を実行する際 して負担金が支出されることから、引き続き政策目的の実現を 本措置は必要である。 建等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21 年度) 弁済に充てるための基金に対して負担金を支出した民間融資 被負担金の額を全額損金算入できることにより、当該民間融資 担が軽減されている。 り、民間金融機関等が負担金の拠出を行うことに対するインセ され、負担金が敗出されている。 同用基金協会が民間融資機関に対し代位弁済を実行する際に て負担金が支出されることから、引き続き達成目標の実現を図 との拠出に対する本措置の寄与率は71%であった。(民間金融				
		*	等 ② 減収額 ③ 効果・達成 目標の実	イカ性 1	構完することにより、「資金機能により、「資金機能により、漁業である。名のである。」 有効性	補完することにより、「資金の融通の円滑作本措置は、民間融資機関等の負担を軽により、漁業信用基金協会の保証による信 寄与するものである。 有効性	### 1	

					調達の円滑化に寄与するものである。
					このため、本措置が無かった場合、過度の負担による負担金の拠出が出来
					ない法人の出現が考えられ、その結果、政策目的の実現に大きく影響すると
					考えられる。
					さらに本措置による税の減収額と、国が負担金を直接支出する場合の支出
					額とを比較した場合には、国の支出額が税収減を上回るため、本措置による
					税収減は是認することができるものと考えている。
	9	相当性	1	租税特別	本措置は、信用力の脆弱な漁業者等への資金を円滑に融通するための
				措置等に	裏付けとしての基金の造成に対する負担金支出が円滑に行われるよう、
			よるべき		民間融資機関等の税負担を軽減することにより継続的に行うものであ
			妥当性等		り、補助金や規制等などの他の支援措置によることは困難。
					なお、民間融資機関等に対し、貸付けに対する債務保証に係るコスト
					等への支援はできない。
			2	他の支援	他の支援措置はない。
		措置や義		措置や義	
				務付け等	
				との役割	
		分担		分担	
			3	地方公共	地方の民間融資機関等が破綻した場合、当該地域の信用秩序の維持及び地
				団体が協	域経済に重大な支障が生じるおそれがあるため。
				力する相	
				当性	
	10 有識者の見解		解	継続は妥当。	
					(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
	11 評価結果の反映の方向 性		反映の方向	引き続き制度を継続する。	
t	12	前回の事	前	評価又は事	_
		後評価の実施時期			
		及可皿の天旭時期			

【農水33】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の基金に対する負 マリンバンク支援協会	府省名	農林水産省		
税目	法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

	点検項目	評価の実施状況					
5	租税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
3	租税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	 的記述	□説明なし	0
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
7	租税特別措置等の相当性						
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足して いる。

- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(要基金造成額 の対象漁協等からの計画的拠出実績)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。 このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、 その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができる測 定指標を設定する必要がある。
- 注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認 められない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説 明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

政策評価施行令の改正以降、当措置については今回が初の評価ということで、達成目標の定量化を行い、評価書に記入しているため、「総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った」等の記述で表している。

① 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足 説明)

分析対象期間の平成 21 年~23 年度に租税特別措置の適用は受けていないが、平成 20 年度に積み立てた基金が平成 21 年~23 年度においても効果を発揮していることから、分析対象期間を平成 21 年~23 年度とする (評価書は、実質平成 20 年~23 年度について記載)。

また、平成20年度において、信漁連等では当該措置により当期剰余金の2.3%の負担軽減効果がある(信漁連等における当期剰余金7,633百万円、拠出額814百万円、税の減収効果179百万円)。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1			特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義)
	租税特別措置等	の名称	(ジェイエフマリンバンク支援協会)
2	租税特別措置等	の内容	漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会等がジェイエフマリンバンク支
			援協会に設置された支援基金に充てるための負担金を支出した場合、当該
			負担金の額を全額損金算入することができる(負担金の徴収額×22%の減
			税効果)。
3	担当部局		水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施時期		平成 24 年 2 月~8 月
5	租税特別措置等 年度及び改正経		平成 15 年創設
6	適用期間		平成 15 年2月 28 日~平成 21 年 3 月 31 日(必要に応じ告示により期限を更
			新)
7	必要性 ① 政策		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		ゾその	農漁協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援し、
	根拠	WL.	もって地域農漁業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》
			化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」)
			(目的)
			第一条 この法律は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信
			用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため
			に必要な措置を講ずることにより、農業者及び水産業者の協同組織を基盤と
			する系統団体による金融業務の効率化及び健全な運営の確保を図り、もって
			国民経済の発展に資することを目的とする。
	②: 政策	and the second second	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多
		まける 乗目的	面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な
		立置付	保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
	l t	712	≪中目標≫
			水産物の安定供給と水産業の健全な発展
			《政策分野》 漁業経営の安定
	③ 達瓦	世日 煙	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		が測定 かんしゅう	漁協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善又は組織統合に必要な
	指標	票	支援を行うための支援基金の造成が必要な場合に、漁協等の負担の軽減に
			より、円滑に負担金の拠出を行うこと。
			総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで目
			標設定を行った。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			要基金造成額の対象漁協等からの計画的拠出実績(%)
			セーフティネット制度である当該支援基金を十分な体制とすることは、個々
			の漁協等の破綻を未然に防止し、漁協系統信用事業全体の健全性の維持・
			強化が図られ、「漁業経営の安定」に資するものであり、本措置は漁協系統信
ë			用事業の安定に寄与している。

8 有効性	① 適用数等	平成 21~23 年度は、租税特別措置法に基づく損金算入の特例の適用
等		外。
		なお、平成 20 年度の負担金の適用件数は193件
	② 減収額	平成 21~23 年度は、租税特別措置法に基づく損金算入の特例の適用
		外。
		なお、平成 20 年度は178百万円(負担金の徴収額×22%)
	③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》
	目標の実	漁協系統金融機関の破綻を未然に防止し、経営改善や組織統合に必要時
	現状況	に十分な支援を可能とする基金の造成が達成されており、セーフティネット体
		制の整備が図られているところ。 なお、適用期間中漁協等の破綻は未然に防止されており、引き続き漁協等
		の健全性を確保し、金融機構の維持を本措置により図ることとしている。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
		平成 20 年度までの適用期間中に、本措置により漁協系統金融機関の破綻
		未然防止措置に必要な基金が造成され、地域における金融機能の維持に寄
		与した。
		《税収減を是認するような効果の有無》
		ジェイエフマリンバンク支援協会に対して漁協等が負担金を支出しセーフテ
		ィネットを構築する行為は、漁協等の金融機能の健全性を確保するために重要であるだけでなく、その恩恵は漁業者のみならず、地域の他の金融機関等
		の出資者にも及ぶため、漁協等に対して負担の軽減を図ることは、重要であ
1		S.
		仮に本措置がない場合、これまでと同程度の支援基金を公的資金で代替す
		ることが考えられるが、負担金による方が税収減を上回る支出削減効果があ
		ると考えられるため、本措置による税収減は是認することができる
9 相当性	① 租税特別	本措置は、公益の実現のために拠出した法人等に対する負担の軽減措置
	措置等によるべき	により、基金の円滑な整備が促進されるものであり、公的資金を導入する場合
	妥当性等	と比較して、迅速かつ機動的に措置を機能させるための手段として適当。
	②他の支援	他の支援措置はない。
	措置や義	
	務付け等	
	との役割	
	分担	
	③ 地方公共	地域金融機関等として重要な役割を果たしている漁協等が破綻した場合、
	団体が協	当該地域の信用秩序の維持及び地域経済に重大な支障が生じるおそれがあ
	力する相当性	るため、地方公共団体が協力することは妥当。
10 有識者の		継続は妥当。
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(H24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11 評価結果の反映の方向		本措置は、必要に応じ財務大臣の指定を受けることによって適用されるもので
性		あり、制度を継続する。
12 前回の事	前評価又は事	
	実施時期	
1 3 3 3 3	THE WAY TO SHARE	

【農水34】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	制度名 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例			府省名	農林水産省
税 目 法人税					
区 分	□新設	□拡充	□延長	•	■事後

点検項目		評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない		
② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成されていた	ない □達成る	されている	■説明なし	*	
租税特別措置等の有効性					•	
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化	■定性的	 的記述	□説明なし		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □気	定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり			□説明なし	*	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり			□把握なし	*	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり			□説明なし	*	
租税特別措置等の相当性						
① 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり			□説明なし		
④ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段に	はない □説明ま	あり	□説明なし		

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」
については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

前回の要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、記載していない。

また、本措置の前提である農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)(又は集落地域整備法(昭和62年法律第63号。以下「集落法」という。)に基づく交換分合は、市町村農振整備計画等において定めた又は変更しようとする農用地区域等における土地利用の方向と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが特に必要があると認めるケースに備えて用意された制度であり、定量的な達成目標の設定は困難と考えている。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)
- 本措置の前提である農振法(又は集落法)に基づく交換分合は、市町村農振整備計画等において 定めた又は変更しようとする農用地区域等における土地利用の方向と土地所有者の意向に違いが ある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが特に必要があると認めるケースに備えて用意 された制度であり、適用数を想定することはできない。
- ③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中83≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

実現状況は適用実績を元に記載することと理解しているが、実績がない場合はその寄与を算定することはできないと考えている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

分析対象期間内において適用実績が無いことから効果を数値化し検証することができないものの、交換分合により、優良農地が確保され、秩序ある土地利用が形成されるとともに、点在する農地の集団化等により担い手農業者等の規模拡大及び農地の集積が図られることで、営農に要する費用(労働費や機械経費)等が永続的に節減できる効果があるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価	iの対象とした	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:
	Company of the contract of the	措置等の名称	義)
2		措置等の内容	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第13条の2第2
	祖が特別日世年の四日		項又は集落地域整備法(以下「集落法」という。)第11条第1項に基づいて、市
			町村が農用地区域内の農地を確保するため特定の交換分合を行う場合に、
			土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範
	ļ		囲内で圧縮記帳できることとする措置。
3	担当部局	.	農村振興局 農村政策部 農村計画課
4	評価実施	時期	平成 24 年2月~8月
5	租税特別	措置等の創設	昭和 60 年度:農振法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設
	年度及び	改正経緯	昭和 63 年度:集落法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設
6	適用期間	1	恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等によ
		根拠	り優良農地の確保を図る。
			なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積
			(平成 32 年時点で 415 万ヘクタール)」としている。
		:	《政策目的の根拠》
		į	〇食料·農業·農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)
			第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
		•	2. 農業の持続的発展に関する施策
	:		(4)優良農地の確保と有効利用の促進
		3	①計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化
		9	新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興
		3	地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保
		1	を実効あるものとする。
	:		〇農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)
			法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合
		9	的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域
		5	の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、
		3	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」こと
	51 52 53		を掲げている。
			AND REPORT REPORT AND ADDRESS OF THE PARTY O
			〇集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63 号)
			法の目的として、第1条に、「土地利用の状況等からみて良好な営農条件
			及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域につい

		て、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もってその地域の振興と秩序ある整備に寄与する」ことを掲げている。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多 面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な 保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2. 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定の交換分合は、市町村農振整備計画等(農用地区域等)に定める土地利用の方向と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が主導して交換分合を行うことが「特に必要があると認める(農振法等)」ケースに備えて用意された制度であり、あらかじめ目標数値等を設定することは困難。本措置は、この特定の交換分合を前提とするものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。 (なお、本措置の適用実績は、昭和62年7ha、平成5年11ha) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定の交換分合が必要な場合には、本措置によりその円滑な実施が可能となり、平成32年の農用地区域農地面積415万ha確保に寄与。
8 有効性等	① 適用数等	適用件数(実績) (分析対象期間: 平成 21 年度 ~23 年度) (単位:法人、ha) 区分 21 年度 22 年度 23 年度 適用件数・面積 0 0 0 (農村振興局 農村計画課調べ) 本措置の前提となる特定の交換分合は、分析対象期間中に実施されなかったところ。 なお、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としており、特定の者への偏りはない。 減収額(実績) (分析対象期間: 平成 21 年度 ~23 年度) (単位: 百万円)
		減収額 0 0 0 0 0 (農村振興局 農村計画課調べ)

		③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度~23 年度)				
		目標の実	〇農用地区域内農地面積の確保面積〔実績〕				
		現状況	(単位:万 ha)				
			区分 21 年度 22 年度 23 年度				
			面積 407 ※ ※				
:			(農村振興局 農村計画課調べ)				
		\$	※農用地区域内農地面積について、平成22年度及び23年度は、東日本				
:			大震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握				
			することが困難な状況である。				
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》				
			(分析対象期間:平成 21 年度~23 年度)				
			特定の交換分合が実施された場合には、土地の交換を行う法人について				
			一時に譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権の移転等が円				
			滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。				
			《税収減を是認するような効果の有無》				
			(分析対象期間∶平成 21 年度~23 年度)				
			当措置は、市町村の発意による交換分合を行うことで、秩序ある土地利用				
			の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税				
			収減を是認する効果がある。				
9	相当性	① 租税特別	農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やか				
		措置等に	に、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されるこ				
		よるべき	となく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をと				
		妥当性等	ることが適切である。				
		②他の支援	他の支援措置や義務付け等はない。				
		措置や義					
1		務付け等					
		との役割 分担					
		③ 地方公共	_				
		団体が協	,-				
		力する相					
		当性					
10	有識者の	1	土地利用の方向性に公益的機能も考えられ、継続は妥当。				
	行戦省の元件		(平成 24 年8月農林水産省政策評価第三者委員)				
11	11 評価結果の反映の方向		引き続き継続。				
	性						
12			_				
	後評価の	D実施時期					

【農水35】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	制度名 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例			府省名	農林水産省
税目	税 目 法人税				
区分	□新設	□拡充	□延長		■事後

	点検項目			評価の	実施状況		課題
Ŧ	且税特別措置等の合理性						
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	ていない	□達成る	されている	■説明なし	*
ŧ	且税特別措置等の有効性						
	③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		■定性的	 的記述	□説明なし	
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(村	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(と(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	□把握あり				■把握なし	*
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	*
租税特別措置等の相当性							
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	他の政策手段との役割分担	■他の政策	手段はない	□説明は	あり	□説明なし	

【課題の説明】 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」 については、点検過程で新たに示された補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏
まえている。

^{「○」:}評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現 状況≫欄への補足説明)

前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから記載することができない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 農住組合による交換分合は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、土地の交換が必要な場合に行われるものであることから、あらかじめ測定指標を設定することは馴染まないもの。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

農住組合による交換分合は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、土地の交換が必要な場合に行われるものであることから、あらかじめ測定指標を設定することは馴染まないものであり、分析対象期間において、本特例措置の適用実績がなかったため、同期間における効果・達成目標の実現状況を定量的に明らかにすることは困難である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

分析対象期間内において適用実績がないことから効果を数値化し検証することはできないものの、計画的な土地利用を図る手法の一つである交換分合の活用によって、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、心安らぐ緑地空間の提供及び農業体験・交流活動の場の提供等が可能となる効果があり、これにより都市農業の振興が図られることとなる。

これらの効果については、消費者モニター1,800人を対象としたアンケート調査(農林水産省「食料・安全・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月公表))の「都市農業が果たしていると考える役割・機能」において、「大いに果たしている」又は「ある程度果たしている」と考える者の割合が全体の5割を超えており、多くの都市住民の理解が得られている。また、交換分合の活用によって得られる効果は特例措置が適用された時点にとどまらず、それ以降も永続的に効果が発現されるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書 1 政策評価の対象とした 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(国税)(法人

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(国税)(法人 税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、 その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課 国土交通省都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 24 年 2 月~8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 56 年度 税制措置創設 (恒久措置)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》都市展業の役割や都市住民のニーズ等を踏まえ、都市及びその周辺の地域における農業の振興を図る。このため、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等により、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。 《政策目的の根拠》 〇農住組合法(昭和55年法律第86号) 第1条 この法律は、住宅の需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ当該市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うために必要な組織を設けることができるようにし、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的社会的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もつてこれらの地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。 〇食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)第3農業の振興に関する施策3農業の振興に関する施策3農業の振興に関する施策3農業の振興に関する施策(3)都市及びその周辺の地域における農業の振興新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオーブンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった報市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進する。
		○「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針(平成 23 年 12 月 24 日農林水産省とりまとめ。以下「取組方針」という。) I. 戦略ごとの取組方針 【戦略 2】 6 次産業化・成長産業化、流通効率化 5. 消費者と絆の強化

【農水35】

	① 多様な都市と農村との交流を促進するため、グリーンツー リズムなど集落ぐるみの取組を進めるとともに、都市農業が もつ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進める。
② 政策体 におけ 政策目 の位置 け	る 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の
③ 達成目 及び標	
8 有効性 ① 適用数 等	適用件数 (実績) (分析対象期間: H21~23)
② 減収額	減収額(実績) (分析対象期間: H21~23) (単位: 百万円) 区分 H21 H22 H23(見込) 減収額 0 0 0

		③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~23)
		目標の実	〇都市的地域における市民農園の区画数 [実績]
		現状況	(単位:万区画)
		がれん	年度 H21 H22 H23
		i i	※H23 年度については精査中。
		1	H21~23 における都市的地域における市民農園の区画数は、目標を概ね
			達成している。
			《계약사이사면서 전상· L 7 시면 '보라다면 이번에 기계 (/) 전시 현재명 1101
3		1	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21
			~23)
			平成 21 年度から 23 年度における本措置の適用実績はなかったが、平式 13 年の時 中間 (学) は 27 年 13 年 13 年 13 年 13 年 13 年 13 年 13 年 1
			成17年の特定農地貸付法の改正により可能となった農業者以外の個人又は今世界による大田県国の関連が原理に増加していること。 また 正式
			は企業等による市民農園の開設が順調に増加していること、また、平成 23年12月の取組方針において、都市農業が持つ多様な役割の発揮に必要
-		1	23年12月の収組力針において、郁甲辰米が行う多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進めることとされており、この目標達成に向けて、
			計画的な土地利用を図る手法の一つである交換分合のさらなる活用が見
			計画的な工地利用を図る子法の一つである交換が音のさらなる活用が見 込まれることから、これまで以上に本措置の必要性は高い。
			<u> </u>
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~23)
			過去3年間(平成 21 年度から 23 年度)の実績がないため、税収減は
			発生していないが、交換分合による課税の特例措置が担保されているこ
			とにより、農業上の利用と他の利用との調整が図られ、「農」の営みを
-			体験する場をより多くの都市住民に提供することが可能となることか
		\$ \$	ら、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進しつつ、
		-	都市農業の振興を図ることにより、減収額を上回る効果があるものと考
			えられる。
9	相当性	① 租税特別	交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税
		措置等に	負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、
3		よるべき	予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年の予算額に左右されること
		妥当性等	なく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手
			法を取ることが適切である。
		② 他の支援	本措置以外に支援策はない。
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	= .
		団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者の	D見解	地域や都市住民に及ぶ効果も考えられ、継続は妥当。
			(平成 24 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向		引き続き継続する。
11	1 評価結果の反映の方向		
	1±		
12	前回の事前評価又は事		- i
	後評価の	D実施時期	
	P. Commission		

【農水36】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 府省名 農林水				
税目	法人税、所得税、法人住民税				
区分	□新設	□拡充	□延長	•	■事後

点検項目	評価の実施状況						
租税特別措置等の合理性							
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない		
② 所期の目標が達成し ていない状況	□達成され	ていない	■達成る	されている	□説明なし	0	
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	浸拠なし)	□定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	*	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	0	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性							
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし		
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	■説明は	あり	□説明なし		

- 「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。
- 「③」:点検過程における各府省からの補足説明(〈点検結果表の別紙〉参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、当該理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(民間研究開発 投資の対 GDP 比率)は、食品製造業及び農薬製造業以外の企業の影響を大きく受ける ものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明 らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測る ことができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影 響度等を明らかにする必要がある。
 - (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

「過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別 措置等の効果を説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説 明する必要がある。

また、研究開発投資の押し上げ効果(押し上げ率)について、アンケート調査から「大企業 1.26 倍、中小企業 1.59 倍」と説明しているが、当該アンケートの対象には食品製造業及び農薬製造業以外も含まれているところ、食品製造業及び農薬製造業に対しても「大企業 1.26 倍、中小企業 1.59 倍」という値を用いることが適当であることについて説明する必要がある。

更に、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「我が国は、主要先進 諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(③参照)を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りのない状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 恒久措置である本税制措置については今回が初めての評価であるため、適用数については、平成 18~20 年度の実績と比較することにより検証している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1 政策評価の対象とした 対験研究を行った場合のは「税額等の特別物験

1	政策評価の対象とした	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除				
	租税特別措置等の名称	(法人税、所得税:義)【国税】、(法人住民税)【地方税】				
超税特別措置等の内容 1 対象者 食品製造業及び農薬製造業 2 特例の内容						
3	担当部局	食料産業局新事業創出課/農林水産技術会議事務局研究推進課				
4	評価実施時期	H24. 2~8				
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 2 5 %を税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設				
6	適用期間	恒久措置				
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 我が国の食と農林漁業は、所得の減少と、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しており、食と農林漁業の競争力・体質強化は待ったなしの課題である。食品産業においては、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競合が激化する中でその役割が引				

	き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農薬製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まり、持続可能な力強い農業の実現に向け、より安全性の高い環境負荷の少ない農薬を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。我が国食品製造業及び農薬製造業の発展を図るためには、企業等による研究開発の促進が重要な課題である。 《政策目的の根拠》 1 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。
	2 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定) 6次産業化の基礎となる革新技術の開発や生産から消費に至るフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等を実現するためには、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた政策を立案し、実行する必要がある。
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業 の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源 の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全 な発展を図る。 ≪中目標≫ 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫ 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進国の中で最高水準(第 1位)に維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の約7割以上を占める企業の研究開発投資 を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め ることに大きく寄与することが可能。 食品製造業及び農薬製造業の研究開発投資を増進させることによっ
	て、食料の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている。食品製造業においては、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農薬製造業においては、より安全性の高い環境負荷の少ない農薬を供給するための研究開発を促進することに寄与する。

8 有效等	为性	① 適用数等	平成 23 年度に食品製造業及び農薬製造業等(8業種 478社)に対して実施した利用状況実態調査では、調査対象の8業種全てで利用が確認されており、特定の者に偏っているとは言えない。また、上記調査による利用割合から算出した適用件数は、平成 18~20年度3年平均1,399件(うち中小企業292件)と比較してもほぼ同等の適用件数があり、本特例措置の適用件数が想定外に僅少とは言えない。 食品製造業及び農薬製造業の適用件数(うち中小企業)(推計)平成21年度(実績)1,400件(350件)平成22年度(実績)1,184件(338件)平成23年度(見込)1,184件(338件)(出典:総務省「平成23年度科学技術研究調査」の食品企業及びその他化学工業の企業等数にアンケート調査に基づく利用割合を掛けて算出。)※ 算定根拠は別添1参照					
		② 減収額	【国税】 食品製造業及び農薬製造業における減収額(うち中小企業)(推計) 平成 21 年度(実績)10,089 百万円(1,132 百万円) 平成 22 年度(実績)10,097 百万円(1,458 百万円) 平成 23 年度(見込)9,673 百万円(1,602 百万円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の 控除額にかけて算出。23 年度の見込み額は23 年度利用状況アンケート調査結果による増減率を反映。) ※ 算定根拠は別添 1 参照 【地方税】(推計)(法人住民税率:17.3%) 平成 21 年度(実績)196 百万円 平成 22 年度(実績)252 百万円 平成 23 年度(見込)277 百万円 ※ 算定根拠は別添 1 参照					
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 16 年~平成 23 年) 現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は 3.36%。主 要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持している が、4%には届いていない。 なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資を合わ せて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投 資の促進に資するものである点に留意。 主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%) 2005 年 2006 年 2007 年 2008 年 2009 年 日本 3.32 3.44 3.45 3.36 1.70 1.70 1.32 1.39 1.40 1.47 1.70 1.70 1.32 1.39 1.40 1.47 1.70 1.70 1.32 1.39 1.40 1.47 1.70 1.70 1.32 1.39 1.40 1.47 1.70 1.70 1.31 1.75 1.78 1.77 1.85 1.79 1.85 1.79 2.04 2.00 1.96 1.86 1.92					
			ロシア 1.07 1.07 1.12 1.04 1.25					

1	1	フランス	2. 11	2. 11	2.08	2. 12	2. 26	
		ドイツ	2. 51	2. 54	2. 53	2. 69	2. 82	
		イタリア	1.09	1. 13	1. 17	1. 21	1. 26	
		出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」						
		《租税特別	措置等に	よる効果	・達成目標	票の実現も		
			(分析対象期間:平成 16 年~平成 23 年)					
		我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比						
		率を維持している。						
1								
		主要国の対 G D P 民間研究開発投資比率 (単位:%)						
			2005年	2006年	2007年	2008年	2009 年	
		日本	2.54	2.63	2. 68	2.70	2.54	
*		中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1. 25	
1		韓国	2. 15	2. 32	2. 45	2. 53	2.64	
1		アメリカ	1.80	1.86	1. 93	2. 04	2.04	
		イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1. 12	
1		カナダ	1.14	1.14	1.09	0. 98	0.99	
	i i	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	
		フランス	1.31	1.33	1. 31	1.33	1.39	
		ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	
		イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67	
1		出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」						
		《税収減を	是認する	ような効:	果の有無》			
	:	2940211-15024			(分析対	象期間:	平成 16 年~	~平成 23 年)
				る押し上	ず効果(約	圣済産業省	(試算)	
		大企業:	Section 1					
		中小企業						
i		※算定根拠	は別添1	参照				
		A D	- e m -+- en	Manualle 1 - La 1		B 0x 10 1/m 1/		
		食品産業及び農薬製造業における研究開発投資押し上げ額 「国料】						
		【国税】 +企業・12 198 万万円 (0.672 万万円×1.26)						
		大企業: 12,188百万円 (9,673百万円×1.26)						
		中小企業: 2,547 百万円 (1,602 百万円×1.59)						
		【地方税】 2.547 百万円×0.173 (法人住民税率) =441 百万円						
9 相当性	① 租税特別	AND PARTY OF TAX	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	CONTRACTOR AND		and the second second second	New Advancement of	で出生器に
, Halt	措置等に	限定的な予算措置(補助金等)の研究開発支援と比較して税制措置に よる研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支						
	よるべき		よる研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支 援することが可能であり、研究開発内容を限定しないため民間企業の研					
	妥当性等	100	接することが可能であり、研究開発内容を限定しないたの民間企業の研					
	②他の支援	43 C. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A.	Market State of the State of th		San Barrier British		で び 研究 ラ	テーマ等を設
į	措置や義							ける成果の獲
	務付け等							く促進する
	との役割	制度である						
	分担	a specifical parties.					10000 d B. C.	
	分担							

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域の食品製造業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しといった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税制により食品産業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展につながると考えられる。
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 継続は妥当。
11	評価結果の反映の方向 性	対 G D P 民間研究開発投資比率が微増で推移していることから当該税制措置の一定の効果が伺える。今後も本特例措置の継続が必要である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

別添 1

[試験研究税制:税目 所得税・法人税・法人住民税]

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(恒久措置) (食品産業及び農薬製造業)

1. 適用数の算定

23 年度利用状況アンケート調査結果による適用件数及び利用割合

平成 18 年度(実績) 27 件 (7%) うち中小企業 4 (1%) 平成 19 年度(実績) 34 件 (9%) うち中小企業 6 (2%) 平成 20 年度(実績) 35 件 (8%) うち中小企業 7 (2%) 平成 21 年度(実績) 38 件 (8%) うち中小企業 6 (2%) 平成 22 年度(実績) 35 件 (7%) うち中小企業 5 (2%) 平成 23 年度(見込) 35 件 (7%) うち中小企業 5 (2%) (調査対象数:8業種、478事業者)

(食品製造業)

食品製造業及び農薬製造業の企業数(資料:企業数は総務省「平成23年度科学技術研究調査」の食品製造業及びその他化学工業企業数の合計)

平成 18 年度 16,945 件 平成 19 年度 17.880 件 平成 20 年度 17.518 件 平成 21 年度 17,497 件 平成 22 年度 16.919 件 食品製造業及び農薬製造業における適用件数 (推計) 平成 18 年度 16.945×7%=1.186 件 平成 19 年度 17,880×9%=1,609 件 平成 20 年度 17,518×8%=1,401 件 (18~20 年度平均 1,399 件) 平成 21 年度 17.497×8%=1.400 件 平成 22 年度 16.919×7%=1.184 件 平成 23 年度 16,919×7%=1,184 件 (うち中小企業) 平成 18 年度 16.945×1%= 169 件 平成 19 年度 17.880×2%= 358 件 平成 20 年度 17.518×2%= 350 件 (18~20 年度平均 292 件) 平成 21 年度 17. 497×2%= 350 件

2. 減税額の算定

(1) 平成23年度実施の利用状況アンケート調査結果

平成 22 年度 16.919×2%= 338 件

平成 23 年度 16.919×2%= 338 件

食品製造業及び農薬製造業 (調査対象数:8業種、478事業者)

特別控除実績額:平成21年度 2,561 百万円

平成 22 年度 2,802 百万円 (増減率:9.4%) 平成 23 年度 2,684 百万円 (増減率:▲4.2%)

(中小企業)

特別控除実績額:平成21年度 215百万円

平成 22 年度 183 百万円 (増減率: ▲15.4%)

平成 23 年度 200 百万円 (増減率: 9.9%)

(2) 平成 21 年度、22 年度実績の推計

① 食品製造業

試験研究費に係る特別控除額(資料:国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)

・平成21年度の控除実績額: (総額型):8,586百万円

(中小企業): 1,107 百万円

· 平成 21 年度控除実績額合計: 8,586+1,107=9,693 百万円

・平成22年度の控除実績額:(総額型):8,107百万円

(中小企業): 1,438 百万円

平成22年度控除実績額合計:8,107+1,438=9,545百万円

② 農薬製造業(推計) (資料:国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)

ア 化学工業の試験研究費に係る特別控除額

・平成21年度の控除実績額: (総額型) 71,270百万円

(中小企業) 4,744 百万円

・平成22年度の控除実績額: (総額型)118,255百万円

(中小企業) 4.495 百万円

イ 農薬製造業の化学工業に占める割合(資料:経済産業省「工業統計表」)

平成 21 年度: 0.52%

• 平成 22 年度: 0.45%

ウ 農薬製造業の控除実績の推計

・平成 21 年度控除実績 (総額型) 71,270 × 0.0052 = 371 百万円

(中小企業) 4.744 × 0.0052 = 25百万円

• 平成 21 年度控除実績額合計: 371 百万円+25 百万円=396 百万円

・平成 22 年度控除実績 (総額型) 118, 255 × 0.0045 = 532 百万円

(中小企業) 4.495 × 0.0045 = 20 百万円

• 平成 22 年度控除実績額合計:532 百万円+20 百万円=552 百万円

③ 食品製造業及び農薬製造業の試験研究費に係る特別控除実績額(合計)(推計)

· 平成 21 年度 (総額型) 9,693 + 396 = 10,089 百万円

(中小企業) 1,107 + 25 = 1,132 百万円

·平成 22 年度 (総額型) 9,545 + 552 = 10,097 百万円

(中小企業) 1,438 + 20 = 1,458 百万円

(3) 平成23年度の控除実績額見込み(推計)

(総額型)

平成 23 年度: (1- 0.042) × 10,097 = 9,673 百万円

(中小企業)

平成 23 年度: (1+ 0.099) × 1,458 = 1,602 百万円

(4) 法人住民税額の推計(法人住民税率:17.3%で試算)

平成 21 年度: 1,132 × 17.3%= 196 百万円 平成 22 年度: 1,458 × 17.3%= 252 百万円 平成 23 年度: 1,602 × 17.3%= 277 百万円

3. 押し上げ効果(押し上げ率)の試算

(経済産業省試算:23年度経済産業省実施アンケート結果に基づく試算)

- (1) 大企業
- ① 研究開発費の押し上げ額:

(各社の23年度研究開発投資見込み額×各社の押し上げ率)の合計=80,002百万円

- ② 税額控除額:総額型控除予定額(総額型)63,390百万円
- ③ 減税による投資押し上げ率= ① ÷ ② = 1.26
- (2) 中小企業
- ① 研究開発費の押し上げ額:

(各社の23年度研究開発投資見込み額×各社の押し上げ率)の合計=246.5百万円

- ② 税額控除額:総額型控除予定額(総額型)155.0百万円
- ③ 減税による投資押し上げ率= ① ÷ ② = 1.59